

令和2年第8回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和2年9月4日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年9月 4日
2. 閉 会 令和2年9月11日
3. 会 期 8日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和2年第8回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和2年9月4日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明

令和2年9月7日（月）……9～68頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、荒海正人、上野恵美子、秦貞継、伊藤一男、三留正義）

令和2年9月8日（火）……69～116頁

- 日程第1 一般質問（多賀剛、青木照夫）
- 日程第2 議案第1号 西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町小規模多機能型居宅介護施設条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第6号 令和元年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第7号 令和元年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第8号 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第9号 令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第10号 令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第11号 令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第12号 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第13号 令和元年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 議案第14号 令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第15号 令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第17 議会案第1号 事務検査に関する決議
- 追加日程第1 事務検査（秘密会）

令和2年9月10日（木）……117～162頁

- 日程第1 議案第5号 令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 令和元年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 令和元年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 令和元年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第16号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第13 議案第17号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第14 議案第18号 令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第15 議案第19号 令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第16 議案第20号 令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）

令和2年9月11日（金）……163～186頁

- 日程第1 議案第21号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第22号 財産の取得について（町民バス）

- 日程第3 議案第23号 財産の取得について（スクールバス）
- 日程第4 議案第24号 町道の認定について
- 日程第5 議案第25号 西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 提案理由の説明
- 日程第9 議案第28号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第10 議案第29号 財産の取得について（輻射式冷暖房装置）
- 日程第11 請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第12 請願第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出について
- 日程第13 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第14 意見書案第2号 東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める意見書
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第17 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和2年第8回西会津町議会定例会会議録

令和2年9月4日（金）

開 会 10時02分
散 会 10時40分

出席議員

1番	荒海正人	6番	三留正義	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	7番	小柴敬	11番	清野佐一
3番	小林雅弘	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	9番	多賀剛		

欠席議員

5番 猪俣常三

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第8回議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月4日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会広報分科会）

○議長 おはようございます。

ただいまから令和2年第8回西会津町議会定例会を開会いたします。(10時02分)

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、条例の制定や一部改正をはじめ、令和元年度決算の認定、補正予算、人事案件など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

なお、テレビ等で報道されておりますように、会津県内でも新型コロナウイルスへの感染が確認されており、議場内での感染防止対策を行ってまいります。まず、風邪や発熱などの症状が出た場合は自宅で療養をし、症状が長引く場合は医療機関等で受診してください。議場に入る際は必ずマスクを着用するとともに、入り口に置いてありますアルコールにより手指消毒をしてください。

なお、飛沫防止パネルを演壇及び質問席に設置しました。演壇及び質問席ではマスクを外しての発言も可能としますが、自席での発言時はマスクをしてください。会議中は適宜休議をし換気を行いたいと思います。

町民の皆さまにおかれましても感染防止の観点から、ケーブルテレビでご覧いただくなど、議場における傍聴の自粛にご協力いただければ幸いです。

各位におかれましては、新型コロナウイルス感染防止にご配慮願いますとともに、円滑な議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

5番、猪俣常三君から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

このほかの報告について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり27件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願2件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、8議員からであり、質問者の質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による令和元年度事業分西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の結果については、教育長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、小林雅弘君、9 番、多賀剛君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 11 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 9 月 11 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

6 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した請願は 2 件であります。会議規則第 90 条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託したいと思います。

日程第 4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第 5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(10時40分)

令和2年第8回西会津町議会定例会会議録

令和2年9月7日（月）

開 議 10時00分
延 会 16時25分

出席議員

1番	荒海正人	6番	三留正義	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	7番	小柴敬	11番	清野佐一
3番	小林雅弘	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	9番	多賀剛		

欠席議員

5番 猪俣常三

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第8回議会定例会議事日程（第4号）

令和2年9月7日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 荒海 正人 | 3. 上野恵美子 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 伊藤 一男 | 6. 三留 正義 |
| 7. 多賀 剛 | 8. 青木 照夫 | |

○議長 おはようございます。

令和2年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

5番、猪俣常三君から9日まで欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。なお、質問は通告に沿って簡潔明瞭に行い、重複している質問については、他の議員への答弁で納得した質問は取りやめ、能率的議会運営にご協力ください。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3番、小林雅弘でございます。通告に従って、質問をさせていただきます。

まず第1に、新型コロナウイルス感染症に関する追加対策についてでございます。全国的に新型コロナウイルスによる感染が広がりを見せ、会津においても8月31日までに会津若松市で14名の感染者が確認をされています。昨日は喜多方市でも感染者が出ております。

いつこの西会津においても感染者が確認されてもおかしくない、そういった状況でございます。再度緊張感を持って、今までの対策状況を確認するとともに、新たな対策の必要性を考えると、二つの点について町の考えをお伺いいたします。

一つ目は、教室及び学校の換気対策でございます。各教室の換気対策として、換気のできる最新型のエアコンの導入を検討されてはいかがでしょうか。町は今までも換気対策を実施していることは承知しており、非常に評価しているところでございます。国立病院機構仙台医療センター臨床研究部ウイルスセンター長の西村先生によりますと、エアロゾル感染、あるいは空気感染に対する対策は、換気などして3密になる場合をなるべく避けること。1時間に2回以上は部屋の空気を入れ替えることが必要ということでございます。

暑さも峠を越し、何とか夏場は乗り切ろうとしていますが、西村先生によりますと、夏は湿気があるため浮遊する粒子が大きく、ウイルスが鼻や喉で止まっていることが多い、しかし冬は乾燥して粒子が小さくなるため、鼻から吸ったウイルスが一気に肺にまで到達し、重症化する人が増えるのではないかと心配されているそうです。夏は冷房の冷たい空気が下に沈み、上の窓を開けて換気をすれば冷房効率もまだよいと考えますが、これからの冬場では温かい空気が上に昇り、換気によって暖房効率も落ちると考えられます。

そこで、換気のできるエアコンは有効であると考えております。学校での対応ののち、介護施設や役場等、必要な施設に広げるべきと考えております。

二つ目は、インフルエンザの予防接種への助成の問題です。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行時期が重なった場合、同じような症状があるため、医療現場に混乱が起きる可能性があります。西会津町では18歳まで、そして65歳以上の町民のインフルエンザ予防接種は無料とのこと、大変素晴らしい政策、制度をつくってこられたと評価をしているところでございます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の広がりが会津にまで及んでいる今、19歳から64歳ま

での町民に対し、インフルエンザ予防接種の助成を検討してはいかがでしょうか。7月19日の新聞によりますと、会津坂下町議会では、流行時期が重なり医療現場に混乱がおき、住民の感染リスクが高まるとして、インフルエンザ予防接種の助成制度拡充、つまり年齢要件の撤廃を町に求め、8月25日の新聞報道では、会津坂下町はその要望に応え、インフルエンザ予防接種への助成への年齢要件を撤廃し、全年齢を対象に半額適度を補助する方針を固めた。9月定例会に関連予算を提出する。そういう報道がございました。

次に、有害鳥獣対策についてご質問をさせていただきます。今年はクマの目撃情報が多く、全国でも被害が報道されているところです。西会津町では9月3日現在で26頭のクマ、21頭のイノシシを捕獲しています。もちろん有害鳥獣対策は駆除に終わるものではなく、里山の整備、電気柵の設置など、多くの対策の下、効果が上がるものと承知しています。しかし、畑や田んぼでの出没、裏の小屋の米ぬかを食べられたなどの人的被害が起り得る事態に対応するためには、駆除が効果的であることも事実でございます。

このような中、パトロールや情報があれば出動する。また、地域の依頼でわなやおりを仕掛ける活動、そこで捕えた有害鳥獣の駆除など、実質ボランティアで活動する駆除隊の皆さんのご苦労は本当に大変だと思います。

西会津町としても対策のために予算を増やし、電気柵への補助、わなの購入、狩猟免許取得への補助など、積極的な方策を打っています。わなの免許取得者は8月の試験で11名が合格し、大幅に免許取得者が増え、活動の幅が広がると期待しています。また、このような町の施策に対しても評価しているところでございます。

そこで質問でございますが、一つ目に、クマやイノシシなどを駆除した後の解体処理施設が必要と考えますが、いかがでしょうか。クマやイノシシなどは、胃の内容物調査、放射線量の測定、そして何よりも焼却処分のために解体する必要があります。しかし、西会津町には専用の解体処理施設がございません。ある分会では、メンバーの敷地内をお借りして解体作業を行っていますが、野生動物の血の匂いと洗った水の処理、ダニの問題などで家族の評判は決してよくないのが現状でございます。トラックに付いた血や長靴に付いた血を洗い流すための水道。刺されれば感染症を起こす可能性のあるダニを殺すため、熱湯の出る設備。重量測定の設備も必要です。これらの設備を備えた解体処理施設建設は喫緊の課題でございます。

また、二つ目として、駆除した有害鳥獣をそのまま埋める場合、埋める場所と埋めるための重機が必要となります。当然町が用意しなければならないと考えますが、町の見解をお伺いいたします。有害鳥獣対策が一つ一つ結果を出し始めている今、有害鳥獣対策のさらなる一歩が求められていると思います。

以上、質問を終わらせていただきます。町側の積極的な回答を期待いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、小林議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのおり、町では今年度、有害鳥獣対策に係る予算を大幅に増額・強化して、電気柵の設置をはじめとした被害防除、集落周辺の間伐などの環境整備、加害個体を駆除する有害捕獲の大きく三つの対策を複合的に進めております。

主な取り組みの実績を申し上げますと、電気柵設置に係る補助金につきましては、現在

まで共同設置 8 件、個人での設置 20 件、合わせて 28 件の補助を行い、整備延長は約 16 キロメートルとなりました。昨年までの整備分も含め、電気柵を設置したほ場では、大幅に被害が減少している状況であります。

また、今年度より行っているわな猟免許取得支援では、8月のわな猟免許試験で 11 名が新たに免許を取得、9月の試験には 9 名が受験申し込みをしております、さらに 11 月の試験には現在のところ 6 名の受験希望があります。現在の 14 名に加え、今年度は 25 名以上が新たにわな猟免許を取得する見込みであります、今後も取得者増に向けて働きかけを行っていく考えであります。

有害捕獲につきましては、猟友会に全面的な協力をいただいております、今年度は 4 月より現在までイノシシ 21 頭、ツキノワグマ 26 頭、ニホンザル 43 頭を捕獲しており、特にイノシシとツキノワグマについては、昨年度 1 年間の捕獲数を大幅に上回っている状況であります。

今後も被害防除、環境整備、有害捕獲の三つの対策を複合的かつ効果的に進めていくことにしております。

それではおただしの 1 点目、クマやイノシシを駆除した後の解体処理施設についてですが、町では駆除後の処理について、現在のところは解体を必要としない埋設処分を原則としております。しかしながら、現在までの実績で、今年度の 47 件の駆除のうち、焼却処分が 20 件、最近は解体した上での焼却処分が増加傾向にあります。

その要因としては、埋設するための穴を掘る作業が重労働であること、適切な埋設場所が少ないことが考えられます。また、焼却処分する際は、燃えるごみの袋に入る大きさに解体して、中身が見えないように配慮する必要があり、猟友会員の作業小屋などを利用し解体処理してから、環境センター山都工場に持ち込んでいます。

町としましては、わな猟免許取得者も増え、イノシシの捕獲頭数も増える見込みであること、猟友会員の高齢化が進んでおり、埋設するための穴を掘る作業が困難になってきていることなどから、現在の埋設処分の原則を転換し、焼却処分を原則とできないかを検討しているところであります。併せて解体処理施設の必要性についても検討を進めておりますので、ご理解をお願いします。

2 点目の個体を埋める場所の確保と重機の利用についてであります、現在は猟友会員に埋設する場所を用意していただくか、捕獲した地区の方に協力をいただき埋設場所を確保している状況です。埋設の際は、手掘りが基本ですが、地区の方が重機を操作して埋設する穴を掘っていただくこともあると聞いております。

猟友会からは、町で埋設場所を確保してほしいとの要望もありましたが、町有地で埋設に適した場所がなく、事前に穴を掘った場合の安全管理、埋設後の臭気対策等が難しいことから、猟友会各分会に対応をお願いしているのが現状であります。

重機の利用については、専用の重機を確保して捕獲の都度重機を移動して利用することは効率的でないと考えられ、また、事前に重機で穴を掘った場合の安全対策にも問題があります。これらのことを勘案し、捕獲後の処理については、猟友会各分会の実情も踏まえ、猟友会と協議しながら検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

そのほかのご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症に関する学校の換気対策についてお答えいたします。

初めに、町内小・中学校の空調設備であります。まず、平成14年4月に町内の中学校4校が統合し、開校した西会津中学校は、木の暖かみを生かし、環境にやさしいエコスクールとして、自然の風が廊下や教室へ適度に吹き抜けるコンセプトの基、設計されております。

しかしながら近年、夏季における連日の猛暑日が常態化し、2階・3階の教室では30度を超える日が続くなど、扇風機等では対応しきれない状況となったため、統合から12年が経過した平成26年度に熱中症対策の一環として、近隣市町村よりも早く、各教室等に出力の高い天井ビルドインタイプの空調設備を設置したところであります。

また、木のぬくもりを重視し、豊かな自然と調和のとれた学校として設計された西会津小学校においても同様に、平成27年度、各教室や多目的ホール等に壁に取り付けるタイプの空調設備を整備したところであり、小・中学校とも冷暖房設備を設置してから5年ほど経過であります。

なお、建物の附属設備として学校に整備した空調設備の標準的な耐用年数は15年であり、今後約10年以上は使用できる見込みであります。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する学校の換気対策につきましては、去る8月6日付で文部科学省から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式」の改訂版が出されました。この中では、基本的に密閉・密集・密接の三つの密を避けることや、集団感染のリスクへの対応として、換気の徹底による密閉の回避が重要であるとされております。

このため本町においては、今後の冬期暖房期間も含め、室内の空気と外気の入れ替えを行うため、既存の空調設備と送風機を併用した換気対策を実施することといたしました。なお、この送風機については、先の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小・中学校の全普通教室や特別教室分の大型送風機30台を発注したところであります。

町教育委員会としましては、空調設備を整備して5年程度であり、送風機による密閉対策を行っていくことから、換気のできるエアコンを導入する予定はありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、感染症予防対策としましては、おただしの換気による密閉の回避に合わせ、各教室に1台、手指アルコール消毒用自動噴霧器の配置や、毎日の校舎内消毒業務をシルバー人材センターに委託し、教職員の負担を軽減しながら、安全・安心な教室環境確保に努めているところであります。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、新型コロナウイルスに関する追加対策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、7月以降東京や大阪などを中心に全国で感染者が急激に増加しており、会津地方でも8月19日に初めての感染が確認されて以降、本

日まで17名の感染が確認されたところであり、社会活動や経済活動を維持しながらコロナと共存していく、ウィズコロナの中において、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況であると認識しております。

このような感染状況は、全国的には秋以降も続くことが予想されており、季節性インフルエンザの流行期には、インフルエンザか新型コロナウイルス感染症かが分からない発熱患者が増加することから、医療機関の検査体制や医療提供体制の確保が課題となっております。

一方、インフルエンザ予防接種は予防接種法に基づき実施されており、感染すると重症化するリスクが高い65歳以上の高齢者などに対して市町村が実施する定期接種と、65歳未満の方が各自の判断で受ける任意接種があり、今年については同時流行時における医療機関の負担軽減や受診者の混乱を避けることなどの目的で、任意接種対象者への接種費用を助成している市町村もあるとの報道がなされております。

本町のインフルエンザ予防接種費用の助成は、65歳以上の方などを対象とした定期接種を全額助成しているほか、重症化予防と子育て支援などを目的に0歳から18歳までの児童・生徒及び妊婦の方など、任意接種の対象者にも接種費用から千円を控除した額を助成していましたが、今年度からは子育て支援のさらなる充実を図るため、接種費用の全額を助成することといたしました。

おただしの19歳から64歳までのインフルエンザ予防接種費用の助成につきましては、任意接種であることを基本とし、同時流行時における医療機関への受診者数抑制による医療機関の負担軽減の観点から、他市町村の動向も踏まえまして検討してまいりますのでご理解をお願いいたします。

なお、季節性インフルエンザの予防方法は流行前のワクチン接種のほか、外出後の手洗い、人混みや繁華街への外出を控えるなど基本的には新型コロナウイルス感染症予防と同じことから、引き続き新しい生活様式に基づいた感染症予防の徹底について周知を行い、町内での感染拡大防止と受診者の減少による医療機関の負担軽減を図ってまいります。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、教室及び学校の換気対策で、換気のできるエアコンを導入する予定はないと、はっきりおっしゃられましたけれども、やはりこの問題、確かに5年前にエアコンを入れ替えた、さらに今回は送風機などの対策も十分にしていると、それは私も十分承知をしております。

しかし、今は平時ではなくて、やはり緊急時です。そのときに機敏に動く、効果があるものだったら、子どもたちを守るためにも機敏に動く、そういうことも必要ではないでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

議員申されましたように、今の状況におきましては、通常のことではなくて非常時であるというような認識を基にしまして、町教育委員会としましても、先ほど答弁しましたように様々な感染症予防対策をしているところでございます。これにつきましては、例えば、

先ほども申し上げましたように、国のマニュアルに沿って、国のほうで示されている部分については、なるべく早めに対応するというごことでもございまして、新型コロナウイルス関係の臨時交付金をすぐに使いまして、すぐに必要なものについては発注して、すぐに学校に配置する。手指消毒用の噴霧器なんかもそうなんですけれども、早速、学校に配置しながら使用して、なるべく安全、安心な環境づくりに努めているということでございます。

また、これも先ほど申し上げましたように、併せながら児童生徒、それから教職員の負担の軽減についても速やかに対応しているところでございまして、これについては、文科省のマニュアルが出る前から、もう学校の教職員の負担軽減も含めて外部の人材を投入して消毒作業をしていただくと、そういったことも工夫しながらやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 お答えの内容については理解をしたところではございますが、やはり今後のことも考えて、新しい技術、新しい機器、これが出た場合、やはり検討することも必要なのではないかと思っております。全く導入する予定はありませんという回答では、今後に結びつかない。例えば、そこで効果があれば、介護施設、あるいは役場にも広げていく、できる限り働く皆さんの負担をなくし、効果のあるものを使っていく、こういう姿勢が必要だと思っておりますが、見解を求めます。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 再度お答えいたします。

議員のおっしゃられる、確かに換気のできるエアコン装置という部分でも、大変有効であると思っております。先ほど申したように、費用対効果という部分で、まだ5年ということですので。それと同等の効果ということで、町としては送風機の導入を考えております。併用して使うことによって、議員のおっしゃられる換気のできるエアコンと同等の換気ができるということであれば、現状の方向で、今進めていくことでいいのではないかとということで、現状においては導入は考えていないということで回答を申し上げた次第でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 現状においてはということでしたら、私も理解をするところでございます。やはり今後、様々な事態が進行した場合、やはり今おっしゃられたように、今までの教育委員会が機敏に対応してこられたように、この件につきましても、今後検討していただきたいというふうに感じております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。質問の順番と答弁の順番がちょっと違っておりましたので、次はインフルエンザの予防接種の助成の問題でございます。一つだけこの問題、実は議会でも要望としてあげられるということなので、一つだけ確認をさせていただきたいと思っております。答弁の中で、他市町村の動向も踏まえ検討してまいります。そう書いてあります。これは積極的に実施するというのを検討するという意味なのかどうか、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

この19歳から64歳までのインフルエンザへの助成について、議会のほうからご要望とさせていただきます。その内容等について、今、鋭意検討をしているところでございまして、この秋以降のインフルエンザと新型コロナの感染の問題もありますので、できるだけ早くご回答をさせていただきたいなど。

前向きかどうかというようなことでありますけれども、今は、とにかくこの難局を乗り越えるというかね、コロナのこの感染症拡大防止を図るためのいろんな作業をしているわけでありまして、それと併せてインフルエンザについてももしっかり対応できるような方法を検討している段階でございまして、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 議会からの要望ということもございまして、この問題についてはこの程度にさせていただきたいと思っております。

それでは、一番先に答弁をいただきました有害鳥獣対策でございまして。今までこのクマやイノシシ、ほとんどが埋葬されていたということなんですけれども、今は焼却処分が多いというふうに私も思っていますが、どうなんでしょう。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 お答えいたします。

今年度捕獲いたしましたクマとイノシシ、合わせて47頭なわけですが、そのうち焼却処分が20頭ということで、差し引き27頭は埋設処分ということで処理しております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 非常に失礼しました。回答の中に載ってたんですが、私の実感とちょっと違ったので、再度質問をさせていただきました。

ここの町の有害鳥獣に対する考え方なんですけれども、もちろん猟友会の皆さんに主に駆除していただいていると思うんですが、今までは、そうすると獲って、それはお任せで、自分たちで解体してくれというような感じだったんですか、どうなんでしょう。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 捕獲後の処理につきましては、原則、町長の答弁からもありましたように、原則埋設ということで許可を発出しております。事情によって焼却処分ということもできますが、これにつきましては、そういった処理まで猟友会員の皆さんにお願いしているのが現状であります。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうですね。非常に駆除してくれ、駆除してくれということで言われてきたんですけれども、獲った後の処理が、町としては、残念ながら責任をやや持っていないのかなと、猟友会にお任せなのかなというふうに思います。それで間違いはないと思いますが、言葉は悪いですけどもね。どうでしょう。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 町といたしましては、この有害駆除については、有害鳥獣捕獲実施隊、こういうものを町職員と猟友会員とで組織してまして、その実施隊が中心となって捕獲にあたっております。ですので、全く猟友会に丸投げしているということではなくて、町と一緒に連携して取り組んでいるということでございまして。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 実は私も猟友駆除のメンバーでもございますので、申し上げるんですが、やはり実際に関わっている人たちからすると、最後にどうしていくのか、これが一つの大きな課題になっています。埋めるのか、それとも解体するのか、私の所属している分会では、ほとんどが解体しております。そして解体して、黒いビニール袋に入れて、役場にももちろん連絡して、焼却処分ということが圧倒的に多いんです。その際に、やはり先ほど申しましたように、解体する場所の問題、もし埋めるんだったらば埋める場所の問題、これは町でやはり責任を持って用意するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この捕獲後の処理につきましては、実は町内に猟友会の分会、4分会ありまして、それぞれの分会で会員の数ですとか、年齢層ですとか、そういうことで事情が異なってまいります。小林議員お話しされましたが、分会によっては非常に埋設というのが、非常に困難、場所を探すのも、解体する作業も困難ということが、現実そういった問題が生じておりますので、町としましては、町長の答弁にありましたように、今後は焼却処分を原則とできないか、そういったことで検討をしていく、その際には、議員の質問にもありましたように、解体処理施設はどうするのか、そういったところも、今後前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今のご答弁は、全く現状をよくご理解いただいているのかなと、私も思っております。この解体施設の問題、設備の問題、やはりこれから、この町の有害鳥獣駆除を進めていく上にあたっては、必ず必要なものだと私は思っております。ですので、町長の答弁にもございましたけれども、前向きに、今後の方向性として、やはり取り組んでいただきたいと思いますが、実は、やはり事は急いでおります。

ぶっちゃけた話申しますと、今まで、例えば会員の下屋のところですね、軽トラックの上で解体したり、あるいは会員の駐車場といいますか、車庫ですね、その中で解体したり、本当に匂いも残るし、しかもダニも這い回ると。これがやはり現状でございます。そして血がなかなか洗い流せない、私の長靴はもう血がへばりついて、簡単に水では落ちない状態になっております。本当に参加させていただいて、逆によかったなというふうに思っております。現状が分かって。

ですから、この駆除されている皆さんのご苦勞に報いるためにも、さらにこれからの西会津町の有害鳥獣駆除、これの方向性、みんなが参加できる、その方向性をはっきりさせるためにも、今、町長が答弁なさったように、やはり考えていっていただきたい。さらにそれは、来年の問題だと思っておりますので、ぜひ来年度の予算に入れていただいて実現をさせていただく、それで今、狩猟免許を多く取られている皆さんのご苦勞、そして今、実際に参加されている皆さんのご苦勞に応える、そういう町をつくっていくべきだと思いますし、そうあってほしいと思います。

長くなりましたけれども、来年の予算に入れると、そういう答弁がいただけなかったのは残念ですけれども、それに期待して私の質問、これで終わらせていただきます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人でございます。

本日は、全員協議会でも説明がありました西会津町デジタル戦略についてお伺いいたします。西会津町デジタル戦略は、今9月議会で予算が成立されれば、本格的に策定作業が開始され、今年度における先行事業の検討調整実施も併せて行われるものになります。

本町でのデジタル戦略は、人口減少や超高齢社会など、課題が顕著化する中で、暮らしや地域経済、農林業、教育、保健、医療、福祉など、様々な分野においてデジタル技術を活用した持続可能な町、サステイナブルタウンを目指していくことが目的とされています。併せて、目指す具体的な社会六つが示されました。

一つ目として、地域産業の振興、新産業・サービスの創出、地域の活性化でみんなが元気な町。

二つ目、移住希望者等が夢に挑戦できる町。

三つ目、健康で安心して暮らせる、安全で災害に強い町。

四つめ、デジタル人材を育む町。

五つ目、質の高い行政サービス・情報を受けられる町。

六つ目、情報通信利用環境が優れている町。

この目指すべき六つの具体的な社会ビジョンを基に、まちづくりDXという考え方を取り入れ、従来の考え方やルールを変革し、常に新たな施策、事業を創出していくことになります。これが西会津町の西会津町デジタル戦略の概要でございますが、以上の内容を踏まえながら質問させていただきます。

一つ目、長期的な視点での政策立案についてお伺いいたします。持続可能な町、サステイナブルタウンを目指すにあたっては、人口減少や少子高齢化などの社会課題の解決が不可欠になります。町の総合計画に掲載されている人口推計では、20年後の令和22年には、人口3,800人台まで減少し、さらに課題が顕著化になっていくということが推測されています。今後、戦略策定が行われていくにあたり、長期的な視点から今日の課題を細かく分析する必要があると考えます。

そこで長期的な視点による課題認識は、どのように行われるのか。また、政策立案はどのように行われるのかお伺いいたします。

二つ目、推進体制の構築についてお伺いします。社会課題の解決はあらゆる要素が絡み合い、既存の各課の枠組みを越えた大きな視点での模索が必要になります。そこでデジタル戦略を推進していくにあたり、既存の組織体制で行うのか、新たな戦略チーム等が組まれるのかについてお伺いいたします。また、人材育成についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

三つ目、デジタル技術の活用についてお伺いします。本町では、これまで様々なICT技術を活用した事業が展開されてきましたが、デジタル戦略を推進していくにあたり、既存の事業へどのような効果や影響が見られるのか、また、今後事業が発展していくにあたり、専門的知見も必要と考えますが、各種団体や企業等との連携についてお伺いします。

また、デジタル技術の活用にあたっては、町民の理解と意識の向上も必要と考えます。今後どのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

四つ目、市町村や各種団体など、広域での連携についてお伺いいたします。先月8月21

日に会津振興局が主催で、会津市町村長を対象にデジタル変革についてのオンライン講演が行われました。会津全域においてもデジタル戦略導入に向けた機運が高まる中で、データの共有や事業コストの削減等の観点から、広域での連携についてどのように考えているのかお伺いします。

以上、四つの点についてお伺いしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海議員の西会津町デジタル戦略策定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、デジタル戦略策定に向けた基本的な考え方ではありますが、本町において大きな課題であります人口減少、少子高齢化は、労働力人口の減少と消費市場の縮小といった需要と供給の両面から地域の活力の低下、また、農商工業における担い手不足、空き家や耕作放棄地の増加、サルやイノシシなどの有害鳥獣による被害の深刻化、さらに集落機能そのものの維持が大変困難な自治区の増加、高齢化に伴う医療・福祉分野等の担い手不足、小売店の減少などにより地域経済のさらなる縮小といった課題が顕著になるものと予測しているところであります。

このため、高齢者等の買い物支援をはじめ、公共交通による足の確保といった暮らしの支援、さらに移住定住条件の整備に向けた子育て支援や教育振興、町民の健康づくりなどの一層の推進が喫緊の課題であると認識しております。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症拡大により、地方移住の関心が高まっており、在宅勤務の普及、サテライトオフィスの開設といった働き方や企業経営などが見直されている今こそ、ケーブルテレビ高度情報通信基盤などの情報インフラを有する、本町の優位性や独自の魅力を積極的にアピールした移住や二地域居住等の推進のチャンスと捉えているところであります。

こうした現状を踏まえ、町といたしましては、本町が有する情報インフラを活用した快適で便利な暮らしづくりをはじめ、地域の活性化、雇用の創出、また、教育、保健・医療・福祉分野などでのデジタル技術の活用による課題解決や、サービスの向上、さらに新型コロナ禍における働き方の変化などに対応したテレワーク環境の整備などによる都市からの移住定住の促進など、町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向け、本年度、仮称であります西会津町デジタル戦略を策定することといたしました。

それではご質問の1点目、長期的な視点による課題認識と政策立案の方法についてありますが、戦略の視点の一つとしましては、移住・定住の促進、視点の二つ目として、人口減少・超高齢社会における先進モデルの構築、視点の三つ目として、町民が主役の協働のまちづくりのさらなる推進を図り、コンセプトとして、誰もが働いたり、移動したり、いきいき快適に暮らすことができる持続可能な協働の社会の実現を目指してまいります。

デジタル戦略の策定にあたっては、会津大学の先生をアドバイザーに委嘱し、助言等をいただきながら戦略の策定作業、並びに、これと並行し、令和2年度先行事業の検討・実施を進めてまいりる考えであります。

次に、2点目の庁舎内における推進体制の構築についてであります、アドバイザーの

助言をいただきながら、企画情報課が実務担当となり、全課横断的にプロジェクトチームを設置し、デジタル戦略の策定作業等を進めていくことにしております。

次に、人材育成、及び3点目のデジタル技術の活用について、4点目の各種団体や他市町村との連携については、今後のデジタル戦略の策定作業において、より具体化していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 それでは順次再質問させていただきます。

まず、課題認識、政策立案について再質問させていただきますが、先ほどご答弁の中にもありましたとおり、横断的にプロジェクトチームを組んでいくということで、全庁、全課、同じ問題意識でやっていくかというふうに考えております。ただ、先ほどもありましたが、戦略の視点ごとにそれぞれの事業が形成されていくと、ただ、それぞれの事業がつくられていくと、その担当課はその事業に邁進しなきゃいけないということで、その全体像が見えにくくなってしまうという部分も指摘できるかと思っております。

なので、そういった全体像を確認できるような機会であったり、それぞれの事業が実際にその目的に向かって実際に進んでいるのかというような評価をするポイントも設けるのが必要になるかと思っておりますが、その辺り、どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

推進体制という部分でございますが、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、推進体制につきましては、連携協力に関する協定を締結しております会津大学の先生などから助言をいただきながら、先ほども申し上げましたが、企画情報課が実務担当になりまして、進めていきたいと考えております。

また、全課横断的に各課等にプロジェクトチームの構成員を配置しまして、今後の施策の実施に向けて、各課等が主体的に取り組みできるような体制を構築しながら、デジタル戦略の策定作業を進めていきたいと考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 この共通認識をつくっていくというのが、結構本当にこれ重要なことになっていきまして、というのも、よくデジタル化と同じような文脈で、コンパクトシティとか、スマートシティとかということでよく議論されていて、都市部近郊ではこのような体制だったり、事業もかなり前から進んでいます。

今最新事例で、このデジタル化と同じような文脈で進んでいるのが千葉市だったりするところなんですけど、そこでよく言われているのが、イオンモールモデルが今後の未来に即したモデルになるんじゃないかと言われていて、これ何なのかというと、イオンモールあるじゃないですか、いろんなお店が入った商業施設なんですけど、そこができることによって、それに合わせて各自治体の都市計画が設計し始められていて、イオンモールの周りに学校とか公園とか、あと住宅整備とかが行われて、そこに住んだ人は半径2、3キロ圏内で暮らしに必要なものは全部揃うということが言われていて、今後の人口減少だったり、高齢化社会の中で必要なモデルだというふうに言われているんですが、それを我が町

でやってしまうと、やはり中心部から離れた集落とか、自治区というものが淘汰れていくということになりかねない話になります。

なので、その共通認識、全体像を見ながら、この町に合った共通認識ということをつくりあげなければいけないと思うんですけども、もう一度その辺り、ちょっと認識どのように考えておられるのかお伺いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

共通認識と申しますか、まず前提として申し上げておきたいという部分につきましては、このデジタル戦略を進めるという部分につきましては、やはりそのデジタル化が目的ではなくて、デジタル化によって、またその効率化だけを目的とするものではございませんで、議員が先ほど申されましたとおり、今後の人口減少とか高齢化社会におきまして、暮らしの支援、また地域経済の活性化に向けまして、その課題解決やサービスの向上を戦略の視点、3点ほどあげさせていただいておりますが、それに基づきまして、地区等の実情に合った地域づくりとか、あと町民と行政が理解しあいながら戦略というか、デジタル化を進めていきたいという部分でございまして、先ほど申された都市部の部分とは、町の今の置かれている現状からすると、それを当てはめるのは、ちょっと違うのかなと思っておりますし、西会津町に合った形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひそのような考え方でやっていただきたいと思えます。

併せて、政策立案にあたって、やはりコンセプトだったり、そのビジョンから事業に落とし込んでいくというのもそうなんですけど、やはり住民の満足度だったり、充実度というものも高めていく上では、やはり住民視点からの事業立案、政策立案ということも大事になってくるかと思えます。

なので、原則としては、基本としては、その課題がある住民に直接話を聞くということも必要になってくるかと思えます。これは原則としてお願いしたいところなんですけども、ただ、我が町、6千人ほどの人口とはいえ、一人一人あたっていくと、やはり日が暮れてしまうということで、今後デジタル化も進んでいく流れで、そのビッグデータとか統計を分析した上での、その事業立案、政策立案も考えられてくると。そういったデータを活用した地域の分析というのも必要になってくるかと思えますが、その辺り、どのように考えられているのかお伺いしたいと思えます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

いわゆるビッグデータの利用といわれておりますが、行政においては、オープンデータとよくいわれるかと思っております。こちらのほうは平成28年に国の法律が、官民データ基本法というものができましたので、できるだけ民間と官が、いわゆる行政が持っているデータについては、できるだけオープン化していきましょうという取り組みがされております。

それを利用いたしまして政策するというのが一番重用なことと考えておりますし、ただ、

その西会津町の人口規模からしますと、その先ほど申されましたオープンデータではなかなか厳しいというのが現状であります。今現在、国ではRESAS（リーサス）というような情報提供システムを活用させていただいておりますが、その中では個数が小さすぎて、なかなかはっきりとしたデータが読み取れないということもございます。

その辺も踏まえまして、ビッグデータ等のほかに、今現在のデジタル戦略を進める中では、町内の現地とか、フィールドワーク等を通して、必要に応じたワークショップ等を開催しながら意見の集約を図っていきたいと考えておりますので、その辺、ビッグデータの活用と、あとオープンデータの活用、そして住民からの生の声をという部分を反映しながら策定、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 課長おっしゃるとおりで、やはり西会津の規模レベルでは、そのビッグデータとか、統計というものの分析というのはかなり難しい。国でやっているRESAS（リーサス）、地域経済分析システムというものがあって、NTTドコモだったり、ソフトバンクだったり、帝国データバンクの情報を国にまとめて、国の情報と一緒に誰でも見れるようなものとしてありますけども、やっぱりそれを見ても、やはり大まかな移動等は見れるんですけども、細かな分析までといくと、やっぱり難しいというその中で考えていくべきなのが、たぶん広域的な取り組みが重要になってくるかと思っております。

西会津だけで今後これから10年、20年、独自の事業をやっていくのも、やはり効率的な問題の話から難しい点もございます。やはり広域で連携しながらやっていく部分もあるかと思っております。なので、そのデータ収集等もやはり広域的な部分でやっていかないと思いますが、先ほどご答弁いただいて、今後検討していくということでしたが、その点についてもう一度お答えいただいてもよろしいですか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員ご指摘の、いわゆる広域連携の部分についてお答えしたいと思っております。これから西会津町がデジタル化を踏まえて進めていく中で、やはり町単独で実施する部分については、財政負担も大きいという部分も考えられると思っております。ですので、その辺、もし効率化、いわゆる共同で開発できるものがあれば進めていこうという部分はございますが、ただ、西会津町の現状を申し上げますと、やはりケーブルテレビ網を配置した高度情報通信基盤が先行してあるという部分の優位性を生かしながら、デジタル化は進めていきたいなと考えているところでございます。

従いまして、申し上げますと、広域連携すべきものと町で独自に進めていくべきという部分は、二通りの方法があるのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 引き続きデータを基に客観的な視点から、事業立案もそうですけども、それで分析しながら、やはり最終的には直接町民、住民から課題を吸い上げて事業化に向けて対応していただきたいなと思っております。

次に、推進体制についていくつかお伺いします。

まず、組織づくりについてですけども、先ほど横断的なプロジェクトチームを組みなが

ら、まず対応されるということでございました。これから策定されて、それぞれの事業化がされていくにあたって、やはり今までと同じ文脈だと、事業の効率化だったり自動化的な発想になってしまうと思うんですね。とは違って、やはり社会課題を解決していく、人口減少を解決していくにあたっての、その事業発想みたいなものも必要になるかと思うんですけども、そのためには、やはり固定観念を覆したりとか、やっぱり今までの事業の連続性をまず否定してみるとか、そういった手法も必要になるかと思うんですけども、その辺り、組織づくりの中で考えられていることがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でありますけれども、今回のコロナ禍によって、このクローズアップされたのが、都会から地方に関心が集まって、そんな中でテレワーク、あるいはワーケーションとか、サテライトオフィスのこととかということで、非常に全国の地方自治体の積極的な活動が報道されてるわけでありまして。

そういう中であって、私は、今、町がつくろうとしているこのデジタル戦略については、全体計画は当然これ必要でありますけれども、それができてから個別なことに移るというやり方よりも、今はもうスピード感が望まれているわけでありまして、だから、そういう意味では、今、町の課題で最優先にしないといけないこと、これについては特別にやっぱりね、横断的なプロジェクトチームとは別に、何かそういうそれ専属というか、専門にできるような、そういうチーム編成をしながら課題を、特に令和2年度で先行してやる事業もあるわけでありまして、そういう考え方に立たないと、なかなかやっぱり先に進めない、遅れてしまうのかなと、そんな思いをしているわけでありまして、この西会津町のデジタル戦略というのは、何から何まで全てデジタルではなくて、この中で西会津町が今やらないといけないこと、将来に向けて今何をやらないといけないか、ここをしっかりと考えた上で、その作業を少人数の、それ専属にできるような体制を組んでやりたいなど、そんなふうに思っております。

今、本当にこのコロナ禍によって自治体の競争が始まっている状況にあるわけでありまして、そこに乗り遅れないように、しっかりした手法といいますかね、やり方も検討していきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 町長おっしゃられたとおり、やはり短期的な視点での事業も必要だと思います。併せて、やはり先ほど課長から答弁いただきましたが、人口減少というのは、やはり今この事業やったからといって止められるものではないので、やはりそういった部分に関しては長期的な視点で、やはり組織づくりだったり、考え方もしっかりと醸成させながら取り組んでいただきたいなというふうに思います。

個別な事業に関しては、今後さらに提示していただけるということなので、その都度議論させていただきたいなというふうに思います。

併せて、組織の話についてお伺いしますが、先ほど統計だったり、ビッグデータの話お伺いしましたが、その庁舎内での環境づくりというのも、このデジタル戦略を進めていく上では重要かと思っております。業務の可視化であったり、情報のデータ化だったり、業務のICT化だったりという環境整備も重要だと思いますが、その辺り、どのように考えられて

いらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、業務の可視化とか、情報の共有化という部分についてお答えいたしたいと思えます。今現在、デジタル戦略の策定の中で、今、基本に考えているのが、このデジタル戦略のプロジェクトがぶれないように、核となるそのデジタル戦略を策定しまして、その上で具体的な施策の検討実施を図っていきたいと考えているところでございます。

その進めていく中で、行政改革とか事務改善という部分について、いわゆる行政内部のデジタル化という部分も、やはり検討はしなきゃいけないと考えているところでございます。その手法につきましては、今の町が置かれている現状とか課題を把握しながら、今後の施策の検討の中で反映させていきたいと考えておりますので、これから課題整理とかの部分。

ただ、一つだけ申し上げておきたいのが、全てデジタル化になるわけではなくて、やはりいろんなツールがござります。やっぱり紙も残さなきゃいけないというようにいろんな部分もござりますが、その点、事業整理はしていかなければいけないのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 課長おっしゃるとおりで、やはりこのデジタル戦略というのはツールでしかない、手段でしかないということなので、やはりその全体の情報を集めて上から見たときに、何が必要で、必要でないかというのをもたぶん見えてくると。それで見えたときに、やはりその、この場所はやはりデジタル技術は必要だけど、この部分はやっぱり面と向かって人と接してやらなきゃだめだよねというのも含めて見えてくると思うので、何から何までやはりデジタル技術を活用してということではないというのは、すごく理解していますし、そうであっていただきたいなというふうに思っています。

先ほど組織の辺りは、このあたりにしておいて、人材育成についてちょっと確認させていただきたいんですけど、今後人材育成についても、今後検討されるということですけども、このデジタル戦略の中にも人材育成の文言などというのは組み込まれる予定かどうか、ちょっと確認も踏まえてお願いしたいです。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

こちらデジタル戦略の中に、人材育成という部分については、一応こちらのほうもある程度人材育成という形で、戦略の策定ということで、目指す具体的な社会の中にデジタル人材を育む町という部分で、一応基本的な方向性として落とし込んでいきたいというふうには考えているところでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ちなみになんですけど、今後必要なデジタル戦略を進めていくにあたって必要な人材像だったり、職員像みたいなものがイメージされてるか、お願いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

求める人材像という部分でございますが、まず先ほども再三申し上げておりますが、デジタル戦略の実施にあたりましては、そのデジタル化が、そもそもが目的ではないという部分を前提とします。ですから、課題の解決やその町民サービスの向上を目的としておりますので、このデジタルを用いて新しい価値を生み出すような気概を持った方とか、仕組みを変えたりすることで、単純な発想で新たなものを起こせるような人材とか、そういう人材を求めておまして、ただ単に、そのデジタルに係る高度な知識だけを持っている方という部分はあまり考えておりませんで、問題意識、事務改善意欲とか、さらにチャレンジ精神があるような方を人材育成していかなければいけないのかなという部分で考えているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 デジタル戦略という、やっぱりタイトル付いているんで、デジタル技術、使うのかということで何か引っ張られるようなイメージがある気がしますので、そこは分かりやすいように今後説明して、私たちも取り扱うときに、やはりデジタル戦略と書いてあるんで、デジタル戦略と言わざるを得ないんですけど、理解としては、やはりその手段としてでしかないというのはすごく理解しているものの、何か聞いたときに、やはりデジタル技術を使うのかみたいな考え方ならざるを得ないので、そこはちょっと私も含めてですけど、言い方に気を付けたいと思います。すみません、雑談でしたが。

課長おっしゃるとおり、やはり今後の将来ビジョンから何が今必要なのかとかというのをデザインできる、デザインといってもきれいに形取るじゃなくて、しっかりと筋道を立てて事業を計画できるような人だったり、あとはコミュニケーション能力ですかね、聞き手上手な人だったり、そういった内容の人材が必要になってくるのかなというふうに思います。ということは、このデジタル戦略を進めていくにあたっては、やはりこれまでと違ったようなスキルも必要となりますので、その人材育成についても注意しながら取り組んでいただきたいなというふうに思います。

話題を変えます。住民の理解というのも、このデジタル戦略を進めていく上ではかなり重要になるかと思えます。先ほどスマートシティとかの話をしていただきましたが、最近言われている一つが、スマートシティでやっていく側も大事なんですけど、サービスを受ける側も大事で、スマートシティじゃなくて、これからはスマートシチズンが大事なんだみたいな、スマートな市民をつくっていかなくちゃいけないとか、考え方を改めていかないとというふうにいろんなところで議論されているんですけども、西会津は、やはり高齢者の方がたくさんいらっしゃると、やはりデジタル技術を使い慣れていない方もたくさんいらっしゃるという中で、どういうふうにしてデジタル技術を落とし込んでいくのか、活用にあたってどういうふうな流れで落としていくのか、その中で、どういうふう意識を高めていくのか、お考えがあればお聞きしたいです。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 デジタル技術の落とし込みと申しますか、具体的にどうしていくのかというふうなご質問にお答えしたいと思っております。

まず、先ほども議員申されたとおおり、全てがデジタルというふうになるわけではござい

ません。先ほども申し上げましたが、こちらデジタル化によって便利になる部分、ならないものという部分は取捨選択していかなければいけないという部分で考えているということでございます。

従いまして、デジタル化していく部分に対しては、やはり住民の皆さんと十分にコンセンサス等を取りながら進めていかなければいけないと思っておりますし、あと小規模な自治区の部分の意見も集約していかなければいけないというような部分、様々な意見をまとめていかなければいけないなと考えているところでございます。

そういう部分を実現する中で、やはり試行的な事業とか、様々な実証実験等、国の部分がございましたらば、それを活用しながら、その落とし込み、何が課題なのかという部分も踏まえて事業評価をしながら進めていければと、今現在は考えているということでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 やはりおっしゃるとおりでございますが、やはり誰一人として町民を取り残さないような考え方でやっていただきたいと思えます。なので、やはり町民の方も、そのスマートシチズンになっていくような流れになると思うんですけど、とはいえ、やはり提供するサービスはできるだけシンプルに、分かりやすく、デジタル技術を使うにしても、ボタン一つでできますよというような形が一番ベストかなというふうに思います。

そういうふうに考えると、やはり事業を立ち上げる段階で、やはり自分たちではできる範囲というのはかなり限られてくると思えます。専門的な知見が必要になってくると思えます。先ほど、今後検討していく内容だということでご答弁をいただきましたが、その辺り、今、会津大学の方がアドバイザーになられるということでしたが、そういった方たちとどういった話し合いとかがされているのか、その辺り、少し共有いただければと思いますけれども、お願いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、アドバイザーになられる会津大学の先生という部分につきましては、いわゆるデジタル戦略の中で、まだ契約もしておりませんので、具体的な話し合いはしておりませんが、やはり現在で目指すべき社会という部分はどのようなものかというような部分を議論させていただきたいときは、やはり先ほども町長の中の答弁でありましたが、誰でもが働いたり、移動したりする権利は有するというような、やっぱり北欧型の社会は必要ではないのかというような部分は、その先生は申されておりました。ですので、誰でもが自由に移動したり働いたりする権利というような部分も十分な、これからのデジタル化の中でも必要なものなのかなという部分は考えております。

ただし、まだ、いかにせん策定もしてないので、具体的な方向性とかという部分につきましては、これから落とし込んでいくということでございますので、まだ具体的なことまではいっていないということでございますので、それはご理解いただければなと思っております。

ただし、先行事業の中で、住みやすい環境はどうなのかなという部分、その辺はいろんなデマンドバスの予約体制とか、そういう部分は実証的な部分を進めていきたいなという

のは考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ引き続きご検討いただきたいと思います。

併せて、先行事業も注視していきたいと思いますが、ケーブルテレビ等を使う先行事業も、やはり私もそうなんですけども、新しいやり方を使うとなると、やはりその使い方を間違えたりとか、使い方を何度か聞いたり、結構その実験的な期間とか、実験的な内容も必要になるかと思いますが、その辺り事業つくっていく中で、考えられてはいらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

いわゆる実験的な事業という部分でございますが、こちら令和2年度の補正予算に計上させていただいておりますが、まず、3点ほどございまして、1点目につきましては、情報連携基盤ということで、皆さまが自由に、どんなツールでもある程度アクセスできるようなデータベースをつくってきたいというのが1点。2点目といたしましては、住民の足のサービスということで、現在のデマンドバスの予約体制をどうにかできないかというような部分が2点目。3点目につきましては、いわゆる移住定住に向けた首都圏からの、アイデアソンみたいな部分を実施していきたいということで、3点、事業をあげさせていただいているという部分でございます。

一応こちらのほう、効果があるという部分があれば、ずっと続けていく部分もあるでしょうし、その評価検証をしながら、事業についてはすべきものという部分は考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 これから新たに始めていく事業だったり、考え方ですので、やはりやっていく上で、これは違うなというの出てくるということが往々にしてあると思います。やはりそのときは容赦なく切り捨てるだったり、結果が出るものは、もうどんどん進めていくというようなメリハリが付くように、今後進めていただきたいと思います。

これで質問終わらせていただきますが、このデジタル戦略については、先ほど課長、町長もおっしゃられたとおり、これからの町の姿をしっかりと捉えていって、それを具体的な事業に落とし込んでいくということが目的になっていきます。これまで教育分野では、様々なデジタル戦略的な要素で議論させていただきましたが、これが全ての行政の中で通じる話になっていくということはずごく期待している内容でございますので、今後とも引き続き前向きに検討していただきまして、考えていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長 上野議員に申し上げます。午前中に質問だけしていただいて、午後から答弁のほうをお願いするというようなことで、質問席に着いてください。

2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 2 番、上野恵美子でございます。私は今回、2 件の通告をしています。

まず一つ目は、乳幼児の健康推進についてお伺いいたします。3 月議会で就学前教育の重要性を取り上げさせていただきました。非認知能力、いわゆる生きる力、自分で考える

力、失敗しても諦めない忍耐力などのことですが、就学前の子ども、乳幼児期にこの能力を高めることが重要であります。理由は、人間の脳の原型は生まれてから5歳ごろまでに完成します。そのために、この時期に脳を健やかに育てることが大事だということです。本町の子どもたちが非認知能力を高め、自らの意思で創造的に考え行動できる子どもに育つことを切望いたします。

そこで、その土台となるのが乳幼児期における心と体づくり、基本的な生活習慣の確立です。食を営む力の育成。これも乳幼児期こそ重要だといわれています。食育基本法では、豊かな人間性。生きる力を身に付けるには何より食が重要と位置付けています。生涯健康で豊かな生活が送れるよう、乳幼児期からの食育や食環境づくりが求められます。その基礎づくりをサポートすることが認定こども園における食育の役割だといわれ、食育は保育の一環として定義されています。

また、乳幼児期は睡眠習慣の確立も重要です。睡眠、覚醒リズムは生後3カ月近くになると機能し始め、起床及び就寝時刻が一定してくるとされ、この睡眠リズムの確立も就学前が望ましいといわれています。

昨今、家庭のあり方が変化し、親の生活スタイルも多様化しています。家庭における食事や睡眠リズムの乱れは、個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、地域全体で取り組むことが必要だと思います。認定こども園は家庭や地域と連携し、子育てを支援する役割も担っております。

そこで、認定こども園における食育と睡眠習慣の確立について伺います。

- 1、認定こども園では、乳幼児期の食の重要性をどのように捉え、どのような食育を行っているか。
- 2、どのような点に留意して給食を提供しているか。
- 3、食育において、家庭や地域社会との連携をどのように行っているのか。
- 4、乳幼児期にとっての睡眠習慣の重要性をどのように捉え、睡眠習慣の確立のためにどのような取り組みをしているのか。

次に二つ目、住宅整備事業について伺います。

- 1、西会津町若者向け住宅の入居申し込みの現状は。
- 2、定住住宅及び町営住宅の空き室の状況は。
- 3、西会津町総合計画（第4次）にある、子育て世代、シニア世代向けの住環境整備をどのように進めていくのか。

以上でございます。

○議長 暫時休議にします。（11時31分）

○議長 再開します。（13時00分）

午前中に上野議員の質問が終わっておりますので、町側より答弁をお願いします。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員のご質問のうち、乳幼児の健康推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、こども園では、乳幼児期の食の重要性をどのように捉え、どのような食育を行っているのかとのおたがしですが、食・食べることは生きる上での基本であり、

特に乳幼児期は、生涯の生活と健康に関わる食のスタート地点となることから、心身の健全な発達に大きく関わる大切な時期であると捉えております。また、乳幼児期は保護者などから食事を与えられて食べる時期であり、家庭や地域、こども園での連携による食育への取り組みが重要となります。

このため、こども園では食を育む力の基礎を培い、楽しく食べるを食育目標として、園の食育計画に位置付けて取り組んでおります。具体的には、年齢に応じた食生活に必要な習慣や態度を身に付けたり、行事食に親しみ、年齢や季節に応じた調理などの体験をしたり、好き嫌いせずバランスよく食べることの大切さを知ったり、様々な人と一緒に食べる楽しさを経験させるなど、食への興味や好奇心を育てながら、食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちを育てる食育に取り組んでおります。

次に、2点目のどのような点に留意して、給食を提供しているのかとおたがしであります。第1には食の安全です。町管理栄養士が作成した献立により食材等が適切に調理され、異物の混入や食中毒、また食物アレルギーのある園児には、代替食・除去食などを間違いなく提供するなど、細心の注意を払い給食を提供しております。

その次に、栄養の摂取はもちろんのこと、食育目標である楽しく食べることを園児が実践できるよう、旬の食材や地場産品を取り入れたり、季節ごとの行事食や園児へのアンケートでの人気の高い献立によりアクセントを付けるなど、食への興味や好奇心を育てる給食とするための工夫を欠かさずに提供しております。

次に、3点目の食育において、家庭と地域社会との連携についてのおたがしであります。こども園では、年長の保護者を対象とした給食試食会で、お子さんと保護者が一緒に給食を楽しむ場の提供や、毎月1回お弁当の日を設け、ご家庭でつくったお弁当を楽しみに食べたり、毎日の給食を施設内に展示して保護者に見ていただいたりと、できる限り食で家庭とつながる取り組みをしております。

地域社会との連携では、給食のごはんは完全地元産米であり、野菜についても地元ミネラル栽培野菜を使用しております。また、園児が高齢者施設の皆さんと落花生やサツマイモの収穫を一緒に体験したり、乳児の離乳食教室では、食生活改善推進員の方に離乳食の調理をいただくなど、地域のご協力をいただきながら、その連携に努めております。

次に、4点目の乳幼児の睡眠習慣の重要性をどのように捉え、睡眠習慣の確立のためにどのような取り組みをしているのかとおたがしであります。睡眠は脳を休ませ、体の疲労回復や精神面の安定などに有効に作用することから、乳幼児期においても食と同様に、心身の健全な発達に大切な役割を果たしており、朝起きて夜寝る基本的な睡眠習慣に加え、年齢に応じたお昼寝により良質な睡眠の確保をするなど、1日を通した睡眠の習慣化が必要であると捉えております。

なお、乳幼児の睡眠習慣は、家庭における生活リズムの影響を受けやすく、睡眠が乱される場合もあります。このため、こども園での園児の様子や日頃の育児相談、乳幼児健診時などで家庭での様子を伺い、この時期の睡眠の大切さを伝えながら、規則正しい生活リズムの助言や提言を行うなど、家庭と連携しながら睡眠習慣が図られるよう努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 2番、上野恵美子議員の住宅整備事業についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の若者向け住宅への入居申し込み状況についてであります。7月29日から募集を開始し、8月31日を第1次の締め切りとして募集を行った結果、募集16戸に対し12戸の申し込みがありました。今後、書類審査などを行い、入居者を決定してまいりたいと考えております。

なお、これまでの問い合わせの中には、実際の部屋の内部を見てから申し込みをしたいという方も何名かおりますので、9月末の町への引き渡し後に申込者が増えるものと予測しております。

次に2点目の定住促進住宅及び町営住宅の空き室の状況についてであります。定住促進住宅につきましては、全42戸のうち空き室が3戸で入居率は92.8パーセント、所得により入居制限があります町営住宅につきましては、全102戸のうち空き室が11戸で入居率は89.2パーセントとなっております。

次に、3点目の、子育て世代やシニア世代向けの住環境整備の進め方は、とのご質問であります。将来にわたって町に住み続けるためには、単身から結婚、子育て期、壮年期、高齢期など各ライフステージに合わせて住まいを選択、あるいは提案できるような環境を整えていくことが重要であります。子育て世代やシニア世代向けの住環境整備につきましては、今後のニーズを見極めながら調査・検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。

まず、認定こども園における食育からお伺いいたします。答弁いただきました楽しく食べるということで、様々な食育を取り組まれているということが分かりました。そこで、食育に取り組むにあたって、本町の乳幼児や乳幼児を取り巻く家庭の食などに関して、傾向や課題などありましたら、把握している範囲でお答えいただきたいと思っております。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

こども園で把握している限りということでございますが、給食だよりなどで皆さんにお伝えしているところでございまして、毎年園に通ってらっしゃる子どもさんの食に関するアンケートなどを取らせていただいております。その中では、朝、規則的に起きてしっかりと朝食を食べて園に登園された方が9割ほどいらっしゃいます。こういったことから、ある程度ご家庭では朝食を取って、しっかりと朝の習慣を形づくってから登園いただいているというふうな認識でございまして、1割の方については、ときどき欠食されてるというような実態もございまして、そういったところを踏まえながら家庭での朝食の摂取の徹底などを進めていきたいというふうに考えてございます。

また、園で提供いたします給食については、一日の生活の中で、昼食のみの提供となっております。そういったことから、やっぱり、先ほど申し上げました朝食の摂取、また、夕食のしっかりとした規則正しい摂取などを、これからの家庭の中で食育として取り組んでいただきたいというところがございます。

なお、こども園でお預かりしているお子さんについては、乳幼児という、非常に生活習慣がこれから規則正しく形成されて、成長されていく時期でもございますので、そういった面では家庭と連携しながら、しっかりと食育の大切さを伝えてまいりたいということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私も同様に考えておまして、子どもの食育の問題と、あと親や家庭の食に対する意識の問題。でも、食育の中心は家庭ですので、子どもと共に親への働きかけも重要かと思っています。

そこで、なぜこの乳幼児期に食育が重要なのかということでご答弁いただきました。その後の食生活の土台、また人間性の土台を築く重要な時期であるというお話でしたが、そこで、さらにこども園で過ごす時期は、脳の原型が完成する5歳までの重要な時期だからということで、脳の発達の観点から、特に重点を置いておられることがあればお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

こども園で担っております給食提供によって、心身ともに子どもさんの成長に関わっているわけでございますが、それが脳に影響がどの程度及ぼすのかといったところでは、なかなかご答弁申し上げづらいところでございますが、町といたしましては、0歳児から5歳児まで幅広いお子さんをお預かりしております。そのお子さんの成長の過程に応じて必要な栄養素、これは給食の1食分の必要な栄養分、それを町の管理栄養士が献立を、開園当初から作成しておまして、そういったことで心身の成長に間違いのない食事を提供しているということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ありがとうございます。そのとおりだと思います。それに加えて、じゃあ5歳までのこの時期に、どうすれば健やかなバランスのいい脳を成長させることができるかということでは、重要なのが五感を刺激することだといわれています。この五感というのは、外からの刺激を受けなければ成長しないもので、子どもは食事は一度にその五感を刺激する活動だといわれる、そういう意味でも食が重要だということといわれています。特に味覚については、成長するに従って自然に獲得するものではなくて、学習によって獲得していくものなので、やっぱりこの時期に繊細な味覚を育てるという意味でも重要だということで、その辺の脳の発達を促すというところでの観点での重要性は、同じ認識でよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたします。

お子さんの成長のためには、やはり様々な刺激を受けながら、健やかに育てていただくというのが必要なのかなというふうに感じております。その中で、味覚の点については、給食の中で、実際、こども園で調理した給食を食していただく際には、こども園では、できる限り薄味で野菜ですとか、お肉ですとか、魚だとか、そういったものが実際のその食材の味が感じられるように、薄味に感じられるお子さんが多いのかなと思います。ただ、

やはり乳幼児期、食のスタート時点で、初めから味の濃いものに慣れてしまいますと、それが大人になっても習慣が抜けなくなってしまう可能性もございますので、そういったところに気を付けながら、給食の提供に取り組んでいるところでございます。

議員がおっしゃるように、五感、様々な感覚を刺激しながら、子どもたちが楽しく食べるという目標がございますので、それをさらにこれからも続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 こども園での給食の留意点について分かりました。私も同じように考えております。

そこで、給食の中のおやつについてお聞きしたいと思っております。こども園ではどのようなおやつを提供されているのか、お聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

こども園で提供いたしておりますおやつでございますが、午前中に子どもさんに提供するおやつと、午後に提供するおやつがございます。基本的には成長に応じた市販のお菓子を提供してございますが、献立の中に手づくりのおやつを給食の中では取り組んでおります。月に5、6回程度は給食の調理室で手づくりしたおやつについて提供しながら、市販の決まった食感のものですとか、そういったものだけではなくて、手づくりのものについても提供しているところで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 おやつ、手づくりしているということは、すごく素晴らしいことだと思います。ただ、お菓子は子どもが大好きで、適度に与えるのは必要なんですけれども、甘い甘さに慣れてしまうと、その食材の持つ繊細な甘みを感じにくくなるということでは、味覚の発達を妨げたり、取り過ぎによって栄養のバランスを崩したりということがあられると聞いていますが、こども園でのおやつ役割というか、子どもにとって、なぜおやつが必要かと、その辺の認識をお伺いしたいと思っております。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

おやつにつきましては、午前と午後、1回ずつの提供をしてございます。基本的には昼食を給食で提供するわけなんですけど、朝から昼食まで、また昼食から夕食までの間、お腹の空腹を補うような役割としてもおやつがあると考えてございます。

また、おやつについては、先ほど議員がおっしゃられたように、やはりこの成長の時期に大切な部分を、しっかりと対応した、市販の乳幼児用のおやつを提供しているということで、薄味だったり、あとはものの味を大切にしたり、あと噛む力を、しっかりと噛みながらおやつが食べれるようなものを、給食委員会の中で保育士、栄養士、また調理担当者が話し合いながら提供しているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ここでおやつの考え方なんですけれども、乳幼児期は消化吸収機能が未熟で、1日3回、朝昼夕で3分の1量ずつ摂取することができないために、おやつで必要な

栄養素を補うという役割があると思います。つまり、乳幼児にとっておやつは食事の一部として考えて、食事を補う補食としての役割がありますが、例えば、おにぎりとか、うどんとかイモ類とか、そういう体を動かすために必要な炭水化物を中心にして、食事では不足しがちな野菜とか、果物とか、乳製品を組み合わせ提供している、そういう園も多くなってきましたが、そして、嗜好品だけじゃなくて、補食を食べて成長した子どもたちは、野菜中心の食習慣が身に付いているという研究結果もあります。

そこで、今後こども園において、おやつを嗜好品だけではなくて、嗜好品も必要ですけども補食を提供するという事について、お考えを聞きたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

おやつについてのご質問でございますが、先ほど答弁の中で説明不足だったかと思いますが、おやつについては、議員がおっしゃるような、そういった補食の機能も持たせたものも取り入れてございます。基本的に午後のおやつについては、牛乳などと、あとはパンですとか、あと芋餅といった腹持ちのいいようなものを準備しながら、子どもさんに提供しているといったところでございます。

また、午前中のおやつにつきましても、それぞれ噛む力ですとか、あとは嗜好品といったところよりは、逆に子どもたちの成長に必要な要素が詰められたものを選んでいくということで、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 補食という形でおやつも検討していただくということで、分かりました。

次に、こども園で使用している食器についてお伺いします。どのような食器を使っておりますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 こども園で給食で使用しております食器について、お答えいたしたいと思っております。

こども園で使用しております食器につきましては、落としても割れないプラスチック、陶器ではない、落としても割れない素材で作られた、子どもたち、それこそ乳幼児が使って安心な食器を選択して使用してございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そういう製品は軽くて、割れにくくて、とても便利だと思います。しかし、子どもの感性を養うという観点から考えたときに、子どもは大人よりも感性が研ぎ澄まされているので、やはり本物を敏感に感じ取ることができます。そこで、例えば温かいご飯とか、スープなんかは、そういうプラスチック製品よりは、陶器や木製の器で食べたほうが、よりおいしさを実感できる。そしてまた、割れることを学べば、ものを大切に扱うことを覚えます。

そして、プラスチック製品の安全性についてですけれども、中には発がん性のある物質が含まれているものや、近年多発しているABHD、注意欠陥多動性障害などを引き起こす物質も含まれているということがあって、本当に体に安全なのか疑問視する、そういう報告もあります。全国的に見ればプラスチック製品に替えて、陶器とか木製の器を使用す

るようになっている教育機関も増えているようですけれども、その辺は、子どもの感性を養うという観点。そして、安全性を担保するという観点から、陶器とか、そして木製の器を使用する、今後使用していくということに対してのお考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 こども園で提供いたしております給食で使用している食器についての質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、こども園では、子どもさんが落としても割れないプラスチック製の容器を使用しております。これについては、基本的には先ほど申し上げましたように、子どもさんの体に悪影響のない、そういった温かいものですか、冷たいものを容器として使用した際に、そういったものが溶け出ない、しっかりとしたものを選択して使用しているところでございます。ご飯ですとか、汁物などを提供するときには、やはり温かいものを温かいうちに提供するといったところで、そういった容器、非常に大切な部分ではございますけれども、そういった安全性を確認したものを、今現在、使用しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、先ほどの陶器ですとか、温かさを直接感じられるようなものにつきましては、実際、そのプラスチック製のものでも、しっかりと食べる際には、温かさ、味覚の中で感じられるということもございます。手指の感覚では感じられない部分、そういったものは、食すときに感じることはできるのではないかなというふうに捉えてございます。

そういったことから、今後そういった陶器については、どうしても小さいお子さんが配膳中ですとか、あと食事中に床に落として、割れて危ないといった観点で、陶器を導入しているということではございませんが、そういった点も踏まえながら園の給食委員会で、もしそういったこれからの給食提供の中でそういう方向性が示されれば、検討をしてみたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今、使用されている食器は、安全性が担保されているということが確認できているということでは分かりました。今後その感性を養うという観点から検討していただければ、お願いしたいと思います。

家庭や地域との連携について答弁いただきまして、いろいろ活動されていることが分かりました。それは分かりました。

次に、第2期西会津町子ども子育て支援事業計画の中の、幼児期の教育、保育の質の向上を目標に掲げておりますが、食育は保育の重要な柱であります。そこで、保育の質を向上させるという観点から、具体的に食に関しては、どのような点を、どのように向上させていきたいか、ちょっとまとめになりますけれども、その辺ご答弁お願いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、食育については、成長の過程において心身を維持するために非常に大切なものだというふうに捉えてございます。今後も園の見学ですとか、また、家庭での様々な機会を捉えながら、家庭、地域と連携して食育活動に取り組んでみたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、乳幼児期の保育の質の向上を図るために、今回、私ずっとテーマにしてきましたけれども、この時期に脳の発達を促すという視点を中心に据えて、いかに子どもに五感を与えるか、感性を豊かにするかということを取り組んでいただきたいと思います。

次に、睡眠についてですが、乳幼児期の睡眠習慣の確立がなぜ必要かということで、ご答弁いただきました。脳や体を成長させる、そういう働きがあるということとともに、朝の光を浴びることが脳にとってはすごく良いといわれています。というのは、脳の覚醒を促す脳内ホルモンが、朝の光を浴びることによって活発に分泌されてきます。それが未発達だと不安になりやすかったり、ストレスを感じやすかったり、そういうストレスに弱い子どもに育ってしまうといわれています。

そこで、十分な睡眠を取って、そして朝の光を浴びて、そして規則正しい食事をするということで、安定した健全な脳が育てられるということになります。

そこで文部科学省は、早寝早起き朝ごはん運動を推進しています。家庭だけではなかなかその幼児期の、乳幼児期の基本的な生活習慣の確立というのが十分にいかない中で、地域総ぐるみで規則正しい生活習慣を築いていこうということで推進されていますけれども、町全体で、早寝早起き朝ごはん運動という取り組みについて、どのようにお考えかお聞きいたします。

○議長 暫時休議にします。(13時33分)

○議長 再開します。(13時35分)

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 それでは、町全体のことということでございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

議員からご質問のありました早寝早起き朝ごはんにつきましては、第1期の健康増進計画の中でも、スローガンということで位置付けをさせていただいております。今回、昨年度策定いたしました第2期の健康増進計画の中でも、こういった早寝早起き朝ごはんの考え方に基づいた様々な取り組みを実施していくということでございます。

具体的に、朝起きて血圧測定をするということのも、朝にやっていただくことが効果があるだろうということと、食の面でいいますと、朝食にしっかりと野菜を摂取していただくということも、その朝にやっていただく効果があるということで、子どもだけでなく、成人、高齢者も含めまして、そういった朝に様々な健康づくりの取り組みをすることによって、健康な生活を送ることができるという考え方で、現在も第2期の健康増進計画の中では、そういったことを念頭に置いて、現在様々な健康づくり事業に取り組んでいるということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 上野議員に申し上げます。乳幼児の睡眠ということで、質問出されております。今、それちょっと、その一歩先の、今、答弁をいただきましたけど、その辺ご配慮いただいて。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 取り組んでいただいているということですので、ご答弁ありがとうございます。

ました。

じゃあ次に、住宅整備事業について、移らせていただきます。現在、西会津町若者向け住宅の入居者が16戸中、12戸ということで、ご答弁いただきました。そこで、そのうちの、現在、町外に住民票があつて、町内企業等で働いている方は何人いますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

12組の申し込み中、町外からの分につきましては、5世帯が町外からというような申し込み状況となっております。

町外からの部分につきましては、5世帯中、4世帯が民間企業。公務員が1名というような状況となっております。

以上でございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、町内に住民票がある方、申し込みは何名になりますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

町内の部分につきましては7世帯、民間が4世帯、公務員が2世帯、無職が1世帯というような状況となっております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 これは平成30年10月1日の第1回目の住民説明会で配られた資料の中に、若者向け住宅整備事業の目的について書いてあります。本年2月に行ったニーズ調査、これは町内の企業等で行ったニーズ調査及び民間アパート実態調査により、ニーズに対する賃貸住宅等の物件が極めて不足している現状が明らかになったことから、若年層の移住定住の促進及び町内企業等の安定した労働力の確保、さらには野沢まちなかの活性化を目的に若者向け集合住宅の緊急的な整備を行うということで書いてあります。

この内容を見ると、町内企業でのアンケートの結果、緊急的に整備をしなければいけないほどにニーズに対する物件が極めて少なかった、不足していた状況だったということだと思います。

そして、平成30年11月14日、第2回目の住民説明会の中で、町外の入居者の確保についてということで書いてあります。1から2月のアンケート調査では、間取りの条件を示さない中で、アパートへの入居を希望する町外者は34名でした。10月には、野沢地区の1LDKのアパートの条件の下、再度アンケート調査を実施した結果、町外の入居希望者は21名（町内10名）でした。公募した場合、アンケート回答者以外からの応募も想定されることから、計画戸数である、このとき最大20戸でしたけれども、がクリアできるものと考えます。という内容でありました。

住民説明会の中で、住民の方からは、本当に16戸全て入居者いますかというような質問も出ましたけれども、町外に住んでいて町内企業等で働く人で、入居を希望している方は21名いるので大丈夫ですと。町外からの転居者という入居の条件を満たすだけのニーズはありますという説明がありました。

それに対して住民の方からは、緊急的状況というのであれば、緊急的とは重大で即座に

対応しなければならない状況という意味ですけれども、その入居を希望している 21 名と確約を取っておく必要があるのではないかという意見がありました。

そして今現在、町外者で埋まっていないというこの状況。この状況をどのように町は考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

平成 30 年からの部分の説明会の中での状況からのご質問でございますが、一応こちらのほう、最終の第 2 回目の中で、町外の方が 21 名の方が入居の希望をされていたという部分ございました。それから 1 年以上経過したという部分で、町も早急に、緊急的に住宅を整備してきたところでございます。

ご質問の、この状況をどう考えているんだという部分でございますが、こちらのほう、先ほどもご答弁申し上げましたが、完成した後、内覧をした上で決定したいという方も数名ございますので、その部分を含めると 16 戸は全て満室になるものと予測しているということでございます。

また、こちらのほうの住宅につきましては、町内に住所があった方でも、定住を希望するという部分、もしアパートがなければ町外に行ってしまうという部分の、それを防止するために、定住の部分もある程度要件に含めているということでございますので、今後、残りの 4 戸につきましても、満室になるだろうということでも予測しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは町内に住民票がある方の入居については、どの時期に、どのような判断で入居の条件を緩和されたのか、判断されたのかお聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

こちら、町内の条件を緩和したという部分でご質問でございますが、特に初めから条件緩和はございません。定住促進住宅という部分につきましても、やはり町内に定住を希望し、また町内企業等で就業するために住居を必要としている方ということで、条例上も既定しておりますので、町外だけの方のための住居ではないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

ただし、優先順位という部分の中では、ご説明の中で、町外からの移住であるという部分、あとは町内企業等で働いていることという部分は、ご説明申し上げたかとは思いますが、その時点で町内までに要件を拡大したということはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私は町外の方も町内の方も、入居していただけるのは、とてもありがたいと思っています。ただ、町の姿勢を聞いていますと、住民の方々は、この事業に対して本当に真剣に向き合ってきました。

町としても緊急的事業として位置付けて、そして事業費約 2 億 8 千万をかけた大きな事業です。当然、やっぱり町としても当初の目的を達成するために、16 戸全て町外の方で満

室にするということの必死になっての、その努力という、その姿勢がどうだったのかなと私は思います。

説明会の中で住民の方が言われていたように、やはり入居を希望されていた21名の方のフォローや確約を取るという、そういうこの事業に対する町の真摯な姿勢というか、その行動が必要なのではなかったかなと私はと思いますが、その辺はどのようにお考えかお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

平成30年の10月時点での、その21名の方から確約を取ればよかったのではないのかという部分ではございますが、その時点で、まだある程度できていない施設について、その時点で強制的に確約を取るという部分については、なかなか厳しいものかなという部分、考えております。

それも踏まえまして、町で16戸満室に向けて、令和2年の5月下旬から、町内17の企業を訪問いたしましてPRをしてまいりました。また、併せまして8月には、また町内企業15社を訪問いたしまして、募集チラシと、あと口頭で説明を行いまして、特に通勤リスクがある方々について、ぜひ入居をお願いしたいというような募集活動もしてまいりましたので、そういう形で町も満室に向けまして努力を重ねてきたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今後はどのような形で募集されていくのか、お聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今後の取り組みということでございますが、まずは10月の、町に建物が引き渡し後、10月上旬に内覧会を予定しております。その辺でまず内覧をしていただいて、まず、その残りの部分を埋めていきたいという部分。また、新卒シーズンといいますか、来年度に向けましても、新たな従業員の確保に、企業が町外からやる場合に対しては、早めにチラシ等を配布いたしまして、その確保をお願いしたいと。それまでに満室になることに向けまして、町も努力していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは次に、定住促進住宅の空きが、ご答弁で3室。また、入居の条件や目的は違いますが、町の住宅の空き室が17室。さらに若者向け住宅の空きが4室と。この現状から、この町にとっての、その集合住宅のニーズをどのように捉えているのか、お聞きいたします。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 定住促進・町営住宅のニーズということでございますけれども、先ほど企画情報課長ご答弁申し上げましたように、定住促進住宅につきましては、その条例の目的のおりということでございまして、就業等、定住を目指していると。町営住宅のほうにつきましては、一方でこちらのほうは、あくまでも住宅に困窮している。それから、どちらかという入居条件にありますように、低所得の方を対象ということで、ある程度条

件は縛られているのかなということをございまして、我々町としましては、それぞれの目的に合った適切な住環境の提供を努めていくということと考えておりますので、必要な戸数等は、今後の若者向け住宅も含めて、適切なものであるというふうには感じております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 参考までにですが、移住された方の住まいの傾向を見るための資料の一部ですが、にしあいづ移住・定住総合センターを通して町外から移住された方は、平成30年度から令和2年8月までで13名いらっしゃるそうです。そのうち、アパート住まいをしている方は2名。ほかはおおむね空き家を改修などして住まわれているそうです。

移住して来る方は、集合住宅で生活するというよりは、空き家などを改修して、田舎暮らしを楽しみたい、西会津らしさを求めて来られている方が多いようですけれども、現状から、移住促進の受け皿としての住宅整備を、今後どのように考えていくのかをお聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

移住者向けの住宅確保ということをございしますが、先ほど建設水道課長も申し上げておりましたが、今現在、町営住宅並びに定住促進住宅の部分については、若干の空きはございますが、なんとかその90パーセント近い数字もそれぞれ出しているということから、住宅の部分については十分に対応できているのかなと思っております。

また、移住施策につきましても、平成30年から令和2年度まで、13人の方が移住されてきて、アパート住まいがそのうちお二人だという部分がございます。町もこれまで、中古住宅の取得とかの部分につきましても、最大で50万円、100万円の改修費補助とか、移住施策、空き家の改修のために、そういう支援制度を創設しまして対応してきたということをございします。

今後もそういう形で、もし優良物件等、空き家等がございましたら、そういう形を紹介しながら、移住者の、空き家の利活用も含めまして対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 最後の西会津町総合計画の中にある、子育て世代、シニア世代向けの住環境整備については、今後のニーズを見極めながら調査検討していくということですので、分かりました。

以上で一般質問を終わります。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。4番、秦貞継です。本日は事前の通告に従い、順次質問してまいります。

最初の質問は、町役場職員採用についてであります。昨日行われた防災訓練でも、町職員の皆さんは日曜日を返上し、町民を守るために訓練に参加されておりました。また、平時も町民福祉向上のために、日々努力されている町職員の皆さんには、改めて感謝したいと思っております。

今後、町長を筆頭に、より良い未来の西会津町を支えていく町職員の採用について、

以下の点を伺います。

- 1 番目に、町が採用したいと考える職員とは、どのような人材か。
 - 2 番目として、過去 10 年間の町職員の応募人数と採用人数はどうなっているか。
 - 3 番目として、専門職員の応募状況はどのようになっているか。
 - 4 番目として、現在の職員募集はどのように行っているか。
 - 5 番目として、職員の人材育成はどのように行っているか。
 - 6 番目として、さらに優秀な人材を確保するため、採用試験の内容を検討してはどうか。
- 以上であります。

次の質問は、町健康診断についてであります。私の周りでも、病によって尊い命を亡くした方々を見てまいりました。そのたびに、この命を守ることはできなかったのかなど悔やまれることもありました。病気の治療ももちろん大切ではありますが、健康診断により未然に病気を発見し、早期治療によって病気にかからないようにすることは大変重要と考えます。町民の健康を守る一助となる町健康診断について、以下の点を伺います。

- 1 番目として、これまでの受診率の推移はどのようになっているか。
- 2 番目として、今年度の受診方法が良かったという声を聞きました。今年度の受診体制を継続し、さらなる受診者の負担軽減を検討してはどうか。
- 3 番目として、任意の個人負担を含め、健康診断の受診項目を充実させることはできないか。

以上であります。町側の明解な答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4 番、秦議員の町健康診断のご質問のうち、受診率の推移についてのご質問にお答えをいたします。

町はこれまで、平均寿命や健康寿命の延伸に向け食生活の改善や運動の習慣化、健診の実施、診療所の充実などによる予防医療を町の重点施策の一つに位置付け取り組んできたところであり、平均寿命や健康寿命の延伸など、多くの成果をみてきたところであります。

このうち健診については、町健康課題である脳血管疾患や心疾患、がんなどの生活習慣病等の早期発見・早期治療のために多くの方に受診していただきたいことから、健康診査や各種がん検診の無料化、日曜日に行う働き盛り健診の実施など、受診しやすい環境づくりを整備してきたところであります。

このような取り組みや、これまでの各種健康づくり施策による町民の皆さんの健康意識の高揚により、町の健診は高い受診率で推移しているところであります。具体的な受診率を申し上げますと、町が把握している国保加入者の特定健診は、平成 23 年度以降、国が目標としている受診率を毎年超えており、数値が公表されている直近の平成 30 年度は 62.6 パーセントと、県内では 7 番目に高い受診率となっております。

また、後期高齢者の健康診査やがん検診についても高い受診率で推移しており、後期高齢者の令和元年度の健康診査受診率は 39.75 パーセントと県内で 5 位であり、平成 29 年度のがん検診では胃がんが 23.78 パーセントで県内 5 位、大腸がんが 28.6 パーセントで 4 位、肺がんが 37 パーセントで 7 位、乳がんが 30.5 パーセントで 12 位、子宮頸がんが 28.74 パーセントで 10 位などとなっております。

今後も疾病の早期発見・早期治療による健康寿命の延伸に向けて、町民の皆さんが受診しやすい健診体制を整備してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 4番、秦貞継議員のご質問のうち、町職員の採用についてのご質問にお答えいたします。

まず、町が採用したいと考える職員についてであります。採用試験案内では、町や町民のことを常に考え、町を良くしようとするに情熱のある人、町民に信頼され、町民の目線に立って行動できる人、町職員としての強い責任感がある人、困難な状況にも立ち向かい、チャレンジ精神と向上心がある人、組織内のコミュニケーションを大切に、組織の一員として円滑に業務を行うことができる人を職員として求められる人物像としております。

このことから、職員の採用にあたりましては、この求められる人物像などを十分に考慮した上で可否を判断しております。

次に、過去10年間の応募者数と採用者数であります。10年間の合計人数でいいますと応募者が211人、採用者が47人です。なお、応募者数につきましては、10年前から6年前までの5年間の平均が約18人、5年前から昨年までの5年間の平均が約25人となっており、近年、増加傾向にあるところであります。

次に、専門職の応募状況であります。今まで土木や保健師、看護師、社会福祉士といった専門職の募集をしてまいりましたが、例年、応募が少なく、応募がない年や採用決定後に辞退されるケースがあるなど、専門職の確保は厳しい状況にあります。

次に、現在の職員募集の方法であります。町独自に作成しました職員採用試験の案内を自治区の回覧文書や町広報紙、ケーブルテレビ、町ホームページで周知するとともに、近隣の高校等に送付しているところであります。

次に、職員の人材育成についてのおただしであります。平成28年3月に策定しました西会津町職員人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成を行っているところであります。

なお、この基本方針には、期待される職員像をはじめ、職位ごとの果たすべき役割や求められる能力が掲げられており、また、それを達成するための職員研修や人事評価制度などの取り組みも示されております。

次に、さらに優秀な人材を確保するため、採用試験の内容を検討してはどうかのおただしにお答えいたします。

現在、本町の職員採用試験は、基本的に福島県町村会が行う統一試験により、1次試験を行っております。この県町村会が行う試験は、全国規模の試験であり、受験者の知識や知能、性格特性、職場適応性などをより客観的に判断することができます。また、2次試験は、町独自の作文や面接を行い、これらを総合的に判断して合格者を決定しております。

なお、保健師の採用試験につきましては、県町村会の統一試験のほかに、町独自の試験を昨年度と一昨年度に実施しているところであります。

人口減少や少子高齢化、経済環境の変化など、地方公共団体を取り巻く情勢が大きく変化している中において、職員にはこれまで以上に高い使命感と倫理観、優れた判断力や政

策形成能力等の高度な資質や能力が求められております。

このことから、優秀な職員の確保は、本町にとって重要な課題であると認識しており、議員おただしの職員採用試験の内容を含め、十分に検討してまいりる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 4番、秦貞継議員の町の健康診断のご質問のうち、今年度の受診体制の継続と、受診項目充実についてのご質問にお答えいたします。

まず、今年度の受診体制の継続とさらなる負担軽減についてであります。今年度の健診の実施にあたりましては、新型コロナウイルス感染症防止対策として、国や検査実施機関のガイドラインなどにに基づき、例年と大きく変更して実施したところであります。

具体的には、会場内の密を避けるため受付時間を指定し会場内の人数の制限や、会場へ入る際の検温や手指消毒などの徹底、人と人の距離の確保と椅子の配置、送迎バスの乗車人数の制限と乗車前後のアルコール消毒、健診終了後の椅子や机などの消毒のほか、新しい生活様式に基づいた様々な対策を講じて実施したところであります。

また、新郷地区の会場である新郷連絡所の密集回避が難しいことから別会場で実施するなど、受診された皆さんには戸惑いやご不便をおかけいたしました。皆さんのご理解とご協力をいただき、おおむね計画どおり実施できたものと考えております。

来年度の健診の実施方法などにつきましては、今回実施した対策などを検証した上で検討してまいります。受診者の負担軽減につながった対策や受診しやすい環境などについては来年度も引き続き実施し、さらに受診しやすい環境づくりに向け取り組んでまいります。

次に、健康診断の受診項目の充実についてであります。現在町が実施している健診は、16歳から39歳までの国保加入者などは県民健康調査、40歳から74歳までの国保加入者は特定健診、後期高齢者医療保険加入者は健康診査としてそれぞれ実施しており、また、がん検診では国が推奨する胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの五つの検診を実施しているほか、歯周病健診や結核健診、胃がんリスク検査など様々な健診や検査を実施し、疾病の早期発見につなげております。

おただしの健診項目の充実につきましては、法令やガイドラインなどに基づく基本的な健診や検査は全て実施しているため現時点において追加する予定はありませんが、今後、新たな健康課題がみられる場合などは検査実施機関の対応の可否、検査を必要とする対象者数などを総合的に判断し対応してまいりますのでご理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 せっかく町長からの答弁を最初にいただきましたので、先に健康診断についてお伺いしたいと思います。

まず確認なんですけど、最初の私のあいさつで申し上げましたとおり、健康診断で病気を早期に発見して、町の治療費負担も減らすこと、もちろん大事ありますけど、町民の命を守ることが私は第1優先だと思うんですけど、まず最初に町の認識を確認したいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長　それでは健診に関しての考え方についてのご質問にお答えいたします。

先ほど議員ご質問のとおり、まず、健診を受けていただいて、自分の健康状態をしっかり把握していただくということが、健康診査の部分になるかと思えます。

また、がん検診につきましては、自覚症状がない時点におきまして、健診を受けることによって、進行してない状態のがんを早期に発見して、治療に結び付けるということで、それぞれ実施しているところでございます。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　それでは、今年度の2番目の受診方法に関してなんですが、私も受けたんですけども、今までだと、ちょっと時間遅れて行ったりすると、ゴザがずらっと並んでまして、そこに何十人もの方が待って、時間も私も結構かかったと思えました。待ってるだけでも正直ちょっとやだなと思ってたんですけど、今回、3密を防ぐと、感染症対策ということで、時間を区切ってやった結果、私がいたその場所の人も、これいいな、この体系いいなという話、結構聞いたんですよ。まちなかで買い物しているときも、わざわざ声かけてきた人がいて、秦君、あれ良かったよと、あれ今後も続けてもらえないのかな、なんていう話があったんです。

こういった思い切った改革というんですが、やり方の変革を、町の方々が、職員の方々大変だったと思いますけども、それやった結果、その町民の皆さんから、いい意見をいただいているという現状で、私の周りではありますので、この今ある受診方法に関しては、今後も今のように時間を区切ったやり方というのは、継続する方向で考えたほうが良いと思うんですが、そこをもう一度確認したいと思います。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それでは、今年度の受診方法のうち、時間を区切った受け付けというご質問でございますが、先ほどご答弁の中でも申し上げましたとおり、今回につきましてはコロナ禍における感染症対策ということで、様々な対策を行いました。その中で密を防ぐということで、時間を区切らせていただいたんですが、結果的にそのことが受診される皆さんの待ち時間の短縮であったり、スムーズな検査の実施につながったという声もありますので、今後、今年度の健診の検証を行います。その中で引き続き町民の方の受診しやすいことについては、来年度以降も継続していきたいと考えております。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　今、課長の答弁にもありました待ち時間というのは、これは今回で大幅に短縮されたのはもう明白だと思います。

ですので、今、はっきりこの場で、続けられますという答えは私ももらえないなと思ってましたので、健診を受ける方がね、待っている時間もそうですけど、体の負担もそうですけども、そういったもの、もし明らかに軽減したのに関しては、これは何としても継続してやっていただきたいと思います。

また、職員の負担というのは、実際どんなもんだったんですか、今まで以上に、たぶん職員の方々は気を配ったと思いますけど、その辺をお聞かせください。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　これは町職員ということでご答弁をさせていただきたいと思えます。

今回、これまで、昨年までと違いまして、会場に入る人数がある程度予定されておりましたので、当日のスタッフとしては、5名の職員が会場に出向きまして実施をしておりました。おおむねこの5名の中でそれぞれ案内でありましたり、受け付け、保険の資格確認とか、それぞれの役割を持ちまして行っておりましたが、先ほど申し上げましたように、会場に入る人数がおおむね想定されておりましたので、この5名の体制で、今年度については十分対応できたのかなというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 町職員のその負担ということだったんですけど、健診に至るまでの案内を出すとか、書類をつくるとか、そういった部分ではどうだったんでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 事前の準備という部分では、やはり事前に各地区であるとか、そういった時間割をつくる部分については、これまでよりも手間といいますか、時間がかかった部分なのかと思います。結果的に町民の皆さんが受診しやすいことにつながっておるといふことであれば、そのやり方も含めて引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 だと思います。今までは一律配ればよかったものを、職員の方々が時間割をつくり、入れ替えをやり、結果としてその努力が町民の皆さんの声になって返ってきたんだと思いますので、ぜひ、大変だと思いますけど、そこは効率化、今、課長の答弁にもありましたけど、反省が絶対必要だと思います。そこを踏まえて進めていっていただきたいなと思います。

これも町民の方からいただいたんですけども、今5名のスタッフで運営されてたということだったんですけど、私が行ったときは、私ちょっと町職員としての見分けがつかなかったのかもしれないんですけど、結構少ない人数で走り回って、結構頑張ってるんですよ。で、自分の受け付けの仕事を持ちながら、年配の人が立ち上がったりの困っていると、走って行って、今度、椅子を準備してと、結構大変にやられていたんです。

だから、この人数的なものも考慮しなくちゃいけないと思うんですけど、これ例えばですけど、私が今まで受けていたのは、さゆりが多かったような気がするんですけど、あんなに広い場所じゃなくても、例えば野沢体育館であれば、ここの1階に職員がいっぱいいらっしゃいますし、ちょっと人手が足りなければちょっと手伝ってもらったり、行ったり来たりもできるんじゃないのかなと。だから、全て野沢体育館でやるというのは、ちょっと遠方の人とか、尾野本も広いですから、野沢も広いですから、ちょっと場所考えなくちゃいけないと思いますけど、こういった場所も、今回の効率化によって、また検討する余地があるんじゃないのかなと思うんですけど、町の考えはいかがでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 会場のご質問でございますが、今年度につきましては、コロナ対策ということで、ある程度広い会場に人数を制限して実施したということで、時間も制限しました。ただ、職員の体制でございますが、今回、こういったコロナ禍における健診の初年度でありましたので、初日とか、そういった1日目、2日目ぐらいは、少し戸惑ったり、受

診される方も少し今までと違う部分もありましたので、戸惑いとかありましたが、その後については、この5名のスタッフで順調に実施をしたということでございます。

なお、会場につきましては、それぞれできる限り受診しやすい会場ということで、できればそれぞれの地区の近い会場を設定するというのもございますので、会場につきましては、引き続きこれまでのような5地区の会場で実施をしていきたいということで考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 この効率化ってすごく、やれることが広がったと思いますので、今言った会場も含め、もっとさらに良くなるように検討してください。

あと、一つ思ったんですけど、受け付けの体制というのは、今、私が見ていたときは、たぶん私の票を持って行って、目で見て表の中から選んで、誰が来た、こう来たというのをやっていたような気がするんですけど、そこちょっと最初確認いたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 受け付けの体制のご質問でございますが、当日受診される方の名簿を、まずこちらで準備しまして、受け付けにおいてその方がおいでになったことをチェックしまして、そこで検温と手指消毒と、マスクの着用をお願いすることを受け付けで実施をしていたということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 さっき言ったとおり、私が行ったときは、結構人数が少なかったもので、大変そうに見えたんですね。それこそ今回の一般質問でも何回か出てますけども、こういったところもデジタル化して、受け付けで番号入れれば誰々というのを確認できるような体制とかも、今後検討して、職員の負担も考えてみてはどうかと思います。これに関しては町のほうでもね、デジタル化進めたいというお話でしたので、検討していただきたいと思います。

あと、これ見てもう一つ思ったのが、年配の方々の立ったり座ったりの、その負担なんですよ。先ほど言ったとおり、ゴザ、我々はいいんですよ、我々は立ったり座ったり平気なんですけど、年配の方が、あのゴザから立ち上がって座ったりとか、受け付けで前の方がちょっとつかえちゃって、その間ずっと立っているとか、やっぱり目についたんですね。あれも、後で課長のお話を聞いたら、現場の職員の方が気を利かせて、椅子を持っていったということですけども、今後もやっぱりできれば椅子を使っただいて、年配の方々の負担を軽減していただきたいなと思いますけど、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 今年度につきまして、お待ちいただく際に、これまでは議員おただしのよう、ゴザを準備しまして、その上に座っていただいていたんですが、今年度はソーシャルディスタンスということで、距離の確保をするのに、あらかじめ椅子を配置したほうが間違いなく距離が確保できるということで、健診の途中から椅子を配置させていただいて、高齢の方とか、足腰の不自由な方については、非常に好評でしたので、来年度以降もこういった形を継続できるように検討してまいりたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ、来る方の立場に立って考えていただければと思います。

次なんですけど、私、その受けて、バリウム検査のときなんですけど、一緒にいた人が、バリウム飲みたくないな、飲みたくないなというのを聞いてたんです。で、かわいそうだなと思って、私もあんまり得意じゃないんですけど、私、社保に入っていたときは、ある民間病院の大きなところに行って、鼻から胃カメラをやったんです。私、口からは苦手なんです鼻からやったんですけど、すごく楽だったんですよ。

このがん検診に関して、町は、先ほどの町長答弁にもありましたが、非常に高い受診率をということでありますけども、私今回調べて思ったんですけど、もうかなり患者負担が少なく、かつ、がんを早期発見できるいろんな検査機器や、方法が出てるんですよ。ああいったものというのは、ちなみに町のほうでは調査とか、その検査内容というのは把握されていますか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えをいたします。

まず、がん検診につきましては、大きく二つあるのかなというふうに考えております。一つが対策型の検診といわれるものと、もう一つが任意型の検診ということの二つです。議員、今申されましたのは、任意型の検診に分類されるものなのかなと思いますが、それについては、個人の死亡リスクを下げるということで、基本的に医療機関などが任意で提供する医療サービスというふうに位置付けられております。そういった意味で様々な検査があるのかなというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その任意と対策型というのは、ちょっと私にはよく分からないんですけども、私の感覚からすれば、任意でも対策でもそうですけど、なるべく早く病気を発見してあげなくちゃいけないということに関しては共通だと思うんですよ。今まで例えば、バリウム検査一つ取ってもそうですけども、今まではバリウム検査ですとやってきたかもしれませんが、今は、さっき私が言ったように鼻からカメラを入れたりとかですね、今、PETでしたっけ、がんがブドウ糖、3倍から8倍吸収するというので、そこを使って陽電子放射断層撮影という方法でやるPETという方法だとか、N-NOSEという線虫を使ったがんの早期発見に取り組んでる病院も、結構もあるんですよ。

今言ったちょっと繰り返しになるかもしれませんが、その対策型か任意型かに関わらず、例えばですよ、バリウム飲むのがちょっときついなという人なんかは、PET（ペット）とか、そのN-NOSE（エヌノーズ）なんていう、N-NOSE（エヌノーズ）に至っては尿1滴で初期のがんも見つけられるという、厚生労働省の保険が利くかどうかまでちょっと調べなかったんですけども、そういったものなんかは、例えば自分が町で受けるようになっていたけれども、バリウムきついので、じゃあ例えばほかの民間病院で受けてみたいと、で早くがんを見つけないか、健康でいたいという人に対しては、これ何らかの助成方法を考えてもいいんじゃないのかなと私思うんですが、町の考えはいかがでしょう。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 先ほどのご答弁で、少し説明が不足しておりましたので、対策型検診に

ついてももう少し詳しくご答弁させていただきたいと思います。

まず、町で実施しておりますがん検診につきましては、この対策型検診と呼ばれるものでございまして、町民全体のがんの死亡率を下げるということを一義的な目的に実施しております。このがんによる死亡率が減少したという科学的に証明された検査方法で実施しているのが現在の町の検診でございます。これにつきまして、国の厚生労働省のがんの検査の指針に基づきまして実施しているもので、公的な予防対策として公費も投入されているという検診でございます。

先ほどの議員申されました、様々なそれ以外の検診につきましては、任意型検診ということで、繰り返しになりますが、医療機関などの医療サービスの一つという位置付けでありますので、少し検査の目的とするところが違うという点は、まずご理解をいただきたいと思います。

その上で町としましては、先ほど申し上げましたがんの死亡率を下げるができることが証明されている検査によって、現在実施しているということでございますので、任意型検診について、それぞれの方がそれぞれの病院で受診をすることを拒むものではございませんが、町として実施するのは、そういった対策型検診ということで、国でしっかりとしたエビデンスが証明されている検査に基づいて実施しているということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 時間がなくなっちゃうので、その死亡率を下げたというエビデンスというのも分からなくもない、エビデンスというと分かりづらいので、根拠だと思んですけど、私はどうやってその死亡率を下げるか、見つけられることですよ、その検査によって病原体をいかに早く、早期であれば、なるべく早く見つけることが大事なんですよ。その結果、治療が早くできて、治療が間に合って命を助けることができるという流れだと私は思います。

なので、その任意、要は民間がそうやって率先して早期に見つけられる方法を、今一生懸命取って頑張っているところに関しては着目して、今後町も何らかの補助を取るべく検討したほうがいいと思いますので、ちょっと時間がないので、一応それは提案として申し上げますが、答弁いただければ、よろしく願いいたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではお答えをいたします。

先ほど来ご質問にあります任意のがん検診の検査方法でございますが、当然がん検診につきましても、利益と不利益といわれるものがあります。利益につきましては、自覚症状がない時点で検診を受けることによって、進行していない状態のがんを発見して治療に結びつけるというのがメリットであります。

一方、不利益と呼ばれるものもあまして、偽陽性といわれておりますが、検診を受けた方ががんの疑い、要精検と判定された方が、実際精密検査を受けた結果、がんではなかった場合などがあります。このような場合については、身体的な負担でありますとか、病院に行って再検査をするときの時間的な負担、あるいは検査費用の経済的な負担、あるいはがんかもしれないという不安な日々を過ごすとか、そういった利益と不利益を比較しま

して、利益が不利益を上回るという検査が、現在、国で示されている五つのがんの検査ということになっておりますので、基本的にはこの国のガイドラインに基づき、今後も実施していきたいと思いますが、議員申されたような検査が、今後、国のほうでも認められるようなことがあれば、当然、町でも検討していきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。とにかく何としても命を守ることを第1に考えてください。確かに利益、不利益よく分かりますが、命を守ることが私は一番大事だと思っております。

次の質問に移ります。町職員の採用についてお伺いいたしますが、私はてっきりこの質問を出したときに、自分の自己の経験ですけれども、景気が悪くなると役場職員の人、公務員というところに人がいっぱい来るのかなと。であれば、今のうちから、さらに優秀な人材を入れられる体制を、今検討するべきかなと思って質問したんですけども、何かあんまり景気状況とは関係なかったということであったので、最初の質問はそのままにしておきますが、近年の町内出身者の応募割合というのはどんなもんなんですか、多い少ないじゃなくどのくらいなのか、お示してください。

○議長 総務課長。

○総務課長 職員の採用試験の応募者、町内出身者の割合というご質問でございますが、近年、西会津に住んでいる方ですとか、西会津の出身の方の受験の割合は、だいたい3割前後という状況になってございます。残り7割が町外者、それも縁もゆかりもない方の受験が7割くらいあると、近年はそういう傾向でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 調べていてこれもびっくりしたんですけど、専門職といわれる方々、何か調べたら、県なんかでもそうですけど、結構不足していると、もう人を集めるのに苦慮しているというお話だったんですけど、うちの町はだいたいどんな状況なんですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 先ほど答弁の中でもお答えいたしました、本町で専門職の募集は、土木職、それから保健師、それから看護師、それから社会福祉士、その四つについて募集を、近年してございます。答弁でも申し上げましたけども、非常に応募が少ないという状況でして、特に1次試験で合格、2次試験行けますよという通知を出したり、2次まで行って採用通知、4月から採用しますという通知を出した後に辞退されるケースもございまして、なかなか専門職の確保は厳しい状況にあるということでございます。応募者数も少ないのも確かでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 というお話だと認識しました。自分も就職するときそうだったんですけど、その会社がどうかと、どういう環境でどういう仕事するのかなというところに、やっぱりいったと思うんですけど、やっぱりその専門職の方もそうですし、町職員というのは、やっぱりその町の魅力、どんなところでどんな町なのかというのをよく、やっぱり認識しないことには、行ってみたいなというふうに思わないと思うんです。

ちょっと私も自分なりに、今この時代ですから、新しい若い方が西会津町を選ぶ手段としては、ペーパー上というよりは、やっぱりネットとかそういったものだったんです。

なので、ネット環境をちょっと見たんですけど、なかなか出てこないんですよ、西会津町。で、ちょっと確認したら、募集期間が終わったらもう掲載を消してしまうというお話を聞きましたんで、今この時代ですから、要は自分の町の宣伝と、その職員も募集してますよと、今言った土木、保健師、社会福祉士なんかも常に募集してますよ。人がいる温かい町ですので来てくださいというのは、やっぱりある程度期間において、要は長い間、スパンも一年中、私やっててもいいと思うんですけど、そういった方法も考えられるんじゃないのかなと思うんですけど、町の考えをはいかがでしょう。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今、秦議員おっしゃった、まずこの町を皆さんに知っていただいて、西会津町はこういう町です、こういうまちづくりをしています。そういった情報発信はやっぱり必要だと思います。保健師、先ほど答弁でお答えいたしました、町村会の試験のほか、町独自の試験を昨年、一昨年やってございます。そのときの募集案内には、西会津町の特色ある健康づくりの取り組みとか、そういったものを募集の際にお知らせをするといった取り組みもしてございますので、それ以外の職員につきましても、秦議員おっしゃったとおり、継続的に町の取り組みを紹介して、少しでも多くの方に応募していただけるような取り組みは当然必要だと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 継続的に大事だと思います。先ほどの答弁にあった町内出身者、やはり生まれ育って、西会津の町民の中に一緒に生きてきた人間が、やっぱりこの町、自分を育ててくれた町のために頑張りたいという人は、やっぱり貴重な人材だと思うんです。今それが3対7というのはびっくりしたんですけども。

これ自分もそうだったんですけど、一旦東京に出て行ったんだけど、やっぱり地元で頑張ってみたいなという人も結構いると思うんですよ。私はいろいろあって帰ってきましたけれども、例えば呼びかけてもらえたら、今のいる、例えば都会の環境より、やっぱり自分の生まれ育った環境がいいな、なんていう考える方は、私たくさんいると思うんです。

そういったUターン呼びかけみたいなのも、ネットももちろんですけども、例えば役場職員募集のときに、例えば出て行った、要は県外に就職した人間に対して、こういったもの受けてみませんかという募集も、私は重要で、かつ効果的かなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えしますでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

町内出身で都会のほうで働いて、いずれ生まれ育ったところに帰ってきて、町のために仕事をしたいという方はかなりいらっしゃるかと考えております。そういった方に、ぜひそういった町職員として入っていただけるような、受けていただけるような取り組み、それは当然町のほうでもしっかりとしていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひお願いします。ここまでは人を引っ張ってくる話でした。で、どんな人間

をこれから入れていかなくちやいけないか、よく私が最近耳にするんですけど、その勉強ができるとかできないよりも、よく今言われるのが、コミュニケーション能力なんですよ。ちょっと怒られたら、すぐ辞めちゃったとか。あと、あいさつができませんとか、自分は自分のペースでやるんで、要は人は人、自分は自分みたいな考えを持っている方がいて、それじゃあ組織としてやっぱた成り立ちませんよね。

いろんな話聞くんですけど、やっぱり通り一辺倒の1対1の、例えば4対1と、そういった質問だと、だいたいこういうことを面接で聞かれますねという、何か今、例題集みたいなものがあるらしいんですよ。そういうのを見て、その専門学校で教えるらしいんですけども、こういうふうに答えなさいよというのがやっぱりあるらしく、今、じゃあ民間なんかどうしているかという、面接時、集団討論なんかをやらせて、イレギュラーな意見の中で、どれだけ自分の主義主張や、町に対する思いを持っているかというのを見抜くような試験なんかを導入されているところもありますので、これに関しては参考程度に、ぜひ今後、生かしていったほうが私はいいと思います。

近隣市町村がこうやっているからとか、そうじゃなく、そういうところもやっぱり西会津町は人材育成、人材の登用に関しても、このぐらい先進的な取り組みをやっています。私はそれでいいと思います。そういうふうに、ぜひ前向きな人材登用を考えていただきたいなと思います。

ここからはそのトップである町長にちょっとお聞きしたなと思うんですけど、町長が考える町役場職員の理想というんですかね、職員像というのは、まずどんなようなものなんですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 町長が考える職員像はということでありましてけれども、先ほど総務課長が答弁したとおりであります。その中でも、私が特に望みたい、望んでいる職員像というようなことでもありますけれども、常に町民の立場、相手の立場になって物事を考え、判断できる人。それから、常に町の将来をしっかりと考え、そして好奇心を持って挑戦できる人といえますかね。まとめれば、自分で考え行動できる人、自立型というんでしょうか、これからの新しい時代に私は求められる職員像としては、そういう職員像なのかなというふうに思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 一つ私、足させてください。なぜ今回この質問をしたかという、あるときに、ある職員が、これおかしいんじゃないのという話しをしたら、やっていますよ、一生懸命やっていますよ、あるとき答えた人がいたんです。私、民間でそんなこと言ったら、もう怒られちゃいますよね。やってんだったら結果出してくださいよ。それを、そのときちょつとなあと思ったことがあったんです。で、町長に一個足していただきたいなと思うのは、やっぱり町民として誠実に、今言った町長の考え方に向き合う人間だと思います。

人間というのは、生まれたときから正しい人間なんかいないんです。育ってくる環境の中で、どこか自分の考えがあったり、社会の中の流れの中で、そういうふうな育ってきた環境があるかもしれませんが、やっぱり置かれた環境で、今言った仕事をするには、こういうものが必要だ、こういう考えも必要だというのを外部から受けて、それを反省して、

正して、先ほど町長がおっしゃったように、町民の立場になって町の将来を真剣に考えられる。反省と前進を繰り返して前に進む人間が一番、私は理想だと思っています。

そういった例えば、今言ったような町長の考えというのは、町職員に対して、どう町長としては指導していくおつもりでなんでしょう。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私が町長就任した当時、それからその後、例えば仕事始めの式の、そういう機会に、私のいわゆる考えを皆さんに言ってまいりました。役場の職員は、町民のために働くのが当たり前だということを一貫して、そのことについては職員の皆さんに申し上げてきました。

従って、目線はやっぱり町民の目線、私はそれよりもちょっと下に目線を置いてくださいと。そして、やっぱり言葉遣い、それから行動、いわゆる態度、これには特に注意をさせていただきたいということで、これまで申し上げてきましたし、常にやっぱり町民の立場になって、町民に接していただきたいなど、そういうことを常々言ってまいりました。管理職の皆さんにも、管理職の仕事の一つに、いわゆる職員の教育も、その大きな仕事の一つですよということで、管理職の皆さんにもそのことをずっと言ってきましたし、そういう意味で、まだまだ皆さんから見れば、まだまだ足りないというようなことが見えるかもしれないかもしれませんが、これからしっかり指導してといいますか、将来に向けての人材育成していかないといけないなと思っております。

職員になるときに、辞令交付のときに職員の皆さんは宣誓をするわけですよ。いわゆる全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを誓いますと、こういう宣誓をして役場の職員になっているわけですから、やはり初心に戻って、もう一度やっぱり自分が役場職員になったときのことを考え、そして人としての基本的な、やっぱり倫理といいますかね、これらもやっぱりしっかりこれから身に付けていただけるような、そういう職員指導をしてまいりたいなど、そんなふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 宣誓があるというお話を聞いてましたけど、そういう内容だというのは、私、今の話聞いて、本当に町長がおっしゃった、ごもつともだなど。やっぱり我々は誰のおかげでここにいられるのか、誰のために働くのかということは、やっぱり常々肝に銘じなければいけないし、忘れちゃいけないことだと思います。それがいろんなね、つまりくことや悩むことがあって曲がることであっても、やっぱり最初の思いというのは忘れちゃいけないと思いますし、それは、やっぱり町長が筆頭としてね、皆さんに教えていかなくちゃいけないと思います。

どんな組織、会社もそうですけど、素晴らしい社長がいても従業員がやる気なくちゃ、やっぱり潰れちゃうんですね。逆に、従業員が一生懸命やろうと思っても、社長がちょっとだめじゃだめだし。やっぱりトップ立っている人と、それと同じ志を目指して努力する方々が一緒に同じ方向を見て努力すること。さらに付け加えて、この町で言うのであれば、それを町民の方々が応援して、みんなで一丸となって明るい西会津の町を目指すべきだと思います。

それには、町長ももちろんですけども、町民の皆さんの声に耳を傾けて、役場職員と一

緒に頑張っていていただきたいと思いますが、最後に町長、一言あればよろしくお願いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご指摘といたしますか、いろいろお話しをいただきました。これからの時代、本当に西会津町がどンドン人口減少していく、あるいは少子高齢化の中で、継続して西会津町をしっかり守っていくためには、やっぱり職員の皆さんと共に、あるいは協働のまちづくり、いわゆるまちづくり基本条例があるわけでありますから、町民の皆さん、そして議会の皆さん、そして行政が一体となった新しい西会津町をつくるために、みんなで力を合わせて頑張っていきたいと、そんなふうに思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 町長がおっしゃったとおりだと思います。それこそこの西会津町が一丸となつてね、明るい未来をつくれるよう切望いたしまして、私の一般質問に代えさせていただきます。

○議長 暫時休議にします。(14時50分)

○議長 再開します。(15時10分)

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。私は、今次定例会におきまして大きく2項目に分けて質問をしておりますので、これから質問いたします。

まず、一つ目は、森林資源活用による町の活性化についてであります。本町は面積の約84パーセントが森林であり、豊富な森林資源を有している地域であります。この資源を有効に活用し、菌床の原料となるオガ粉の燃料用ペレット、チップなどの生産施設の整備を図り、新たな雇用の創出や移住定住の促進により、町の活性化につなげるべきと思いますが、次の点について町の考えについてお伺いをいたします。

まず(1)会津の13市町村や民間で組織している会津地域森林資源活用事業推進協議会の取り組み状況についてであります。

二つ目は、現在、森林資源活用の調査や検討は行っているのか。

三つ目は、森林資源活用については、町はどのように考えているのか。

次に、町の遊休施設の今後についてであります。町は旧役場庁舎をはじめ、旧校舎、旧寄宿舎、プール、旧保育所などの遊休施設の管理、利活用、解体について、どのように考えているかお伺いをいたします。

まず一つ目は、遊休施設の利活用計画はどのようになっているのか。

二つ目は、管理は定期的に行っているのか。

三つ目は、老朽化が進み危険な施設はないのか。

以上、私の質問といたします。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 8番、伊藤一男議員の森林資源活用による町の活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の会津地域森林資源活用事業推進協議会の取り組み状況についてお答えいたします。会津地域森林資源活用事業推進協議会は、会津地域において、行政や公共的団

体、民間企業等が一体となり、森林資源を活用した事業を推進することによって、林業の活性化や木質バイオマスエネルギーによる環境負荷の低減、新たな産業の創出や地域経済の発展など、会津地域の振興を図るため、平成 29 年 5 月に設置されております。組織体制としては、現在、会津 13 市町村のほか、各商工会議所や商工会、森林組合、農協、民間企業など 48 の団体が構成員となっており、喜多方市長が会長を務めています。

これまでの協議会の取り組みとしては、国の木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業を活用した森林資源の利用可能量分析や熱利用需要量分析、素材生産事業化へのロードマップ作成等を行い、さらに県内外への先進地視察研修の実施や有識者から助言を受けるなど、建築材の素材生産や木質バイオマスによる熱供給事業導入の検討が進められております。

具体的には、関係する民間事業者等により設立された会津森林活用機構株式会社が主体となり、喜多方市喜多の郷内、蔵の湯への熱供給事業が事業化に向け作業が進められています。

また、素材生産や木質バイオマス燃料の供給事業については、まだ具体的な案は示されておりませんが、木材コンビナートの用地選定や施設整備の試算など基本的な調査が進められております。

次に、2 点目の現在の森林資源活用の調査、検討状況については、平成 29 年度の西会津町森林資源活用型産業化計画（施設整備編）の調査結果から、木質ペレットや菌床用オガ粉生産施設を設置する場合、町内での木質ペレットの使用量が約 2 倍、菌床用オガ粉の使用量が約 3 倍にならないと採算が取れないとの試算がありました。

現在のところ、町内において木質ペレットボイラーを追加導入する予定がなく、菌床生産量は増加しているものの 3 倍増には至っていないことから、木質ペレットやオガ粉の生産施設の設置は現時点においては難しい状況にあります。今後も需要の掘り起こしや菌床菌茸生産の振興を図りながら、継続して検討してまいりますので、ご理解願います。

3 点目の森林資源活用についての町の考えであります。現在町内で伐採されている広葉樹や杉材の多くは製紙用のチップ材やバイオマス発電用のチップとして出荷されているとのことであります。

町といたしましては、今後も国や県の動向を注視し、森林管理制度などを適切に運用しながら、議員おただしの木質バイオマス燃料や菌床用オガ粉の生産施設を含め、様々な可能性を検討し、町の豊富な森林資源を雇用創出や移住定住、町の活性化に結び付けられるよう検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 8 番、伊藤一男議員の遊休施設の今後についてのご質問のうち、利活用計画に関するご質問にお答えいたします。

遊休施設の利活用計画につきましては、平成 24 年度に、旧小中学校施設に係る廃校施設等利活用計画を、平成 28 年度には、旧保育所施設に係る保育所施設の利活用方針を策定し、それぞれの施設ごとに方向性や方針を定めたところであります。

まず、これまでの旧小中学校施設の利活用についてであります。旧野沢小学校は役場新庁舎に、旧奥川小学校は奥川みらい交流館に改修し活用しております。旧新郷小学校は

埋蔵文化財の収蔵場所、同プールは消防水利として、また、旧群岡中学校は介護予防・福祉関係のほか、農林産物加工研修所等として、旧新郷中学校は西会津国際芸術村、旧学校の体育館やグラウンドにつきましては体育施設として活用しているところであります。

次に、保育所施設の利活用につきましては、旧野沢保育所は建物を解体した上で、跡地に若者向け住宅を現在整備しており、旧新郷保育所は検診会場や除雪作業員の詰め所などとして活用しております。また、旧奥川保育所については今年度、小規模多機能型居宅介護施設へと改修・整備を行っているところであります。

これ以外の旧尾野本小学校、旧群岡小学校、旧黒沢小学校、旧尾野本保育所、さらに、旧役場庁舎などの遊休施設につきましては、老朽化が進んでおり、また、不特定多数の人が利用する公共施設として利活用する場合、その用途に応じ、建物や設備を建築基準法、消防法などの関係法令に適合させるため、現状の調査をはじめ、耐震改修工事や消防用設備の設置を行う必要があるなど課題も多くあります。

町といたしましては、様々な課題がありますが、これらの遊休施設を資源として捉え、引き続き廃校等活用方針などに沿って、有効活用について検討を重ねてまいります。

また一方で、老朽化が著しく利活用が困難な施設、並びに未使用の学校プール施設等につきましては、解体撤去などの処分について、将来的な跡地利用の方向性を十分に考慮し、起債の活用など、その財源も併せて検討してまいりますのでご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 8番、伊藤一男議員の遊休施設についてのご質問のうち、施設の管理及び老朽化による危険な施設の有無についてお答えいたします。

まず、遊休施設の現状についてであります。現在、本町には旧役場庁舎をはじめ、廃校となった小中学校や旧保育所など、合計で20の遊休施設があります。この遊休施設の管理につきましては、施設の修繕や周辺の草刈りなどを適宜行っており、適正な維持管理に努めているところであります。

また、老朽化により危険箇所が発生した場合につきましては、安全確保のために注意喚起の看板やバリケードを設置するとともに、速やかに修繕を行っております。なお、旧群岡寄宿舎の外壁剥離等の危険箇所を除去するための経費を今次補正予算に計上しているところであります。

町といたしましては、老朽化の進行により危険な状態になる恐れのある施設については、計画的に解体を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、それぞれ答弁いただきましたので、まず再質問として森林資源活用について伺いをしたいと思います。

13市町村と民間で組織して、今までやってきていると、平成29年の5月に設置されたというようなことではありますが、これ会津13市町村というのは、南会津のほうは、協議会に入っていないということでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

おただしの会津地域森林資源活用事業推進協議会でございますが、この13市町村という

のは、南会津地区の4町村を除いた13町村であります。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 会長が喜多方市長なので、恐らく事務局は喜多方市にあると思うんですが、それでよろしいですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 事務局は喜多方市で行っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今年に入って、コロナ禍というようなことでありますが、協議会の会議の開催なんていうのはやっておるんですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 例年、総会については5月に、平成30年、それから令和元年度やってまいりましたが、今年度については未だ開催されていないということで、事務局としては書面による開催にしたいということで聞いております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 事業については、喜多方の蔵の湯、このところの熱供給事業ということになっておりますが、このくらいの事業であったらば、喜多方市辺りでも十分これ対応できるような事業だと思うし、別にこの13市町村、大きな市町村でね、設立をして、このくらいの喜多方市の蔵の湯の熱供給なんていうことの、もっと具体的に、何年後にそういう再生可能エネルギーを利用してバイオマス発電とか、そういうことをやるんだとかというような、まだ具体的なその計画はないんですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この協議会においては、有識者の指導も受けておりまして、アドバイスコミTEEというものの中で、事業行程、示しております。10年先までの事業行程ということですが、その中におきましては、今、議員おただしにあった熱供給事業ですが、これについては、まず立ち上がった民間会社が事業に取り組んで、その実証結果については、会津13市町村なり、その民間団体なりで共有しようということになっております。

その先には素材生産ですとか、チップ化、ラミナ生産ということで、その先の事業化まで見据えてロードマップが組まれてまして、このロードマップに従って事業が計画されているということでもあります。

ただし、少しこの協議会の事業については、まだ検討が、まだ進んでない状況でありまして、その熱供給事業につきましても、民間会社が立ち上がって、設計には入っておりますが、まだ施設設置には至ってないということで、聞くところによると今年度中、もしくは来年度には具体的な施設整備に移りたいというような構想は聞いております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この協議会ではありますが、以前にも会津のやっぱり13市町村と、確か民間で建築用材としてCLTの、そういう協議会もありました。だからそういうのも、今どうなっているか、ちょっと私は分かりませんが、こういう協議会で、確かにこう13市町村でまとまってやるというのも確かにいいことだと思いますが、今このような中であって、三島町なんかは、今年やっぱり町、地域の循環共生圏推進協議会等を発足して、町と民間でバ

バイオマス発電なんかを利用して、持続可能な地域社会を目指すという独自の取り組みも、今、出てるんですよ。

そういう中であって、西会津もやはり独自の、もっとそういうことを、再生可能エネルギーを使って何かをやるとか、何かもうちょっとその辺、独自性があってもいいんじゃないのかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

今、三島町のお話もありましたが、この森林資源活用については、各団体でそれぞれ考え方があって、それぞれの取り組み、進められております。本町といたしましても、かねてよりバイオマスボイラーの導入ということで、積極的にそういった再生可能エネルギーの導入は進めておりますし、森林資源の利用ということで、現在、森林管理制度を見据えた林業専用道の整備というようなことも行っておりますので、これは西会津の独自の取り組みかと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 じゃあその林業専用道ですよ、杉山地区に林道専用整備というようなことで、もう一回目的について、じゃあ今、課長のほうから答弁あったのでお答えください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 西会津の森林につきましても、近年の木材価格の低迷ですとか、病害虫の問題ですとか、それから、林業者の高齢化、そういったような問題が、これは西会津に限らず全国的な問題、出てきてますが、そういったことから、もう一回森林の集約化、再生を図って、これを将来にわたって町の資源として捉えて、町の活性化に生かしたいというような考え方でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それを伐採をして、民間の業者がほかに売買すると、そういうことですよね。町として何かをやるというようなことではないですよ。

じゃあ、今、西会津町というか、平成29年度に森林資源の活用型の産業計画というこれがあるんですが、29年なんです、それ以降はそういう調査をしていないということですよ。ただ、調査の結果に基づいて、いろんな考え方を出しているというだけですよ。現在はそういう調査とか検討はしてないということですね。いいですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 議員おただしのとおり、29年度に西会津町森林資源活用型産業化計画、策定しまして、西会津において、そういった木質バイオマスエネルギーの燃料生産、それから菌床用オガ粉の生産、そういった施設の整備に取り組めないかということで、この中でシミュレーションなり試算を行っております。これ以降は特にこういう調査というのは行っておりませんが、この中でバイオマスエネルギーの需要量、具体的には町内で600トン、それから菌床用オガ粉については1,800立方メートル、そういった需要がないと、この生産施設が採算性が合わないということで、この調査の中では出ております。

そういったことで、なかなか今の状況では、そういった需要の確保をするのは難しく、また、そういう需要を増やすような施設整備、バイオマスボイラーの導入についても、今

のところなかなか計画できないということで、この計画を今後やらないというわけではありませんが、なかなか今厳しい状況で、いろんな動向を注視しているというような状況でございます。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　なかなかこういろんな、難しい使用料とか何かの面あると思うんですが、やっぱりもっと民間をね、活用するとか、民間を参入させるというような、そういう計画とか、検討もやっぱり十分やって、企業であったらば、複合的にそういう経営もできるかも分からないじゃないですか。それは行政で考えれば、これは無理だってなるわけですよ。それを民間でいろんな事業者に入って、相談してやってもらうことによって、いろんな道はまた開けるんじゃないのかなと私は思うんですが、その辺の公設民営というような、行政が建物というかそういう施設をつくって民間に委託する。そういうようなやり方は全然考えられないんでしょうか。

○議長　　農林振興課長。

○農林振興課長　　先ほど申し上げた計画の中でも、やはり議員おっしゃったとおり、民間主導の事業経営ということで想定して計画はもう立てられております。ただし、周辺の団体にも民間の事業者おりますし、その経営状況ですとか、それから民間でやった場合の試算もしておりますが、やっぱりなかなか採算ベースというか、その事業が成り立つまでには至らないということで試算は出ております。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　試算は出ているんでしょうけれども、例えば三島町なんかもいろんなそういう建築土木会社とか、もちろん森林組合とか、金融機関とか入って、やっぱり積極的なそういう前向きな姿勢でね、やろうというような、そういう姿勢が見えるというか。これただ29年度に調査をして、恐らく検討はしていないと私は思ってるんですが、もっとその辺について、課長だけがそんなこと言っても難しいのかも分かりませんが、町長、その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　この会津地域の森林活用事業推進協議会というのは、29年の5月に設置されました。これは前の町長のときに設置されたわけですがけれども、私が理解しているのは、今、民間をもっと活用すべきだということでありましてけれども、当時のこの発想は、民間の発想で自治体がそこに参入というか、その自治体を巻き込んでこの協議会ができたというふうに私は理解をしています。

その当時、これだけの豊富な森林資源を有効に活用したいということで、当時はオガ粉とバイオマスとか何かやられましたけど、当時の発想の一つに、CLTの、いわゆる建築資材、これを事業化できないかという発想があったというふうに私は、ちょっと聞いているし、私もそのように理解はしてまいりました。そのために、先進地の岡山県なんかの視察なんかもしたようでありますけれども、当時、やっぱりその後、いろんなやっぱりこういう情勢の中で、なかなかそれが事業化にするには、非常にやっぱり難しいなど、非常にバイオマスなんかもそうですけれども、隣の阿賀町でもバイオマスやってますし、また会津でもやってるところありますけども、なかなかやっぱり、非常に厳しい状況にあるとい

う話を聞いてますし。

いろいろこの協議会の中には、48の団体が入っていて、そこでもいろいろ検討されておりますけれども、やっぱりそう簡単にこの13市町村と、そのほかのいわゆる民間のあれを合わせて一つの事業化をするというのは、そう簡単にはいかないなど、いろいろなやっぱり市町村の実情、いろんなあれがありますし、たまたま今三島は、先行していろんなことやっております。そういう中で、これからどういうふうな計画でもってこの事業を推進していくのかなということについては、これからやっぱりちゃんと注視をしながら、西会津町の実情に合った考え方を、やっぱり出していかないといけないのかなと、そんなふうに思っております。

従って、これからちょっとこの事業の推進については、まだちょっと時間がかかるのかなと、私はそんなふうに思っています。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 薄町政になってから3年過ぎました。そういう中で、私は今の森林資源活用の中で、やっぱり薄町政に、やっぱりそういう森林資源の活用、森林、そういうものの期待されてる方というのは、私はかなりいらっしゃったのではないのかなと、その中でやっぱり3年になって、やっぱりそういう森林資源の活用についての、難しいということだけで、なかなか協議会のそういうあり方とか、そういうことを待って位置付けをしたいというような考え方だと思うんですが、私もそうであります、薄町政というのは、やはり農林資源だったり、そういう森林資源の活用については、私はものすごくやっていくんじゃないのかなという期待した思いはあったんですが、今聞いてますと、なかなか難しいということであります。

これ以上聞いても、今後の森林活用についての前向きな話はないだろうというふうに私は思っておりますが、そういうことで森林資源の活用については、この辺で私は話しを終わって、次の質問に移りたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 西会津町の森林資源の活用の計画が全くないということではなくて、会津のこの13市町村と、いわゆるこの協議会の中でのあれは、今そういう状況になってますけど、西会津町としては、やはりこれは、これだけの豊富な資源を有効活用しないとイケない。そういうことで、いろいろ検討してまいりました。なかなか大変な状況ではありますけども、これをやっぱり有効活用しないとイケない、その考え方に対しては、全く変わっておりませんし、これからも継続して、その有効策を検討してまいりたいと、そんなふうに思ってます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、森林資源の考え方についての、町長の考え方については分かったつもりであります。

それでは、遊休施設の今後の利活用について、これから再質問したいと思います。何か答弁を見てますと、何かこうだいたい時間が経過してるなど、その間、これそういう検討はなされてきたのかなと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

利活用の部分、方針決定してからだいぶ時間が経っているのではないかなという部分のご質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、旧野沢小学校等につきましては、役場新庁舎に使っておりますし、保育所並びに小中学校の利活用方針についても、平成30年に、9月時点で一回時点修正させていただいているという部分でございます。

やはりその中で、今後利活用していく部分に対しては、やはり建築基準法、消防法等の部分が大変対応していくのが多いという部分で認識しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 28年度にこれ利活用方針が策定されているわけですが、その中で、やっぱり今現在、旧中学校なんかは使われていないところがあるんですが、その利活用なんていうのはどういうふうに考えていたんでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 中学校でよろしいでしょうか。中学校につきましては、こちらの利活用という部分申し上げますと、旧新郷中学校は先ほどもご答弁申し上げましたが、国際芸術村にも活用しておりますし、奥川については、奥川中の体育館は社会教育施設として活用しております。旧群岡中学校につきましては、先ほど申し上げましたが、にこにこ相談所並びに農林産物加工研修所というような形で、ごく一部ではございますが、そういった形で利活用しておりますので、全く利活用していないというわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 利活用してないということじゃなくて、そのほか使われていないというか、まだ、例えば不特定多数が集まって危ないとか、耐震についてね、危ないとかという、例えば群岡小学校であったり、尾野本小学校であったり、ありますよね。その辺の利活用についてはどのように考えているのかなということで今、私はお伺いしたんですが。

○議長 確認します。小学校について聞くということですね。中学校じゃなくてね。

企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

各小学校施設等につきましては、やはりこちらのほうにつきましては、建築基準法並びに消防法という部分の中で、建設事務所なり消防署等には協議しながら、利活用できないかという部分では検討は進めているということでございますし、特に旧小学校等につきましては、やはり専門家のご意見も聞きながら、その利活用方策ができないかという部分で調査はしているというのが現状でございますので、全くなにもしていないというわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ利活用については、本当に難しい面はあります。本当に、確かに誰がやっても難しいところはあると思いますが、やっぱり、例えば不特定多数が集まらなければ、ある程度の生産施設だったり、例えばキノコの培養施設であったり、例えば、今、ミネラル野菜をやっている、その先のね、先進的なそういう野菜の取り組みを何かに使う

とか、私はそのくらいしか考えられませんが、町だったらもっともっといい考え方、そういうことができるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのような、もうちょっと検討しているのか、その辺だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

こちらのほう、旧小中学校等につきましては、公共的な施設としての利活用計画が考えられない施設につきましては、地域振興、雇用の確保などの視点で、学校法人とか、民間企業への貸与等という部分も検討しておりますが、ただし、各施設とも、昭和40年代と50年代に建てられた施設が多いものですから、なかなか耐震基準の中で、Cランク、Dランクという部分もございます。その辺もやはり町としまして、その耐震問題とかいうような部分を踏まえますと、なかなか利活用策が、まだ見つかっていないというような状況でございますが、ただし、この廃校等の利活用方針を踏まえまして、もう少し踏み込んだ形では検討はしなければいけないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まだありますけど、あまり言ってもしょうがないと思っておりますので、本当は旧芝草保育所なんかは、旧教育委員会のテレワークセンター1号館としてね、相当古くなっているんで、ああいうところに移すとか、何とかの方法をね、私は考えたらいいなじゃないのかなというふうには思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

各転用しておりますテレワークセンター等につきましても、確かに老朽化しているという部分でございます。その辺も踏まえまして、今後、利活用方針等に則りながら、利活用方針は検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろと検討していただきたいと思っております。

それでは、管理の面ですね。管理はこれ定期的に、半年に1回とか、3カ月に1回、そういうふうに一応やっているのでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

施設の、遊休施設の管理ということでございますけども、例えば半年に1回とか、1年に1回とか、そういった定期的な管理は、いろんな施設ございますけども、主な施設はやっています。ただ、それ以外の施設といいますか、例えば、普通財産で現在集会施設として使っている施設、旧上谷分校ですとか、弥平四郎分校、そちらのほうは自治区のほうにお任せしてまして、それ以外の部分は総務のほうで管理はしているということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 老朽化の進行によって危険な状態にある恐れのある施設については、計画的に解体を進めるということですが、これ一応計画といいますか、まだ危険な家屋はないということで、恐らくまだ計画はしてないのかどうか。また将来的に、何年後に何を壊すとか、そういう計画はもうできているのか、その辺についてお答えください。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

実施計画等で、令和3年度、4年度、5年度は、どこを壊すという具体的な計画は、今現在持ってございません。ただ、各施設によって老朽化の度合いが違う施設はございまして、順番からいけば、あと5年以内に壊す必要があるかなというような優先順位は付けございます。

先ほどご答弁で申し上げましたが、旧群岡中学校の寄宿舎につきましては、自治区からの要望もございまして、現地を確認したならば、外壁の剥離、それから鉄骨の外階段、それもだいぶ腐食が進んでまして、万が一子ども等が上があれば危険だと。あと、その屋上に煙突あるんですけども、それもかなり腐食が進んでまして、大風が吹いたときに飛ぶ恐れもあるということで、今回、その外壁剥離、それから外階段、それから屋上の煙突を撤去しまして、危険のないようにと、全て壊せば一番いいんでしょうけども、かなり費用もかかりますので、とりあえず危なくするだけの修繕は、今回、補正予算で計上させていただいていると。それ以外、危険性のある建物といたしますか、そういったものは把握はしていないということでございます。

ちなみに、令和元年度につきましては、旧群岡保育所の解体ですとか、あと様々な修繕、合計で550万ほどの修繕予算を取りまして、そういった危険のないようにしてございます。

以上です。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これ解体とか、修繕の費用というのは、国、県の補助金なんかは、そうはないのでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

遊休施設を解体して、その後、その跡地に新たな施設整備をする場合は、解体費用も補助対象、それから起債の対象になります。ただ、今ある遊休施設を壊すだけですと、補助も起債もないということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 よく分かりました。跡地に何か施設を、また新たに建てる場合は、いろんな補助金があるというようなことで。

あとは、先ほど総務課長が寄宿舎の問題でね、ちょっと出ましたけれども、やっぱりその隣接するところに家があるとか何とかというところには、十分気を付けて管理をしていただきたいと、そのように思っております。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。6番、三留正義です。今回は一般質問の通告をしております。2問あります。質問事項一つ目は、町の健康診断について。もう一つは町道の改修についてであります。

本日、同僚議員の一般質問の中で理解に至りましたので、最初の町の健康診断については、この場で取り下げさせていただきます。

それでは、質問事項、町道の改修について。野沢中央線をはじめとする野沢まちうちの町道の劣化等について、議会で幾度となく取り上げられきたが、その後の方針について伺います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 6番、三留正義議員のご質問のうち、町道の改修について、お答えいたします。

町道の改修につきましては、これまでも町道野沢中央線等の路面上の段差から生じる振動や騒音、路面と宅地の段差解消のご質問をいただいております。このうち、車両通行の際、振動や騒音が発生するのは、下水道工事の掘削・施工箇所が圧密沈下により段差が生じたことが主な要因であります。また、路面と宅地の段差につきましては、旧国道や県道時代に路面の経年劣化を解消するため、アスファルト舗装を重ねたことが主な要因であります。

町では、振動や騒音対策としまして、路面パッチによる部分的な修繕を行い、路面と宅地の段差につきましては、路面状況を見ながらすり付けなどの補修を行ってきたところがあります。

町道野沢中央線及び本町中央線は、国道49号のバイパス化に伴い、国道から県道、さらに町道に編入された路線であります。

現在のところ、両路線とも段差以外には、わだち掘れやひび割れ等の損傷は限定的なものに留まっているため、国土交通省道路局所管の交付金事業の対象外となっております。また、路面の構造は、コンクリート舗装であったことから、課題解決を図るためには、抜本的な改修となるため、多くの事業費を要することになります。

町といたしましては、道路整備はまちづくりの基本であるとの考えから、今後とも有利な補助・交付金事業等の活用を検討するとともに、当面、単独費でできる範囲の修繕を行い、適切な道路の維持管理に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 ちょっと答弁の中で、一番最新に入った情報というか、私が知り得た情報の中で、わだち掘れとひび割れについては、国の交付金事業があるということなのか、確認したいです。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

わだち掘れ、ひび割れに対して、国の補助事業ということではありますが、今ほどの答弁にも申し上げましたが、わだち掘れ、ひび割れ等の損傷ということでございまして、例えばひび割れについては、その路線の、例えば50パーセント以上が割れているとか、そういった基準はございますけれども、そういったものに条件が合致すれば、現在やっております舗装の改修ですとか、そういったものに使える交付金事業はあるということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 50パーセントというのは、一路線の面積の50パーセントということですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 議員おっしゃるとおりでございます。今申し上げました、課題となっている野沢中央線と本町中央線、議員のご指摘、町民の皆さんからもお話しあるとおり、路面上に段差はございますが、実際そういったひび割れとか、わだちという意味では、ご覧になっているとおり、そう悪くないというのが現状でございます。国の交付金事業には、今のところは合致しないということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 野沢中央線は該当外だということは、今お話の中で承知しましたが、オーバーレイかかっている、下のRS、鉄筋コンクリートの表板は見えませんよね、ひび割れも、わだち掘れも。アスファルトが覆っているために、下は分からないんですよ。だから、その検査しているときにどこまでがどうなのかというのが、はっきり認められる、認められないというのは、ちょっと私疑問なんです。国の検査官が来て、そういった結果が出たのかお伺いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

これまでに舗装の改修計画というのを策定いたしまして、専門家のコンサルタントの見立てあるわけですけれども、そういった中で、主要路線を調査していただきまして、それで、そういった損傷度の数値化するなり、あとは様々な交通量ですとか、通学路になっているとか、そういった条件を重ねて、悪いところを、今12路線ですかね、当時ピックアップしていただきました。そういった基準の中で、そういった路線を選定しているという状況でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 今の調査については、私当時、一般質問でお話したのが、私、頭の中にないので、何年に調査したのかお伺いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 過去の議員の質問ですと、平成29年にご質問の中でのやり取りで、その後、策定したというような流れになってございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 調査年月日、後でまた時間のあるときに聞きますので、中央線について話をもう少し進めさせていただきたいと思います。中央線をはじめということで、町道に町の中、ちょっと私、かけて文面を書いているんですが、ちょっと横に振って、枝線で南裏線のことも当時話ししているかと思うんですが、石又石材店さんから西手の段差の話を、前に一度話ししているかと思うんですが、やはり2、3年ぐらいずつ、こう特に左側、こっちから西手に向かって左側が少しずつ下がっていくとか、そこの凹凸が激しくなっている。皆さん、よけて走っているんですけど、少しずつ走っている現状です。ですから、決して良くはなっていない、悪化しているように感じられます。

あそこ、その当時はU字溝の縁をかき上げしたらどうでしょうかというような話まではしたんですが、その後、何ら手当てした痕跡は、あそこはないと私は認識しているんですが、町建設課では、その部分については、優先順位とか計画にはないのか、あるのか、検討していないのか、そこら辺をお答えいただきたい。

- 議長 建設水道課長。
- 建設水道課長 南裏線の凹凸ということでございますけれども、先ほど言いました、そういうひび割れですとか、そういうもの激しくない、なかなか先ほど言った優先順位の高い修繕計画には載ってきておりませんが、ただ、通常の道路パトロールの中で、そういう部分があれば、それで町の単独費でできる範囲であれば、これまでもやってきましたし、単独費、ある程度のお金持ってますので、その中で対応できるということであれば、判断できれば、順次修繕は可能かなというふうには思っております。
- 議長 6番、三留正義君。
- 三留正義 あそこは町当局の方も通って歩けば、言わずと知れた、高さの段差がものすごいあるところで、前回お話ししても、農機具で走るととんでもないほど跳ね上がるんだという話もしましたが、いつまで経っても進展が見られない。今、建設課長、修繕計画という単語が出てきたかと思うんですが、整備計画なのかな、その計画の名前、もうちょっと正確に教えてください。
- 議長 建設水道課長。
- 建設水道課長 お答えいたします。
名称でありますけれども、西会津町舗装修繕計画書でございます。
- 議長 6番、三留正義君。
- 三留正義 その修繕計画というのは、当然補助対象の計画ではないので、何かそのきちんとした、パリッとした書面化にはなっていないのか、なっているのか、お伺いします。
- 議長 建設水道課長。
- 建設水道課長 お答えいたします。
専門のコンサルタントに策定していただいておりますので、きちんとした冊子になってございます。
- 議長 6番、三留正義君。
- 三留正義 その計画そのものは、我々議会側にも示されたことがあったのか、ちょっと私記憶にないので、ちょっとその辺確認したいんですが、示されたのか、示されていないのか、お答えください。
- 議長 建設水道課長。
- 建設水道課長 お答えいたします。
これまで町のほうから示されたかというようなお話でございますけれども、直接的な形ではなかったかなとは思いますが。
- 議長 6番、三留正義君。
- 三留正義 直接的な形ではなかったということは、間接的な形ではあったということでしょうか。再度確認します。
- 議長 建設水道課長。
- 建設水道課長 先ほどの計画書につきましては、冒頭申し上げましたように、補助事業でやる路線を選定する、基礎資料といいますか、内部資料的に整備させていただいたところでございます。
- 議長 6番、三留正義君。

○三留正義 補助の分と補助以外の分と、ツートンカラーに分かれるということ、そう解釈しておきます。

それでは、野沢中央線のほうにまた戻りますけれども、前町長のころだと思いましたが、ラバーコートみたいなもの、段差に塗ったことがかつてあったかと思うんですが、あれ以来、町の中の道路の大きな、見たところ手当てというのは、その後ないように見えるんですが、私の認識で間違いないか確認します。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

私が建設水道課に来て2年半くらいになります、この間、先ほど議員ご指摘したような芝草ですとか、49号から入って、やはりその下水道の段差ですとか、あとは先ほどおっしゃってありました米運んだとき、あそこの段差ですとか、そういった必要箇所は、やはり道路のパトロールの中で、ここは早めにやろうというようなところを手当てはしてまいりました。

それで、今議員がおっしゃったような、全てまでにはまだ届いておりませんが、そういった住民の方からのご意見ですとか、道路パトロールの中で優先度が高いと判断されるものについては、順次修繕をやってまいりたいなというふうに思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 前は青木屋さんから農協付近まで、ちょっと大きいトラックが通ると響くという話を、前はしたかと思うんですけど、昨今は7町内、8町内地区、中央線の橋までの区間なんですけど、中央の融雪の施設までアスファルトがかぶっているところが、剥離しているところが所々あるんですけど、住民の方が言うには、そのちょうど中央の剥離しているところにタイヤがかかると、襖が震えるくらいになるお宅があるということをお聞きしています。

やはりこの道路、私23年からこの職に身を投じたわけですけど、だいぶ時間が経ちます。また同じ方に会うと、できるだけ自分のこの命あるうちにね、もうちょっと手当てをやはりしてほしいという訴えを幾度となく聞きます。ですから、目地と目地の間だけラバーコートでこう衝撃緩衝する、平らに、フラットにするような手当てをした時期があったんですね、1回だけ。あれでも、当座しのぎといえば当座しのぎかもしれないですけど、やっぱり住宅の静寂は少しは確保できた。

だから、やはり道路パトロールは当然してらるの分かるんですけど、一定期間、ラバーコートはなくなっちゃいますよね、塗ったやつは。ですが、やはり手当ては、皆さん年齢いけばいくほど、毎日健康な日々を送っている方だけではない。やっぱりそういった町になりつつあるわけですから、やはり具合の悪い人、体調が不十分な方、そういった方も多くいらっしゃる、高齢の方もね。そういった方たちの、やはり生活、安心、そういったものをもう少し、町民福祉を高いものにしていかなければいけないんじゃないかと私は思っています。

まうちうに住んでいらる町長、私はそのように考えるんですけど、町長自身のまちなかの、ご自分が管理している道路、どのように今後取り組んでいくのか、まず町長にお伺いしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 道路の整備、私はまちづくりの基本だなど、いつも言ってますし、そのことに対して、あるいは県のほうにもいろんな陳情の際には申し上げておりました。従って、これからの新しいまちづくりをする上で、道路網をしっかりと整備するということは大事なことだなどというふうに思っております。

今いろいろ中央通りの話を聞かせていただきましたけれども、今初めての部分もございますので、しっかり現地を調査させていただいて、どういう整備が可能なのかどうか、しっかり検討させていただきたいなど、そんなふうに思ってます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 確かに町長としては、前向きに整備していく、そういう回答、予想通りでしたけれども、かつてからずっと建設的な答弁はいただくんですけども、やはり抜本的には旧49号のコンクリート道路というのは、大きく掘削して、町の単費でどんとはやりにくい。それは私も十分承知してしゃべってます。ですから、細かい手当てを、やはりまめにやっていただきたい。直せないんだったら、できるだけ静かな道路になるような工夫、段差を、芝草地区であれば、ジャンプ台のような盛り上がりをすり付けして、緩衝して、なるだけ衝撃が出ないようにしたと。あれも私は見て、やっぱりこういうやり方もあるんだなど。

ですから、何もできないんじゃないくて、やはりまちなか中央、やはりみんなの生活、安心、そして安眠、そういったものもできるだけ高い町民福祉を目指していく、そういった姿の中で、やはりこまめにできることからやってあげてほしいと私は思うんですが、建設課長も来年度に向けて、今年はまだぼぼぼ裾にきてますけれども、来年度、そういった部分で予算を十分検討していただきたいと思うんですが、そのような検討はありますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 来年度予算までというような今話ありましたけれども、町長、今申し上げましたとおりでございまして、我々としましても、当然、道路の管理というのが一番まちづくりの基本だというふうに、職員一同思っております。なにせ予算というような部分では、やはり有利な財源というのも、これは大切な一面だというふうに思っておりますので、そういった交付金なり、起債事業なり、有利なものがあるのか、ないのかも含めて、調査検討、さらには、当然当面の間は町の単独費でできる中で、こまめに修繕等やっていきたいなというふうに思っております。

来年度の予算についても、そういった前向きな考え方は持っておりますので、今後十分検討させていただきたいと思えます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 非常に力強い前向きな回答いただきましたので、少し安心できるのかなと思えます。

ふるさと納税も実績、こう、うなぎのぼりで上がってきている。ですから、予算の策定にあたっては、多少腹を切ってもね、やれることはやっていただきたいなど私は思ってます。これについてどうでしょう、町長、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 財源のご心配までいただきましたけれども、できるだけふるさと納税、大勢の方に寄附していただいて、そこでの財源の一部を、やっぱり町民の皆さんが必要なところに投入していくということは、私はそれは基本だと思っています。そういう意味で、今これから西会津町の将来を考えたときに、子育て支援だとか、あるいは高齢者対策とか、あるいは道路網の整備だとか、あるいは若い人たちのこととか、いろんなところに、やっぱりこれからやらないといけないことがあるわけでありますから、なかなか補助というのはそう簡単に、今、国の財政も、今年の、忘れてしまいましたけど、国の補助事業も、これから恐らくね、シーリングがかかってくるだろうと。そういう意味では、今までどおりの財源をあてにすることはできないなど。

そうしたときに、どこにその財源を求めるかといったら、やっぱりいろいろ節約もしないといけないところもありますけれども、事務改革もしないといけませんけれども、今一番、やっぱり財源を求められるのは、ふるさと納税かなというふうに思っております。ここについてはしっかり今取り組んでおりますので、議員お話しいただいたところに、その財源が投入できるように頑張っていきたいと思っています。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 財源まで検討していただけるということで、大変心強く思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時25分)

令和2年第8回西会津町議会定例会会議録

令和2年9月8日(火)

開 議 10時00分
延 会 16時40分

出席議員

1番	荒海正人	6番	三留正義	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	7番	小柴敬	11番	清野佐一
3番	小林雅弘	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	9番	多賀剛		

欠席議員

5番 猪俣常三

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第8回議会定例会議事日程（第5号）

令和2年9月8日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町小規模多機能型居宅介護施設条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第6号 令和元年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第7号 令和元年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第8号 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第9号 令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 議案第10号 令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第11号 令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第12号 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第13号 令和元年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第14号 令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第15号 令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第17 議会案第1号 事務検査に関する決議

散 会

(一般質問順序)

1. 多賀 剛
2. 青木 照夫

令和2年第8回議会定例会議事日程（第5号の追加1）

令和2年9月8日

追加日程第1 事務検査

○議長 おはようございます。

令和2年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。なお、質問は通告に沿って簡潔明瞭に行い、他の議員との質問が重複している場合は、これまでの答弁で納得した質問は取りやめるなど、能率的議会運営にご協力ください。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。9番、多賀剛でございます。今次定例会に2件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、コロナ禍での各支援策の進捗状況と今後の対応についてお尋ねをいたします。新型コロナウイルスの猛威が収まらない中、ついに会津地区にも感染者が確認されました。昨日、3番議員も申しておりましたけれども、一昨日は喜多方市で1名、同じくお隣の阿賀町でも1名の感染者が確認されたということでもあります。これはいくら注意していても、いつかは来るだろうと思っておりましたが、1人の感染者が確認されてから、またたく間に10数名の感染者数となり、より一層身近な恐怖といえますか、身近な問題として感じられるようになったところでもあります。新しい生活様式が提唱され、それぞれの場所、個人においても対応が進んでいるように感じておりましたが、感染リスクをゼロにすることの難しさを痛感しております。

また、今年度はいろいろな集会、イベント、式典などが中止や延期、縮小などの対応をせざるを得ない状況が続いております。町の活性化や町内経済に与える影響は相当甚大なものとなっております。

今後、この新型コロナウイルスが全くなくなるということはないのかもしれませんが、少しずつでも感染が収束に向かうようになれば、下火になってくるようなことになれば、元の生活に少しでも戻れるような活動、努力が必要となってくるものと考えます。町内経済の立て直し、元気な活気のあるふるさとに戻すために、今後の対応を含めて何点かお伺いをいたします。

まず1点目として、現在までの要申請型の各支援策の進捗状況はどうなっておりますか、お伺いをいたします。

2点目に、新型コロナウイルスの影響により減収となった方、あるいは就労場所がなくなってしまった方々に、税金や使用料等の支払い猶予や減免等の措置がありますが、周知は十分できておりますでしょうか。また、相談等の状況はどうなっておりますかお伺いをいたします。

3点目に、コロナ禍における経済振興、観光振興等の取り組みはどうするのか、お伺いをいたします。

4点目として、コロナ感染者への誹謗中傷、いじめ等が社会問題となっております。これらに対する対策、対応はどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

二つ目の質問といたしまして、ふるさと応援寄附金についてお尋ねをいたします。全国的にふるさと応援寄附金の獲得競争が激化している中、本年度、本町においては好調に推移しているようであります。取り扱う返礼品のあり方や返戻率の縛りが厳しくなり、多くの自治体が前年の実績を下回る状況が多い中であって、本町は大きく実績を伸ばしているということは、大変喜ばしいところであります。この状況を一過性のものとすることなく、さらに伸展させるために、現状の分析と将来展望をしっかりと見据えた対応が重要と考えます。これらを踏まえて次の点についてお伺いをいたします。

まず1点目といたしまして、現在、好調に推移している要因は何なのか、何が功を奏して、今後何をすることが重要と考えますか、お伺いをいたします。

2点目として、返礼品の見直し、開発等は今後もしていくのか、お伺いをいたします。

3点目に、最近注目されている企業版ふるさと納税にもっと力を入れていくことも必要と考えますが、ご見解をお伺いをいたします。

以上の2件を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀議員のご質問のうち、感染者への差別等の対策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症については、町民の皆さまに県をまたいだ移動や帰省についてのお願い、新しい生活様式などに基づく感染予防の行動等にご理解とご協力をいただいた結果、これまで町内において感染が確認されていないことに対しまして、衷心より感謝を申し上げます。

ご質問の感染者への差別の対策についてであります。新型コロナウイルス感染症については確かな情報に基づき冷静な行動をとっていただき、感染した方への差別や偏見、誹謗中傷は絶対に行わないよう、ケーブルテレビやチラシ、ホームページなどによりお願いしてきたほか、小中学校においては町教育委員会を通じ、児童生徒・教職員・保護者へ差別やいじめ対策等に関する指導や協力依頼をしているところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症については、社会活動や経済活動を維持しながらコロナと共存していくウィズコロナの中において、感染者が発生することは避けられないことであり、誰もが感染する可能性があります。自ら感染しないよう、予防に万全を期すことは感染の拡大を防止するために必要なことですが、それでも感染してしまった方に必要なのは、周囲の温かい支援であると考えます。

本町のように人口規模の小さな町で感染が確認された場合、氏名や居住地、職業などが特定される可能性は完全には否定できませんが、私は、この西会津町では感染された方やその家族などへの差別や偏見、誹謗中傷などは絶対はないと信じております。

昨日、ケーブルテレビで町民の皆さんにもお願いいたしました。このようなときだからこそ、感染が確認された方の一日も早い回復をみんなで願い、ご本人やその家族が安心して治療に専念できる町であるよう、また、そのような考えを多くの町民の皆さんと共有できるよう、引き続きお願いをしております。

また、不安や困りごとなどがあれば県や町の相談窓口を利用いただき、コロナ禍においても誰もが安心して暮らせるよう、町として最大限の対策を講じてまいりますのでご

理解をお願いいたします。

次に、ふるさと応援寄附金のご質問のうち、好調に推移している要因と今後についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと応援寄附金の実績につきましては、町政の主要事項でご報告申し上げましたように、8月末日で、967件、3,249万7千円となっており、昨年同期と比較しますと、件数で約6倍の805件の増、寄附金額で約14倍の3,022万5千円の増となっております。

好調の要因といたしましては、掲載しているサイトを増やしたことにより、新たな寄附者の目に留まる機会が増えたこと、今年度より返礼品の米にミルキークイーンなどの品種やキロ数を変えた定期便を追加したことにより、1件当たりの平均寄附額が大幅に増加したことなどが考えられます。

今後は、リピーター確保のため、町の施策や風景、返礼品とする地場産品を生産している方の声などをパンフレットにまとめ、返礼品に同梱し発送するほか、インターネット等を活用して本町の魅力を発信し、町の知名度アップを図ってまいります。

また、ふるさと応援寄附金制度の意義は、第1に納税者が寄附先を選択し、寄附金の使われ方を考えるきっかけとなること、第2にお世話になった地域や、これから応援したい地域への力になれること、第3に自治体が取り組みをアピールし、選んでいただくに相応しい地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながることです。

自治体は寄附者の志に応えられる施策の向上が求められ、一方で寄附者は地方行政への関心と参加意識が高まることとなります。寄附者と自治体が、お互いの成長を高める新しい関係を築き、一人一人の貢献が地方を変え、そしてより良い未来を創り、地域に活力が生まれることに期待され、創設された制度であります。

現在、町では、西会津町総合計画（第4次）に基づき、本町の雄大な自然や先人が築き上げてきた歴史・文化を次世代に責任を持って引き継ぎ、町民の皆さんや企業・団体、行政等が連携を図りながら、基本構想に掲げた町の将来像である「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ずーっと、西会津～」の実現に向け、各施策を積極的に展開しているところであります。

これらまちづくりの施策を広く情報発信を行い、西会津町を応援していただける方、西会津町のファンとなっていただける方を増やし、まちづくりに参加していただくことが重要と考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 9番、多賀剛議員の新型コロナウイルス関連のご質問のうち、要申請型の各支援策の進捗状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種支援策につきましては、全員協議会におきましてご説明申し上げましたとおり、今次補正予算に計上した事業を含め、これまでに延べ70事業、総額約3億4,300万円を計上しているところであります。

このうち、申請を必要とする主な事業の8月末時点での進捗状況についてであります。まず、5月議会臨時会で計上した事業のうち、休業等に協力をいただいた事業者から協力金を給付する、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、120事業者から

の申請に対し1,633万6千円を執行済であり、執行率は約55パーセントとなっております。

そのほか、商工業者等を対象とした中小企業融資制度資金利子補給補助金や、企業等における感染拡大防止のための物品購入費の半額を補助する新型コロナウイルス感染症予防対策企業補助金、オンラインショップ開設支援につきましては、想定よりも申請件数が伸びず、今後の申請見込みも踏まえ、今次定例会において不要額を減額する補正予算を計上したところであります。

次に、7月議会臨時会で計上しました事業についてであります。町出身の学生等に10万円の応援金を給付する、ふるさと西会津、頑張る学生応援事業につきましては、8月末現在、想定した対象者数の約3割にあたる44名からの申請を受け付けたところであります。

また、国の定額給付金の対象外である本年4月28日以降に生まれた新生児に対し10万円を給付する特別出産祝金につきましては、7名からの申請を受け付けたところであります。

農林業関係のソバの生産販売農家支援事業、スマート農業等導入支援事業につきましては、順調に申請が上がってきているところであり、特にスマート農業等導入支援事業のうち公募型については、当初の想定を上回る申請が見込まれることから、今次定例会におきまして増額の補正予算を計上したところであります。

また、コロナ禍により雇い止めとなった方々等を雇用した企業を支援する雇用創出支援事業につきましては、正規雇用・パート雇用各1名、2件の申請を受け付けたところであります。

以上、申請が必要な主な事業の進捗状況についてご説明申し上げましたが、申請漏れ等が生じないように、今後も引き続き様々な手段により周知を図ってまいりますので、ご理解願います。

次に、ふるさと応援寄附金についてのご質問のうち、企業版ふるさと納税に関する質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、企業版ふるさと納税は、地方公共団体の地方創生の取り組みに対して町外企業が寄附を行った場合に、寄附金額の一部が法人関係税から税額控除される制度であり、今年度より、寄附額の最大9割が税額控除され、実質的な企業の負担は1割まで圧縮されるなど、企業にとっても町にとりましても、よりメリットの大きい制度となったところであります。

本町におきましても、今年度より本制度に取り組んでいるところであり、これまで1件、100万円の寄附を受理したところであります。

本制度は町外企業からの寄附を対象としていることから、当初は在京西会津会をはじめ本町と縁のある首都圏の企業等に対して、直接足を運びPRしたいと考えておりましたが、コロナ禍の影響によりまして十分な活動ができていない状況にあります。

なお、本制度は2025年度までの5年間の適用を受けておりますことから、今後も様々な機会を通じて積極的にPR活動を行いながら、地方創生の一層の推進と財源の確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 9番、多賀剛議員のご質問のありました新型コロナ過での各支援策の進

捗状況と今後の対応についてのうち、税・使用料等の支払い猶予・減免等の周知及び相談等の状況について、お答えいたします。

まず、税・使用料等の支払い猶予・減免等の周知についてであります。町では5月中旬に町内の全世帯に対して、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧を配布し、その中で税の納付猶予や減免、使用料等の支払い猶予の特例制度について周知してきたところであります。その後、機会を捉え町の広報紙や広報お知らせ版、ケーブルテレビ、町ホームページ等で周知を行っているところであり、今後も引き続き周知に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、相談等の状況であります。8月31日現在において、町税における猶予特例についての相談件数は4件となっております。

減免特例につきましては、国民健康保険税で13件、後期高齢者医療保険料で1件、介護保険料で1件であります。

住宅使用料や上下水道使用料などの各種使用料等の猶予に関する相談件数は、下水道使用料で1件という状況であります。今後も猶予特例や減免特例に係る相談があった場合は、制度等に基づき対応してまいりますのでご理解願います。

次に、ふるさと応援寄附金に係るご質問のうち、返礼品の見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在、掲載している返礼品につきましては、随時見直しと磨き上げを行っており、生産者等とも随時打ち合わせを設けているところであり、引き続き新商品の開発も含め、見直しを行ってまいります。

また、今後も町民の皆さまや議員の皆さま、西会津応援大使など町関係者のご協力をいただくとともに、各種媒体等を活用し、地場製品の振興と併せて、西会津を応援していただける方々を増やしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 9番、多賀剛議員の新型コロナウイルス関連のご質問のうち、3点目のコロナ禍における経済振興・観光振興等の取り組みについてお答えします。

町ではこれまで、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた町内経済への支援として、本年6月から町民1人当たり5千円の消費応援商品券や、事業者等へ最大30万円を支給する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等の各種支援策を実施してまいりました。

さらに、8月からは、失業や雇い止めとなった町民の雇用を確保するため、町内の企業等に対し、新規雇用者1名につき最大100万円を支援する雇用創出支援補助金について申請の受け付けを開始したところであります。

また、観光の振興につきましては、コロナ収束後の観光客の回復を見据え、多言語化に対応した観光案内看板の設置や観光パンフレットの作成を進めているところであります。

今後の取り組みとしましては、町民1人当たり5千円の消費拡大商品券を配布し、さらなる町内経済の活性化を図るとともに、町の主要観光施設である大山祇神社の参道整備事業を実施し、秋の観光シーズンに対応した取り組みを進めてまいります。

また、新型コロナウイルスへの不安を払拭し、町民生活に活気を取り戻すため、町民向

けのイベントについても実施する考えであります。

コロナ禍において経済や観光については、依然先き行きが見通せない状況にありますが、町といたしましては、引き続き各種支援策の実施に鋭意取り組むとともに、町商工会や観光交流協会等と緊密な連携を図り、必要な支援策を講じてまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず、いろんな支援策の進捗状況、ご説明いただきましたけども、まあまあの進捗状況できてるのかなという思いでおりますけども、要はうちの町でやっているこのコロナ禍においてのいろんな支援策というのは、本当、私、周辺市町村の支援策、同じようなこのパンフレット見ますけども、本町のように充実した支援を行っている町村、本当ないんです。いくらいい支援策をやってもね、町民に知っていただいて理解していただいて、利用してもらえる、当事者にはやってもらおうということがなければ、私は絵に描いた餅になってしまうと常々思っています。

だからもっとPR、もしかしたら町民の方は、こんなのはどこの町でも当たり前に行っているのかなというような感覚持ってるかもしれません。でもよその町と比べると、本町のこの施策、本当に進んでますよ。だから、できれば支援にはまるような人はね、しっかりと支援を受けていただきたいとかね、見て利用していただきたいと思います。そのPR不足を少し感じておりますので、その辺をもう一度ご答弁いただきたいと。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

各種要申請型の交付金関係でございますが、こちらのほうにつきましては、町のホームページなり、チラシ等で全戸配布等を行っているという部分でございます。また、各担当課におきまして、各種関係する団体等にPR等を行いながら、周知徹底に努めてきたというところでございます。

また、大学生等の支援につきましては、やはり想定の一部が、推計で出してるものですから、各種学校に行ってる方々の同級生のネットワークを活用しながら申請していただきたいというような形で、今、申請を行っているということでございますので、町といたしましても、せっかくの臨時交付金でございますので、皆さんに行き渡るように周知を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。私、よくロータスインの風呂入って、いろんな話を町民の皆さんから話を聞くんですけども、町長がいろんな企業訪問をして、いろんな状況、話し合っ、いろんな支援策のお話しをしてきたというようなことではあります。ただ、いわゆる雇用創出支援補助金というのがあんまり理解してない人が多いとか、実際聞かれました。これいわゆる解雇された方をうちは正規の社員として雇用したいんだけど、この6カ月の縛りというのはどういう基準なんだと、長期雇用するつもりだったが本人の都合で3カ月とか、4カ月で辞めてしまった場合はどうなんだとか、いつもらえるんだとか、そんな単純な話をしますけども、それは雇用していただけるなら出しますから、

ぜひ相談してくださいというような話をしましたので。

これは、今、企画課長が言ったようにね、いろんな周知はしてるんでしょうけども、パンフレット渡した、説明した、ケーブルテレビでやった、確かにそれはそうでしょうけども、いわゆるそれと、いわゆる中身を十分理解したとはまた別な問題でありますので、これは事あるごとに、せっかくいい支援策をつくってるわけですから、今後も周知のほうに努めていただきたいと思います。それはそれでいいです。

あと、コロナ禍における経済振興、観光振興等の、商工観光課長からご答弁いただきましたけども、残念ながらこの秋は、ふるさとまつりも中止になってしまって、ご答弁でありましたように、代わる町民向けの秋まつり等を企画しているというような話でありましたが、これ何でもかんでもイベント等やめるとするのは簡単なんですよね。ただ簡単ばかりでは私は済まないなと思います。

ましてコロナ、町長のご答弁にありましたけども、このコロナというのは、終息するなんてことはないのかもしれない。コロナと共存する社会がこれから待っているのかなと、共存はしたくありませんが、コロナは常に身近にあるもんだということであるならば、やっぱりいつかは元の生活に戻せるような努力をしなければいけない。これ一つのきっかけで町民向けの秋まつりをやるということですから、それはそれでしっかり取り組んでいただきたいと思います。これからはあまり中止ばかりじゃなくて、やれる方向をちょっと模索していただきたいと思います。

それと、これ先々週の新聞かな、10月に民報新聞ですけども、10月に西会津町含む会津の4町村で会津博をやりたいと、県でやりたいというようなことを報道があったので、私はすぐ町長にお尋ねしましたら、これは県でも、町でも詳細は全然煮詰まってなくて、いわゆる報道機関がフライング気味の報道だったんだというようなことでありましたが、こういうのがもし提案されたら、積極的に私は取り組んでほしいし、観光振興、いわゆる本町の血液と同じ、人の流れが止まるというのは本当に重大な結果がこれから出るような気がしますので、その辺はぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

今、議員のほうから会津博ということで例を出されて、ご質問がありましたけれども、ご質問にもあったとおり、まだ詳細については県のほうと打ち合わせが進んでいない状況であります。これからは県とは緊密に打ち合わせを続けながら、町としてできることはしっかりとやってまいりたいと。

また、ご質問にあったとおり、何もかにも中止するということではなくて、このコロナ禍においてできることは何なのか、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそう願いたい。本当に去年、今頃から見れば、降って湧いたような災いですけれども、これはもう共存していくしかないのかなという、私、思いでおりますから、その中で、やっぱり普通の経済活動を取り戻す努力をしていただきたいと思いますという思いでおり

ます。

話、全然余談になるかもしれないんですが、やっぱり町主催のイベント等は、やっぱり町長の判断一つで、私は前向きな方向に進むことも可能だと思いますので、そんなこともご提案をしていきたいと思います。

あと町長のご答弁でいただきましたけれども、いわゆるコロナ差別の問題です。たまたま今日の新聞、民友新聞に載ってましたけども、相馬市長の提言ですね。いわゆる感染した人が非難されたり、誹謗中傷されて、精神的なダメージを受けるようなことのないようにしなきゃいけない。社会のみんなで励ます文化をつくっていく必要があるのではないかな。私、全くこのとおりだなという思いであります。

この差別については、我々は2011年3月11日の東日本大震災、その後の原発事故、それで、いわゆる福島というだけであらぬ風評被害を受けて、いわゆる福島差別を受けてきたわけです。ですから、この、ましてこのコロナでね、差別するようなことはないように、町長おっしゃったように、本当に、感染した人というのは、体がやっぱり具合悪くなって、大変な状況なのに、精神まで蝕まれるようなことになっては大変なことになる。私はまさしく、この相馬市長が提言されたことは当然でありますし、そんなことを私は進めていきたいなという思いでおりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 いわゆる差別や偏見、誹謗中傷に対することについてでありますけれども、先ほども答弁申し上げました。ケーブルテレビで町民の皆さんにお願いをいたしましたけれども、今朝、新聞で立谷市長の、そのコメントが載ってございましたけど。実は立谷市長の相馬市で、いわゆる感染者が出て、そこでやはり誹謗中傷があったそうです。で、市長は何をやったかという、その感染者に激励の手紙を出したそうです。それが非常に話題になって、やっぱりこれからのコロナ禍において、いろんなこのコロナの感染症なんて誰もかかりたくてかかっているわけではないわけでありますから、やはりそこはみんな、温かい気持ちでやっぱり励ますと、そういう心の文化をつくらないといけないというような、そういうことがいろんなところで市長さんのお話しなんかもありました。

そういうことで、まだ西会津町には出ておりませんが、このことについては、やっぱり町民の皆さんが一人一人温かい気持ちで励ます、そういう文化をつくっていけるように、これからもいろいろな場所で皆さんにお願いをしてまいりたいなと、そんなふうにしております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も全くそのとおりであります。あと、学校にも、教育委員会にも同じような話をしてきたということでもあります。教育長にも申し上げたいのは、いわゆる学校、教育現場では、そんなに意図なくとも、ちょっと咳き込んだりすると、コロナじゃないかとか、はやしたり、いじめの温床になったりするケースがある、これからね、インフルエンザが流行する時期になれば、なおさらそんな気がします。

それと、今は、特に子どもたちもそうなんですけども、インターネット、SNSがね、あんまり大したことないと思って語ったことが、いわゆる拡散されて独り歩きをして、とんでもない事態になるというようなこともありますので、学校現場では、その辺を本当に

ご配慮いただきたいと思いますが、教育長のお考えを。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 お答えいたします。

確かに、今、町長からも話しあったとおり、誰もが好き好んでかかっているわけではないので、その辺しっかりと我々も捉えていきながら、やはり子どもたちにコロナウイルスに対する正しい知識をしっかりと教えていき、その上で差別はいかにいけないかということ、日頃からコロナ禍以外の中においても指導しておりますので、十分子どもたちにもそのことを伝えながら、もしも感染者が出た場合にも、温かく見守る、そんな子どもたちにしていきたいなど、そんなふうに思っていますし、これからも教育委員会としても、学校と一体となって子どもたちへの指導を徹底してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私の心配がはまらないことを期待しておりますし、そうであろうと思います。

このコロナは、最近は本当に市中感染というか、普通の生活していかかるような状況だということですので、皆さん明日は我が身でありますから、そんなことを考えながら対策にあたっていただきたいと思います。

コロナ関連はこのぐらいにしまして、ふるさと応援寄附金についてお尋ねをいたします。ふるさと応援寄附金、好調に推移して、当初の予算3千万もうクリアして、今補正で2千万上乗せ、5千万を狙おうというようなことで、大変素晴らしいなという思いであります。何を功を奏してこういう要因になっているかというようなことで、いろんなポータルサイトの数を増やしたとか、返礼品等々の見直しをしたとかありましたけども、私はね、一番この何が功を奏してこうなったかという、やっぱり取り組みの姿勢が変わった。やっぱり今までの努力の積み重ねがやっと実を結んできたのかなと私は思うんです。

今の担当課長はね、やっぱり自画自賛になるようなことだから、これは言えませんが、私は率直にそう思うんです。ふるさと納税が始まった当初、清野議長も私も、一生懸命町で取り組みましょうよ、当時は2、300万くらいの実績しかなかったもので、やりましょうと言いましたけども、返ってくる言葉はね、ほとんど身のない、ネガティブな返答ばかりだったです。そんなことやってみたってというかね。

ふるさと納税という、当時、担当課が、私はふるさと応援寄附金、寄附の内容だから、これ総務担当じゃないのかと言ったならば、いや、ふるさと納税と付くんだから、町民税務課の担当だ。なんかね、ババ抜きのパバ引くみたいな感じの扱いだったような、私、気がするんです。だから実際やってみれば、実績もそれも伴わなかった。

でも今は違いますよ、やっぱり取り組む姿勢が違うし、皆さん努力がこれだけになってきたと私は思うんですが、担当課長、いかがですか。ちょっと褒め過ぎましたか。

○議長 町長。

○町長 ただいま褒めの言葉がありましたけれども、ふるさと応援寄附金、これが今現在こういう状況にさせていただいたというのは、やはり担当課の姿勢が大きかったのかなというふうに思っておりますし、それは担当課だけじゃなくて、関係する課の職員の皆さん

が、本当に一生懸命になってこのふるさと応援寄附金に対する、いろんなアイデアを出していただき、サイトも増やしましたがけれども、増やしただけでは金額なんか増えるわけではないわけですから、その中身が問題であるわけで、そういう意味では本当に町民税務課が窓口になって、それぞれ関係する課が一つになってね、このふるさと応援寄附金を何とかしようということでの結果だと思います。

従って、質問の、この好調に推移している原因は何が功を奏しているのかという答弁は、私よりも町民税務課長やってくれという話をしましたけれども、いや、それはという、こういうことで私が答弁させていただきましたけれども、要は、これ全てに当てはまるかもしれないけれども、やっぱり本気になって取り組めば、その結果は必ず出るということですので、昨日の質問にもありましたけれども、いろんな形で将来の西会津町の新しいまちづくりをする上で、必要な財源としてね、ふるさと応援寄附金をその財源の一部にしたいなというふうに思っておりますし、そういう意味で、これからもしっかり、さらに金額をどこまで増やせるか、ただそれだけではしょうがないので、やっぱり西会津町が全国に評価されるといいますか、知っていただけるような、そういう目的も含めて、これから取り組んでまいりたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 町長そのとおりでと思います。

それで、一昨年でしたか、その前でしたか、農林課の皆さんと、東京に本町の米のPRをしに行つてね、私自身も、本当にうちの米というのは評価がね、私自身が過小評価していたなど、本当に今年残念ながら、ふるさとまつりなくなりましたが、あそこで食べたごはん食堂のご飯、何ほどおいしかったか。それで東京に行つてね、食べておいしいと言つて喜んでいただける姿を見たとき、あと、みんなで東京の百貨店のお米売り場を回つてね、本町のお米、何で過小評価されてるのかなと、何でこんな米が、とんでもない値段で売れてるのかな何てことを実際感じたんですよね。やっぱりそういうことの積み重ねが、やっぱり今の現状に、私、なつてきていると思います。

ですから、これは担当者が替わつても、誰がやつても、やっぱりこういうことを続けていけるようなシステムをつくることによって、これからどンドンドンドン伸ばしていけるものかなという思いでおりますが、それが今の担当課長替わつても、こう伸ばしていけるような方策が必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

ただいま多賀議員がおっしゃいましたように、これまでの取り組みが評価されてきたのかなということで考えてございます。東京に行つての米の無料配布であるとか、まずは西会津の米を食べていただくというような作業も、2年前からそういったこともやっています。商工観光課で担当している物産展においても、お米を配っていただいたりだとか、農林振興でもそういった作業をしてきたところでございまして、そういった関係課、連携してやつてきたことがこういう結果になつてきたと考えてございます。

今後も関係課一丸となつて自主財源の確保に努めていきたいなということでは考えてございますので、今後も前向きに取り組んでいきたいと思つていますので、ご理解いただきたい

と思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。それと、常々私も言っておるんですけども、今後のことになりますかもしれませんが、やっぱりふるさと応援寄附金で集まったお金、実際、一般財源になっちゃって何に使われているのかよく見えない。やっぱりね、何かシンボリックな使い方をしてね、こういうことをしましたということも、今後はやっていく必要があるのかなど、皆さんからいただいた寄附で、こういうことがふるさと納税で集まったお金、こういうことができましたということ積極的にPRすることも必要かなという思いであります。それは私の考えです。

ちょっと時間ありますから、返礼品の開発とか見直しの話しました。日々やってるというようなことでありますけども、一つ私の提案なんですけども、一番お米が、一番オーソックスとかね、やっぱりスタンダードで、これ一番評判いいのは分かっておりますけども、それぞれ返礼品を見てみますと、お米のほかに、例えば手づくり味噌であったり、お漬物であったり、卵であったり、食品関係だといろいろありますけども、東京で試食をさせたときに、やっぱりふるさとまつりでやってる、ごはん食堂もそうですけども、ご飯のあて、本当に小さな味噌漬けとかね、油味噌みたいなやつで、本当においしくいただけるんですよ。

ですから、ちょっとこの返礼品も遊び心を出して、この分割で発送するのが好評を得るというようなご答弁でしたから、それであれば、今年は手づくり味噌とお米をセットにして送りましょうとかね。次に送るときは、じゃあお漬物とお米を一緒に贈りましょうとか、その次は、じゃあ卵と一緒に送って、日本一の卵かけご飯をTKGを食べましょうとかという、そういう配送の仕方。あるいは我々の、このふるさと応援寄附金の研修で教わったことなんですけども、いわゆるいろんなシチュエーションの提案ですよ。ご飯ばかりでなくて、これを土鍋とセットにして炊いたらおいしいですよ。羽釜と一緒に炊いたらおいしいですよというような、いろんなシチュエーションの提案をしていくということも、私は面白いのかなと。

あともう一つ、私、これは実際製品もないし、私の思いだけでありますけども、本町の自慢の一つとしておいしい水、銘水がいっぱいあるんですね。これは保健所の規制とかいろいろ難しい問題があるかなと思いますけども、実際にうちの町の水を毎週汲みに来て、それでお茶やコーヒーを沸かしたり、お米を炊いて食べてる人は、これじゃないとだめだという人が結構いらっしゃる。うちの身内にも水汲みに来る人がいる。そんなのと一緒に提供するような返礼品があったら、もっと面白いとかね、楽しめる、遊び心のある返礼品、見栄えがフレッシュな感じもするんですけども、そんな感じはいかがでしょう。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず米の単体だけではなくて、今後、事業者間のコラボ商品ということで、例えば米と味噌をセットにするだとか、確かにその単体だけでもおいしいんですが、やはり食べていただくことをしていかないと商品というのは伸びないのかなと思っています。ですから、事業者間でのコラボ商品をつくったりだとか、また、このお水で炊くと米がおいしくなる

というようなことで、今、そのペットに詰める水をどうするかとか、ちょっと検討はしているところではあるんですけども、今、ご提案ありましたようなことをもっともっと検討して、前向きに取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 そんなことが、いわゆる楽しみながら、遊び心を持って取り組める、一つの、私もね、よく毎月配達されるというか、お酒だとかワインだとか、そんなの頼んだことある。毎月やっぱり楽しみなんですよね、来るのが。そんなことを思い出しましたので、そんなこともぜひ返礼品開発する上ではご検討いただいて、参考にさせていただけたらなという思いでおります。

あと最後になりますけども、企業版ふるさと納税という話、ご答弁いただきましたけれども、これは、いわゆる企業側の節税メリットばかりでなくて、いわゆる自治体と企業との共同事業展開であったり、いろんなこう発展する可能性もあるんですよ。だから、今なかなか工業団地も塩漬けになって、企業誘致も進まない、そんな中で、いわゆるこの企業版ふるさと納税を活用した中で、いわゆる企業との共同作業、事業なんかも、私はもういろんな展開があるのかなと、私いろんな成功事例を、ほかの町の見させてもらおうと、あるんでね。そんなことを期待してるんですが、寄附ばかり、お金ばかりでなくてね、それいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

企業版ふるさと納税をきっかけとした、その企業との連携ということでございますが、こちらの企業版ふるさと納税の前提としてございますのが、留意事項として、やはり寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されるという前提もございませぬので、それをクリアしながら、企業と関わりを持つというのは十分に重要なのかなと考えております。

いかんせん今回、4月に1件の寄附を採択したということでございますが、こちらのほう、これから推進していこうという矢先にコロナ禍という部分がございます、なかなか今の経済情勢とか、企業の状況を見ますと、なかなか今現在、大変厳しいなと思っております。ですので、今後、今から準備いたしまして、様々な形で企業版のふるさと納税を進めていきたいと私どもも考えておりますので、今後の展開を十分に検討していきたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今、本当にコロナ禍の中でね、なかなか作業、何でもそうですけど、しづらい状況はもう十分理解しております。でも、これはいつまでもコロナのせいにはばかりもしておけないのでね。企業、やっぱり今、イメージアップ戦略だとか、いわゆる地方の自治体との、先ほど何べんも言いますけども、共同の事業展開だとかというのにね、やっぱり以外と興味を持っているというかね。そういうところが結構あるような気がします。それがゆくゆくは拠点を西会津にね、支店を移すようなことになれば、大変素晴らしいことだなということですよ。

それで、金員の返礼ができないと、それも承知しておりますが、それであれば、昔、私、ふるさと納税のとき提案したことがありますけども、そういう、いわゆる企業版のふるさと納税してもらった方にはね、一日町長をやってもらおうとかね、そういうことは私可能だと思うんです。それで、そういうことがうちの町との、いわゆる密着度を強めて、関係人口、交流人口の増につながるような気がしますけども、それも一つの遊び心ですよ。そんなことはいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

こちらのほう、企業との連携という部分の中では、まさに企業版のふるさと納税だけではなくて、様々な事業で関連性、町の課題を解決するためにどういう企業と連携していったらいいのかという部分も様々ございます。その企業と包括連携協定を結ぶとか、様々なこともございますので、議員からアイデアいただきましたような形につきましては、今後十分に検討しながら、企業版ふるさと納税を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 毎年この9月定例会になるとね、だんだんこう実りの秋ということで、田んぼなんかも随分黄色くなりましたけれども、本当にいろいろなやり取りさせていただきまして、今回も実りの多い一般質問になりました。本当にご答弁いただきありがとうございます。私の一般質問を終わります。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 こんにちは。10番、青木照夫でございます。

初めに、本年は予測のできなかったコロナ感染で、全世界に拡散し、世紀の祭典であった東京オリンピック・パラリンピックまでも延期となりました。国内でも毎日多くの感染者がカウントされており、亡くなられる方も減少しているものの跡を絶ちません。

本町でもそのコロナ禍の影響で、工場の倒産、または休業に追い込まれ、従業員も整理されるなど、生活を支えていた働き手が窮地に立たされている現状にあります。我々議員は議会の縮小、活動の中止などが続いている中にありながらも身分が保証されております。今、まさに町民に寄り添い、痛みを分かち合えることが大切であります。

それでは、今次の一般質問をさせていただきます。今次の質問は、災害に強いまちづくりと、若者住宅についての2項目であります。

初めに災害に強いまちづくりです。昨日も心配されていた大型台風10号で、九州各地方では死傷者は少なかったものの、土砂災害や多くの傷跡を残した模様であります。会津地方は比較的災害が少ないといわれますが、近年、日本各地では予測もつかない地震、台風、ゲリラ豪雨による洪水、土砂災害などが多発し、避難できずに尊い人命が失われています。災害に強いまちづくりとは、安心して住めることであります。それが定住につながることから質問いたします。それでは災害に強いまちづくりを質問させていただきます。

一つ、大震災発生時における土砂災害や道路の途絶などから、住民の生活を確保するため、東日本大震災後に建設業者などとの協定や締結など、どのように進められているのかをお伺いいたします。

二つ目、東日本大震災では自動車や公共施設などの燃料不足で大混乱をしたことが記憶に新しく、震災後、各ガソリンスタンドの業者と緊急時における協定が、その後どのような内容で締結されたのかをお伺いいたします。

三つ目、内閣は先月、災害時に逃げ遅れを防ぐため、市町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示の一本化にするとの報道があります。人命の安全を第1とすることから、本町では今後どのように対応されるのかをお伺いいたします。

四つ目、災害時にドローンの使用が始められています。危険箇所の把握などに有効であります。当町でも導入していますが、町の操縦資格者は現在何人おられますか。また、災害時にいち早く駆け付ける消防団にも導入の必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、若者住宅についてお尋ねいたします。念願の若者住宅が完成されるようであります。8月31日が申し込み締め切りとされ、募集戸数はA棟が12戸、B棟が4戸の16であります。全戸数が満室となれば、町内はもちろん町全体の活性化につながることであり、大いに期待されることからの質問をいたします。

昨日、2番議員の質問のやり取りがありましたが、私の観点から質問をいたします。

一つ、コロナ禍などの影響により雇用の厳しい環境の中で、現在までの入居者、希望者などの状況をお尋ねいたします。

以上、私の二つの一般質問であります。よろしくお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 10番、青木照夫議員のご質問のうち、災害に強いまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

町は、災害に強いまちづくりのため、東日本大震災や新潟・福島豪雨等の経験と教訓から、これらの災害の記録集の作成、ハザードマップの配布、物資の備蓄などをはじめとした各種作業に取り組んでまいりました。また、東日本大震災では燃料が不足する事態も発生し、今後の災害に備える必要性があったことから、関係団体と災害時の応援協定の締結に向け協議を進めてきたところであります。

ご質問の建設業者等や燃料等の提供者等との災害時応援協定につきましては、平成26年9月25日に福島県エルピーガス協会会津支部西会津支部と、平成27年6月27日に西会津建設業組合及び福島県石油業商業組合西会津支部と締結したところであります。協定の内容につきましては、町地域防災計画に基づき大規模な災害等が発生し、または発生の恐れがある場合に災害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に関する必要事項、また、これら応急対策を実施するため燃料等の供給に関する必要事項を定めたものであります。

このほかにも、災害に即応できるよう各種関係団体との災害時応援協定の締結を積極的に進め、現在、17団体と協定を締結しております。

町は、防災関係機関や協定締結先と連携し、災害に対して総合的に対処していくため、町地域防災計画に基づき、的確な情報収集や情報伝達による災害予防をはじめ、一朝有事の際には、災害対策本部を設置し、迅速で的確な災害応急対策、町民生活の正常化への早期回復に向けた災害復旧を実施してまいりますので、ご理解願います。

次に、避難指示に関するご質問にお答えします。政府は、災害時に市町村が出す避難情

報のうち避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する方針を発表しました。二つの区分が併存する現行の制度は、違いが分かりにくいとの意見があったため、今後、国会に災害対策基本法の改正案を提出するとのことであります。

町としましては、今後の国の動向を注視しながら、より分かりやすく確実に、町民が適切なタイミングで避難行動をとれるよう避難情報の提供について進めてまいりますのでご理解願います。

次に、災害時のドローンの使用についてのご質問にお答えします。ドローンの操縦については、空港等の周辺、人口密集地区、地表から150メートル以上の高さなどは原則禁止とされており、この空域を飛行させる場合は国土交通省の許可を受ける必要がありますが、操縦に係る資格は必要とされておりません。

現在、町が所有するドローンは、1機であり、150メートル以下の空域において飛行させるため、国土交通省の許可を受けておりませんが、国土交通省の飛行マニュアルに定める訓練、順守事項に則り運用しており、操縦できる職員は4名であります。

おただしの消防団への配備につきましては、ドローンを所有し訓練を積んだ者がいる町と、国土交通省の許可を有する喜多方消防本部が連携し上空からの被害状況の把握活動を行い、消防団は従来どおり車両等による警戒警備を中心に活動していただくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 10番、青木照夫議員の若者向け住宅についてのご質問にお答えいたします。

現在までの入居申し込み状況ではありますが、昨日2番、上野恵美子議員のご質問にお答えしたとおり、8月31日までの第1次締め切りまでに募集16戸に対し12戸の申し込みがございました。今後、書類審査などを行い、入居者を決定してまいりたいと考えております。

なお、コロナ禍による雇用情勢の変化が申し込みに影響を与えたかという点については、把握が難しく調査しておりませんので、ご理解願います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 災害に強いまちづくりということは、私も過去において何回か質問させていただいております。私はなぜ何回も繰り返すかということ、不安を仰いでいるわけではありません。安全な町でありますということを、やっぱり訴えて、住みよい町にしたいと、していただきたいという願いの下で質問させていただいております。

今、課長からの答弁の中でも、総勢で17団体の中で協定をされたということで安心をいたしました。その繰り返しということでありますが、9年前、平成23年の3月17日、私は一般質問で、災害に強いまちづくりということで、建設業者や燃料関係者などに対する取り組みを提案をいたしました。今こそ、先ほど申し上げましたように、安全なまちづくりを宣言していただき、人口減少の町、抑制をかけるためにも、ぜひ取り組んでいきたいと思っております。

それで、先ほど災害協定の団体の総合の数字の中で、17団体とおっしゃられておりますが、建設業組合との協定だけで何社ございますか。

○議長 町民税務課長。

- 町民税務課長 再質問にお答えいたします。
西会津建設業組合には12事業者がおります。
- 議長 10番、青木照夫君。
- 青木照夫 それで、組合員でなく、重機を持っていらっしゃる業者は何社ぐらいありますか、分かれば教えていただけますか。
- 議長 町民税務課長。
- 町民税務課長 ただいまのご質問につきましては、町民税務課としては把握してございませんので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 10番、青木照夫君。
- 青木照夫 把握されていないということではありますが、そこで、緊急時の場合、土木建設業でなくても重機を持っている業者もあります。災害時には町全体が取り組まなくてはならないと思います。私はその必要性から、地元にあるリース会社がございまして、その重機会社との協定はなされておりますか。
- 議長 町民税務課長。
- 町民税務課長 お答えをいたします。
リース業者さんとは、平成27年6月26日、締結してございます。
- 議長 10番、青木照夫君。
- 青木照夫 確認させていただきました。そういう体制で安心なまちづくりを進めていただきたいと思います。
- 次、ガソリンスタンドの燃料の協定関係のことではありますが、このスタンドの協定社は何社ございましてか。
- 議長 町民税務課長。
- 町民税務課長 お答えをいたします。
石油業商業組合では、4社であります。なお、ほかの1社につきましては、単独で締結してございます。最終的には5事業者と締結しているということでございます。
- 議長 10番、青木照夫君。
- 青木照夫 5社で協定されているという解釈でよろしいですか。その中で、前回は大変な燃料不足で混乱したかと思っております。混乱した中で、今5社とおっしゃられましたが、前回は確かに3社が、野沢地区三つあります。群岡と奥川が除かれていたようではありますが、5社ということで安心しました。
- それで、なぜ5社が必要なのかということではありますが、公共施設、これは町の中にも重要な施設がございまして、学校もあります。それから施設もあります。そんな中での緊急時の燃料等については確保しなければならないと思います。その燃料確保についての協定の内容を教えてくださいませんか。
- 議長 答弁調整のため暫時休議にします。(11時20分)
- 議長 再開します。(11時21分)
- 町民税務課長。
- 町民税務課長
先ほどのご質問の内容でございますが、まず、災害対応車両等を優先して燃料を供給し

ていただくというようなことになってございます。その供給場所であるとか、供給量であるとか、そういったものは町からの要請に対して供給していただくというようなことで締結をしてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今のガソリンスタンド関係の協定の内容ということで、前回、東日本大震災で混乱したのは、一般住民の方がどンドンどンドン足りなくて、列をそろえて買い占めた。それで重要な各施設が足りなかったという、西会津ばかりではありませんが、大切なそういう重要なところが不足したということでもあります。本当の協定の中身というのは、やはりある程度の量を各スタンド、言葉悪いですけどスタンド関係の方に確保していただいて、それを全部売らないで、そこだけの燃料の町に使える分を残していただいて、一般の方というような内容ではありませんか、その辺、確認します、いかがですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

一般の方への販売をしないというよりは、協定の中身としては、災害対応車両等へ優先してということをお願いしてございます。ですから、それを優先して町のほうに必要な部分を提供していただくというような内容になってございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 優先してということの私の解釈が浅いのかも分かりませんが、私がさっき言ったのは、町の部分は各業者さんで、これだけのものがあれば提供できますよ、これだけのものは自由に町民の皆さんに販売できますよ、というような協定なのかなと私は理解しています。その点もう一度お願いできますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

町のほうで燃料については、いくら確保しておいていただきたいというような協定の内容にはなってございません。あくまで災害が発生した際に、対策を講ずるために必要な燃料を優先して町のほうに提供していただく、というような内容になっておりまして、何リットルを確保していただきたいとか、そういう詳しい内容にはなっておりませんが、災害に必要な分は優先して提供をいただくようにお話しはしてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その点、私のほうももう一度確認させていただきます。

それでは次に、避難勧告を避難指示に一本化するということでのご説明がありましたが、国の出方で、新聞報道では来年以降になるということだと思いますが、西会津町は山間地が非常にあります。その中で、私は来年でなくても、西会津町独自でも、やっぱり対応するようなことが今必要ではないかなと思います。

ということは、昨年19号の台風がありました。そこで担当職員、また担当課長も組み込まれたと思いますが、その地区集落における取り組みは、どうなされましたか。昨年の19号の台風の町民税務課の対応をお聞かせいただければと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

昨年の台風 19 号につきましては、上谷地区に土砂災害警戒情報が出たために、避難勧告ということで出ささせていただきました。地区住民の方々は、それに対しては避難所のほうには避難されなかったというような経過がございます。ただ、その土砂災害警戒情報も 30 分程度ですぐに消えたということもございまして、地区の皆さんも避難されなかったということもございます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 その本当に担当職員は大変だったと思います。私もそこはやっぱり危険箇所だということで、大雨の翌日はいつもパトロールさせていただいてます。そして、今言われたような取り組みを聞かせていただきました。中身は担当職員さんが、その施設に 12 時まで待機されていたということのお話を聞かせていただいています。

何を言いたいかということ、誰も避難されなかった、避難勧告だから、それは当然だったかもしれませんが、これだけの職員の方が待機をして心配されているということであれば、そういうところは、山際のおうちがございます。そこだけではありませんが、西会津地区集落においては、山際に建っている集落とか、川沿いに建っている集落もでございます。そのときに、今、国で言っているのは、土砂災害とか、がけ崩れとかあった場合に、勧告では時間がありすぎて、待っている間に犠牲になられたということが、いろんな情報で流されています。ということは、西会津地区のそういう不便なところでは、やっぱり町の取り組みというのは、せっかくそこまでやってらっしゃるということではありますが、避難勧告という時間帯は何時ごろ、町は情報を発せられましたか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

土砂災害警戒情報が出て、すぐ間もなくして避難勧告ということで、おおむね 12 時ごろに勧告をさせていただきます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 12 時に勧告が発令されたということではありますが、先ほど言ったように、職員の方が夜中の 12 時まで待機されてた、であるならば、私は今後、早めに、明るいうちにそういう方を避難指示を出して、施設に入っただけであれば、もっと安心できたのかなと思います。

そういう意味で、時間も十分あったわけですので、恐らく地区集落の方は年配の方が多くいらっしゃったはずであります。そういういろんな環境条件を考えたらば、すぐには、俺、足痛い、腰立たない、何とかということも、いろんな条件があったかと思いますが、今後の取り組みとしては、最初に申し上げた避難勧告から避難指示、特に地区集落のそういう立地条件の悪い集落には、もう避難指示ということでされたほうがよろしいのではないかと思います。その点いかがでしょう。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

なお、台風 19 号におきましては、ちょうど夜中に通過というようなこともございまして、雨量も夜中に集中したということもございます。夜中だから早めに出すかということではなくて、その気象情報、アメダスとか、台風の進路だとか、そういったものも含めて、情

報を集めて対応してまいりたいと考えてございます。

ですから、早めに出すということは大切かと思えますけれども、必要ある場合は早め早めに出していきたいと、このように考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 そういうことのご説明であります、やはり人の命を預かるということでございますので、その辺をやはり内閣府が示されております。そういう数字に、今後、やっぱりそういう条件の整っていない、環境の不備なところには、優先して担当課で決めていただければと思います。

質問、変わります。災害時のドローンについての質問でございますが、役場職員の方の操縦資格者は4人いらっしゃるということでございます。ドローンには当然いろんな法律的な、規則的なことがあることは存じておりますが、しかし災害時の特例として国土交通省は、使ってもいいですよということになっているそうであります。

先だって、テレビでドローンの使い方が放映されてました。内容はどういうものかという、災害時に、それは携帯を使える本人が、例えば瓦礫の下に埋もれているとか、見失っている方に対してドローンを打ち上げて、そのエリア内でドローンを発進をすれば、その位置情報というのが分かるというようなテレビ放送がありました。

私はこれから、昨日の話では、いろんなそういうデジタル情報の戦略とか、いろいろお話を聞かせてもらった中で、西会津町はやはりそうした中で、いろんな制限があるんでしょうけれども、そういうドローンの使い方というのは、私はこれから非常に有効かつ大事なことであると思います。

あと消防の関係の方でも、現在のところと申されますが、一番最初に駆け付けるのは、私は消防団だと思います。そういう中で、いろんな金額的なこと、いろんなそういうことがあるんでしょうけれども、我が町には、どこの消防団、どこのあれにもなくても、我が町にはそういうドローンがあると、消防団本部でも使えるというようなことを必要ではないかと思えますが、その辺のお考えをもう一度伺います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたように、消防署に訓練を積んだ方がおまして、国土交通省の許可も得ている、消防本部でそういう部分を担っていただき、消防団としては、現在のところは警戒警備を中心に活動を担っていただくということで、分担しながら、現在のところはそのように考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 消防署にということですが、私も消防署に確認しました。で、野沢にはありません。それで喜多方消防署にはあります。いざというときは、そこからお借りしてというか、派遣して使わせていただくということを確認いたしております。

私はそういう時間的な、そういうことが間にあれば、やはりそういう予算的なこと、いろんな人材的なこと、いろんな都合的なことがあるかもしれないけども、やはり安全な西会津町を宣言するには、私はどこがやらなくても、どこで設備しなくても、西会津町が設備したというような積極的な、そういう防災に対する取り組みが必要ではないかと思

ます。もう一度その辺、いかがでしょう。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほど消防本部のほうでのドローンということもございましたが、今、議員がおっしゃいましたように、喜多方からこちらに持ってきてということになります。そういった場合でも、町のほうでも1機所有してございまして、それを操縦できる職員もおりますので、緊急の場合はそういった部分でも対応していきたいという具合に考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、消防団関係は、とりあえずそういう考えはないということですね。分かりました。

それでは、次、質問を変えさせていただきます。若者住宅でございまして。これは読み原稿で読ませていただいておりますように、この若者住宅に全員が入れば、町が活性化につながる。若い人が来る。大歓迎であります。そういう意味で、私もこの町の説明会に2回参加させていただきました。

昨日のご説明の中では、町外者5人、町内者7人、その報告を昨日聞かせていただきました。私はそれがどういう原因で、どういう取り組みをされたのか、その辺お伺いしたいと思います。課長、よろしくお願いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

入居の状況ということで、昨日、2番、上野議員に答弁させていただいた件については、あくまでも世帯でございまして、申し込み人数で申し上げますと、町外が5世帯6人の申し込み、町内につきましては7世帯11人ということで、全部では17名の申し込みという形となっております。こちらのほうにつきましては、7月の中旬から8月の31日まで、ホームページ等、あと企業訪問等を2回ほど行いまして、PRに努めさせていただいたということでございます。

その中で、第1次の締め切りまでに申し込んでいただいた方が12組ということでございまして、ただし問い合わせあった中には、中を見てから決めたいという方も数名おりました。そういう形でございまして、今後、先ほども申し上げましたが、10月の中旬の入居開始までには満室となる予測をしているということでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 青木議員に申し上げます。昨日同じ質問もありますので、同じ質問にならないようにだけ注意していただきたいと思います。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 担当課長も4月に代わられた中で、取り組みをやってらっしゃる、大変だと思っておりますが、何べんも申し上げますが、町を良くしたいということの思いで私は申し上げますよ。それで、説明会の中では、そこをもう一回聞きたいのは、町外者の方を対象ですよという話を私は理解していたものだから、今、中身を、そういう内訳を見ると、残念だなという思いがします。

そこで、コロナは関係あるような、私の読み原稿がありましたが、現実にはコロナがあっ

て、会社も大変な思いしている。そして、車関係の会社、関連した会社も休みが多くなる。そこに通われてらっしゃる方々も、やはりいろんなそういう制約を、勤めていらっしやると。また、そういう2カ月の間休業された会社もあります。ということで、私はそういうもので影響があったのかなと、そういうことで冒頭に読み原稿を申し上げたんです。

私はその辺のことを、本当の気持ちを言っていたら、やっぱりみんなに安心して、ああそういうことだったか、じゃあ、そうならばというような気持ちが伝わってきませんので、その点はいかがでしょう、コロナの影響はありましたか、ありませんか、もう一度伺います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

入居の申し込みにあたって、コロナの影響があったのではないのかということでございますが、こちらのほうにつきましては、企業訪問等、企業にチラシ等を配布、またそのご説明に行った中でお話を伺いますと、議員申されたような自動車関連部品産業の部分につきましては、うちのほうにはなかなかそういう人材、町外から通っている方はいるけれども、なかなか離れられない方もいるから、うちは少ないかもしれないと、そういうような様々な意見等はございました。

ただし、今回申し込みあった中では、企業の中からは、民間企業からは8組の申し込みもあったということで、それなりの効果はあったのかなと考えております。

また、入居の開始が年度中途の10月ということもございまして、なかなか新年度、いわゆる4月の入居という部分も踏まえれば、なかなか決めた方については、なかなか転居も厳しいのかなということで想像はしているということでございます。

従いまして、コロナがどうかという部分は、一部影響はあったかもしれませんが、今この申し込みに関しては、特にあまり影響はなかったと、私どもでは把握しているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 コロナの影響はそうなかったのかなということの説明でございまして。とにかく、目の前に完成されます。そこに向かって担当課は、やはり一人でも町外者の方に来ていただけるようにエールを送って、私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休議にします。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 議案第1号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例の制定について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、中小企業融資制度資金利子補給補助

金を、令和3年度以降も実施する財源を確保し、適切に運用するため、新たに基金を設置することについて、条例の制定をお願いするものであります。

なお、基金を充当する利子補給補助金につきましては、国や県などが実施する新型コロナウイルス関連特別貸付について、令和3年3月31日までに融資を受けた町内の中小企業等に対して、融資額3千万円を限度とし、3年間利子の全額を補助するものであります。

それでは、議案書のほうをご覧ください。

議案第1号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例。

第1条は、設置であります。新型コロナウイルス感染症による影響等を受ける中小企業等の資金繰りを支援するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置することを規定しております。

第2条は、積み立てであります。基金として積み立てる際は、町の一般会計予算に計上して行うことを規定しております。

第3条は、基金の管理であります。基金に属する現金は、金融機関への預金など、最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないことを規定しております。

第4条は、運用収益の処理であります。基金から生ずる収益は、町の一般会計予算に計上し、基金に編入することを規定しております。

第5条は、基金の処分であります。この基金は、町が行う中小企業等への利子補給事業の実施財源に充当する場合に限り、処分することができる旨を規定しております。

第6条は、運用であります。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を一時運用することができることを規定しております。

第7条は、委任であります。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めることとしております。

最後に附則であります。この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第2号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の介護サービスの充実を図り、介護や認知症になったとしても、可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、その生活を支える拠点施設として、現在、令和3年4月の開所に向け奥川地区に整備を進めております、小規模多機能型居宅介護施設に関する設置条例について、新たに制定するものであります。

本条例は、本施設を運営するために必要な、名称や位置及び管理運営等について定めるものであり、別議案として提案しております、本施設の管理に係る指定管理者の指定などを進めるため、本議会に提案するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第2号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設条例。

第1条は、設置であります。地方自治法第244条の2第1項に基づく公の施設として、要介護、要支援者に対し、介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護サービスを提供する施設として設置するものであります。

第2条は、名称及び位置であります。施設の名称を西会津町小規模多機能型居宅介護施設とし、位置を西会津町奥川大字飯里字沢ノ目449番地6とするものであります。

第3条は、サービスの提供であります。施設において提供する介護等サービスを、要介護者が利用する小規模多機能型居宅介護、要支援者が利用する介護予防小規模多機能型居宅介護とし、そのほか、町長が必要と認めるサービスについても提供することとするものであります。

第4条は、利用者の資格であります。施設を利用することができる者を、西会津町に居住している者及び、地域密着型サービスの指定市町村に居住する者で、介護保険の被保険者の資格を有し、要介護等認定を受けている者などとするものであります。

第5条は、指定管理による管理であります。施設の管理は、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者に行わせるものとするものであります。

第6条は、指定管理者が行う業務の範囲などであります。指定管理者が行う業務の範囲などは、第3条に規定するサービスの提供に関する業務のほか、施設利用の承認や停止などに関する業務、施設や附属設備の維持管理に関する業務などとするものであります。

第7条は、利用の承認であります。施設を利用する者は、指定管理者の承認を受けなければならないとするものであります。

第8条は、利用料であります。利用料は別表に定める額を超えない範囲内で指定管理者が町長の承認を得て定め、利用者は指定管理者にその利用料を納め、指定管理者はそれを収入とするものであります。

第9条は、利用料の減免であります。指定管理者は、利用者が生活困窮や災害などのため利用料を納めることが困難であると認められるとき、町長の承認を受けて利用料の全部

または一部を減免することができるものとするものであります。

第10条は、委任であります。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項については、町長が別に定めることとするものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日で、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は、令和3年4月からサービス提供を行うことができるよう、指定管理者の指定に関する準備行為などを施行期日前にも行えるようにするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　毎回の介護施設に関する事で、同じような話をお尋ねしますが、今回、奥川地区に小規模多機能型の居宅介護施設ができるというようなことで、大変喜ばしいことであって、それ来年の4月開所に向けて、早めのこの条例制定をして取り組んでいきたいということでもあります。それは大変よろしいことだと思いますが、そのために、いわゆる私が一番いつも心配するのは、職員の確保、採用、あるいは訓練等々の目処はどのぐらいしているのかなというようなことを心配しているわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それではご質問にお答えいたします。

職員の採用と研修などについてのご質問でございますが、今現在、施設について、本議会において、今回、施設の設置条例を提案させていただいております。こちらの条例をご議決いただいたのちに、指定管理者を選定いたしまして、その指定を承認いただきましてから、指定管理者となる事業者と職員の採用、または職員の研修などについて、詳細について打ち合わせをしながら、町も一緒になって4月開所に向けて努力をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　そのために早めに条例を制定するという事、それ理解しました。

要は、箱はできても人員が揃わなくて、フルサービスが提供できないなんていうことも、過去にはほかの事業所ではありましたが、以外とあと4月というと6カ月ちょっとしかありませんから、あるようでありませんので、期間的にね。その辺をしっかりとこれから指定されるであろう指定管理者と共に、やっぱり町も任せっきりじゃなくて取り組んでいただきたいと思っておりますが、その決意なりをお答えください。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それではご質問にお答えいたします。

やはり介護人材の確保は非常に厳しい現状となっております。そういったことから、指定管理者に任せることなく、町も最大限の努力をしながら、スムーズに開所できるよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これらで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたように、地方税制改正に伴う地方税法の一部改正がありましたことから、町税条例の一部改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、たばこ税の税率算定に対する規定、及びたばこ税率の改定であります。

それでは議案書に基づき、改正内容につきましてご説明申し上げますが、併せまして条例改正案新旧対照表、1ページをご覧ください。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第94条は、たばこ税の課税標準額についてであります。第2項の改正は、葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法についての、ただし書きを追加するものであります。

次に、第3項の改正であります。加熱式たばこに係る紙巻たばこへの換算に係る係数を改めるものであり、また、第3号中の改正は法改正による号ズレの修正であります。

次に、第4項の改正は第2項で追加された葉巻たばこを除く規定の追加であります。

次に、第95条の改正は、たばこ税の税率についてであります。法改正によりたばこ税の税率を千本につき、6,122円に改めるものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第1条は、施行期日についての規定であり、この条例は令和2年10月1日から施行するものであります。

附則第2条は、町たばこ税に関する経過措置についての規定であります。

附則第3条は、手持品課税に係る町たばこ税についての規定であります。9月30日までに仕入れた手持品たばこの販売等に係る課税の取り扱いを定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　率直にお尋ねしますけども、この条例によりまして、一般的なたばここというんですかね、その金額はどのくらいアップして、いかほどになるのか、それをお聞かせください。

それとあともう一つ、この税率改正によって、たばこ税というのは年々高くなってきているわけですけども、町として税収は増収となると目論んでいるのか、それとも、これによって禁煙される方が多くなって、税収は減ってくるのかな、その方向性なんかを検討されてたら、お示してください。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　お答えをいたします。

およそ1箱当たり、20本入りなんですけども、50円程度上がる予定でございます。

影響額と申しますと、10月1日から来年の2月まで、たばこ税というのは令和2年度分として入ってまいります。そうしますと、その昨年と同じ喫煙者ですと、114万の税収にはなるんですが、年々喫煙者が減っておりまして、これまでも税収というのは下がってきておりますけども、今回の税率改正によって若干上がるということでありまして、税収については横ばいになるのではないかなとは捉えております。

○議長　ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　議案第4号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたように、デジタル手続法が改正され、マイナンバー通知カードが廃止されたことに伴い、町条例の改正を行う

ものであります。

改正内容といたしましては、通知カードが廃止されたことに伴い、再交付手数料の条文を削除に改めるものであります。

それでは議案書に基づき、改正内容につきましてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表4ページをご覧ください。

西会津町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条は、第1項第20号中の「シ 削除」に改め、スの番号法を適正な法律名に改めるものであります。

次に、附則についてご説明申し上げます。

附則は、施行期日についての規定であり、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 これマイナンバーに関わるということでもありますけども、この通知カードがなくなるということは、全てこのマイナンバーを交付するということになるんですか、これからは。その点を確認します。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

通知カードはなくなります、通知カードが使えなくなりますので、これまでの通知カードについては、転居等しなければそのまま使うことができます。今後新たに通知カードに代わりまして、個人番号通知書というものが送付されるようになります。これは個人番号、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行日が記載されたものを本人に送付されるということになりまして、通知カード自体はなくされると、再交付はもうできないということで、今後進められます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 これからマイナンバーカード一つになっていくのかなと、私、思いで、マイナンバーカードでなくても、いわゆる通知カードに代わるものを今度発行していくということなんですか、確認します。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 マイナンバーカード送付されるということではなくて、通知カードに代わりまして個人番号通知書が発行されて個人に行くということになります。あくまでナンバーカードが交付されるということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第4号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第15号、令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・採決の順で行いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、職員に議案を朗読いたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

(事務局朗読)

○議長 議案第5号から議案第14号までの説明を求めます。

会計管理者、成田信幸君。

○会計管理者 議案第5号、令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第6号から議案第14号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

初めに、書類と資料の確認をお願いします。

地方自治法及び同施行令による議会への提出資料は、令和元年度西会津町歳入歳出決算書、同じく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書・財産に関する調書となっております。

このほかに、説明資料といたしまして、主なる施策の執行実績調書、西会津町一般会計決算の状況、予算の執行実績調書・起債の状況、これらを提出しております。ご確認お願いしたいと思います。

それでは初めに、一般会計の決算の概要を、ご説明申し上げます。資料につきましては、こちらの西会津町一般会計決算の状況、こちらの資料をご覧いただきたいと思っております。

まず1ページは、歳入決算額の状況でございます。

令和元年度の歳入総額は64億1,830万1千円、0.9パーセントの増となりました。

款ごとの構成比は、9款、地方交付税が46.4パーセント、20款、町債が11.8パーセント、1款、町税が9.5パーセントの順となっております。順序は前年度と変更はございません。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。財源構成の状況です。

一般財源と特定財源との関係は、地方交付税の増額などによりまして、一般財源の比率が前年度より高くなっております。

次に、地方交付税の推移は、普通地方交付税は前年度より5.8パーセントの増となり、特別地方交付税も1.3パーセントの増、全体では5.2パーセントの増となりました。

次に、歳出をご説明申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出決算額の状況は、歳出総額が61億6,554万9千円で、0.4パーセントの増となりました。

款ごとの構成比は、2款、総務費が26.7パーセント、3款、民生費が16.7パーセント、12款、公債費が13.0パーセントとなり、前年度より公債費の割合が増加をしております。

次に、4ページをご覧ください。性質別決算額です。

前年度と比較をいたしますと、義務的経費の割合は変わってございませんが、投資的経費の割合は0.5ポイント高くなっております。

次に、経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、人件費の減少などによりまして90.1パーセントとなりました。

次に、5ページの決算収支の状況をご説明申し上げます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、2億5,275万2千円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源、7,062万9千円を差し引きました実質収支も1億8,212万3千円の黒字となりました。

次に、前年度の実質収支を差し引きました単年度収支は1,938万4千円のマイナスとなり、これに財政調整基金への積み立て、取り崩しを計上いたしました実質単年度収支は1億1,060万9千円のマイナスとなりました。

財政指数の状況は、記載のとおりでございます。

次に、6ページの公債費比率等の状況をご覧ください。と思います。

公債費比率、準公債費比率、公債費負担比率は、いずれも前年度より高くなっておりますが、警戒ラインを下回っております。

地方債年度末現在高は74億9,760万3千円と減少をしております。

地方債の借り入れには、元利償還金が地方交付税で交付される有利な起債を優先的に活用してありまして、償還額の74.5パーセントは普通交付税に算入されております。その結果、実質的な町の一般財源の負担額は19億1,188万9千円で、負担率は25.5パーセントとなりました。

債務負担行為翌年度以降支出予定額は4億9,283万9千円で、防災行政無線デジタル化整備事業などが主なものでございます。

次に、健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、全ての会計が黒字ですので算定はされません。

また、実質公債費比率、将来負担比率とも、警戒ラインを下回っております。

それでは議案第5号、令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての内容をご説明申し上げます。

認定の対象となっておりますのは歳入歳出決算書でございますが、執行した内容が分かりやすい、主なる施策の執行実績調書で説明をいたします。こちらの資料でございます。

なお、収納率、また収入未済などの額は、歳入歳出決算の事項別明細書のほうに記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

では、主なる施策の執行実績調書の1ページをお開き願いたいと思います。事前配布をしておりますので、ポイントとなるところを中心にご説明申し上げます。

まずは一般会計の歳入です。

1 款、1 項 1 目、個人町民税は 1 億 7,069 万 6 千円、前年度より 210 万 9 千円の減額です。

1 項 2 目、法人町民税は 2,424 万 4 千円、前年度より 412 万 7 千円の減額です。

2 項 1 目、固定資産税は 3 億 5,161 万 5 千円、こちらは前年度より 180 万 6 千円の増額となりました。町税全体での収納率は、96.85 パーセント。不納欠損額は 314 万 5,002 円となり、前年度より 3 万 4,357 円減額となっております。

次に、9 款、1 項 1 目、地方交付税は 29 億 7,527 万 2 千円で、前年度より 1 億 4,747 万 1 千円の増額でございます。

次に、2 ページをご覧くださいと思います。

13 款、2 項 1 目、総務費国庫補助金は 1,133 万 1 千円で、過疎地域等自立活性化推進交付金や地方創生推進交付金などがあります。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

13 款、2 項 5 目、土木費国庫補助金は 1 億 6,926 万 8 千円で、防災・安全社会資本整備交付金、社会資本整備総合交付金などがあります。

14 款、2 項 1 目、総務費県補助金は 6,862 万 8 千円で、市町村生活交通対策事業補助金や地域創生総合支援事業補助金などがあります。

4 ページをご覧くださいと思います。

14 款、2 項 4 目、農林水産業費県補助金は 2 億 2,321 万 4 千円です。中山間地域等直接支払交付金、広葉樹林再生事業補助金や林業専用道整備事業補助金などが主なものでございます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

16 款、1 項 2 目、ふるさと応援寄附金は 2,677 万 8 千円で、前年度より 1,667 万 4 千円の増額となりました。

17 款、2 項 1 目、財政調整基金繰入金は 4 億 8,916 万 4 千円で、前年度より 2,592 万 6 千円の減額です。

6 ページをご覧くださいと思います。

20 款、1 項 2 目、過疎対策事業債は 4 億 6,010 万円で、前年度より 4,860 万円の増となりました。

以上、歳入総額は 64 億 1,830 万 1 千円となり、前年度より 5,864 万 2 千円の増額となりました。

次に、7 ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

2 款、1 項 5 目、財産管理費は 4 億 3,728 万 5 千円で、前年度より 1 億 5,101 万 3 千円の減額です。主なものは、財政調整基金への積立金 3 億 9,793 万 9 千円、減債基金への積立金 1,500 万円などがあります。なお、決算年度末現在の財政調整基金の残高は 7 億 1,363 万 4 千円、となりました。

1 項 6 目、企画費は 1 億 2,763 万 5 千円で、前年度より 1 億 807 万 8 千円の増額です。年度を繰り越し整備してまいりました、若者向け住宅整備事業などが主なものでございます。

8 ページをご覧くださいと思います。

1 項 10 目、ふるさと振興費は 1 億 6,706 万 8 千円で、温泉健康保養センター等の施設管理業務委託料のほか、地域おこし協力隊配置事業などが主なものでございます。

1 項 11 目、総合情報政策費は 2 億 1,179 万円で、ケーブルテレビ管理運営業務委託料のほか、通信機器高度化更新工事や放送センター用機器購入費などが主なものでございます。

9 ページをお開きいただきしたいと思います。

一番下から次のページにわたりまして、3 款、1 項 3 目、老人福祉費、3 億 8,578 万 1 千円です。介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療費療養給付費負担金のほか、小規模多機能型居宅介護施設実施設計委託料などが主なものでございます。

11 ページをお開きいただきしたいと思います。

4 款、1 項 4 目、健康推進費は 3,680 万 8 千円です。前年度より 721 万 9 千円の増額です。各種検診委託料のほか、健康増進計画策定支援業務委託料や健康づくり推進事業委託料などが主なものです。

6 款、1 項 3 目、農業振興費は 1 億 1,734 万 2 千円です。主なものは、中山間地域等直接支払事業や環境保全型農業直接支援対策事業などであります。

12 ページにまいりまして、2 項 1 目、林業総務費は 1 億 6,873 万 9 千円で、菌床栽培ハウス整備工事、広葉樹林再生事業、林業専用道整備事業などが主なものでございます。

13 ページをお開きいただきしたいと思います。

7 款、1 項 2 目、商工振興費は 4,508 万円です。中小企業振興資金融資制度貸付金やプレミアム付き商品券事業などが主なものです。

8 款、1 項 2 目、道路維持費は 2 億 1,907 万 6 千円で、除雪費用が減少いたしまして、前年度より 2,542 万 7 千円の減額となりました。

14 ページをご覧くださいと思います。

3 項 3 目、公園費は 7,183 万円です。さゆり公園管理業務委託料のほか、さゆり公園野球場のバックネットやスタンドベンチ更新の設計業務委託料などが主なものです。

9 款、1 項 4 目、防災費は 1 億 4,984 万 4 千円です。防災行政無線デジタル化整備工事が主なものであります。

15 ページをお開きいただききたいと思います。

10 款、2 項 3 目、学校建設費は 1 億 2,758 万円で、小学校プール建設整備によるものです。

16 ページをご覧くださいしたいと思います。

11 款、2 項 1 目、道路橋りょう河川災害復旧費は 2,793 万 7 千円で、小杉山地区地滑り対策応急工事が主なものであります。

以上、一般会計の歳出総額は、61 億 6,554 万 9 千円となり、前年度と比較し 2,372 万 4 千円の増額となりました。

次に、各特別会計の決算をご説明をいたします。

17 ページをお開きいただききたいと思います。

議案第 6 号、令和元年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明します。

本年度は、用地の売却はなく、町が保有する面積は2万6,871平方メートルとなっております。

歳入は、2款、1項1目、繰越金が6万円で、歳入総額も6万円となりました。

18ページは歳出で、本年度の支出はなく、歳入歳出差引額は6万円となり、実質収支も同額となったところでございます。

19ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第7号、令和元年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本年度の分譲はなく、年度末の残は10区画となりました。

歳入は、1款、1項1目、住宅団地使用料、1万9千円と、3款、1項1目、繰越金、939万3千円で、歳入総額は941万9千円となりました。

次に歳出です。歳出は、団地内修繕料と新聞等への広告料が主なもので、歳出総額は256万5千円となり、歳入歳出差引額は685万4千円で、実質収支も同額となったところでございます。

21ページをお開き願いただきたいと思っております。

議案第8号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計と、次以降に説明をいたします農業集落排水処理事業特別会計、個別排水処理事業特別会計、簡易水道等事業特別会計は、令和2年度より公営企業会計に移行いたしましたので、特別会計としての決算は本年度が最後となります。

それでは、下水道施設事業を説明申し上げます。

令和元年度の事業は、下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、野沢・大久保の浄化センター電気設備等の更新を行っております。

初めに歳入は、1款、1項1目、下水道使用料が3,116万円、5款、1項1目、一般会計繰入金、1億952万2千円、そのほか国からの補助金や下水道事業債などで、歳入総額は2億973万4千円となりました。

次、22ページは歳出です。

1款、1項1目、一般管理費、4,047万6千円は、施設の維持管理経費と地方公営企業法適用への移行支援業務委託料や会計システム購入費などがあります。

2款、1項1目、下水道施設費は6,489万2千円で、野沢・大久保浄化センター電気設備等の更新や森野地区の農業集落排水を統合するための詳細設計業務委託料などがあります。

歳出総額は2億52万8千円で、歳入歳出差引額は920万6千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第9号、令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本事業では、小島・森野・宝川・白坂・笹川・野尻の6処理区を管理をしております。

初めに、歳入です。1款、1項1目、下水道使用料は2,925万3千円、3款、1項1目、

一般会計繰入金が7,880万5千円などで、歳入総額は1億3,505万5千円となりました。

次に、24 ページです。

こちらは歳出で、1 款、1 項 1 目、一般管理費は4,748万9千円で、処理施設に係る維持管理経費と地方公営企業法適用の移行支援業務委託料などがあります。

2 款、1 項 1 目、農業集落排水処理事業費は313万2千円です。

歳出総額は1億3,062万4千円で、歳入歳出差引額は443万1千円となり、実質収支額も同額となったところがございます。

次に、25 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本年度は浄化槽5基の整備を行いまして、これまでに整備されました基数は344基となったところがございます。

まず歳入です。1 款、1 項 1 目、下水道使用料、1,319 万円、3 款、1 項 1 目、一般会計繰入金、2,206 万円、このほか、整備に係る国からの補助金や下水道事業債などで、歳入総額は5,204万5千円となりました。

次に、26 ページは歳出です。

1 款、1 項 1 目、一般管理費、3,749 万9千円は、施設の維持管理経費と地方公営企業法適用の移行支援業務委託料などがあります。

2 款、1 項 1 目、個別排水処理施設費、751 万6千円は、浄化槽5基の設置工事費です。

歳出総額は5,180万8千円で、歳入歳出差引額は23万7千円となり、実質収支額も同額となったところがございます。

次に、27 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号、令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

まず歳入ですが、1 款、保険料は特別徴収・普通徴収合わせまして5,750万円です。収納率は前年度よりアップをいたしまして99.95パーセントでありました。

2 款、1 項 2 目、保険基盤安定繰入金は3,186万3千円で、歳入総額は9,657万8千円となりました。

次に歳出です。28 ページです。

3 款、1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでありまして、歳出総額は9,646万9千円で、歳入歳出差引は10万9千円となり、実質収支額も同額となったところがございます。

次に、29 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

初めに、事業勘定の歳入です。

1 款、国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者を合わせ1億5,049万3千円となり、収納率は前年度よりアップをし、89.84パーセントとなったところがございます。

なお、不納欠損額は102万3,553円となり、前年度より111万397円の減となりました。

4 款、1 項 1 目、保険給付費等交付金は 5 億 9,248 万 8 千円で、内訳は普通交付金が 5 億 5,730 万 7 千円、特別交付金が 3,518 万 1 千円です。

6 款、1 項 1 目、一般会計繰入金は 8,865 万 9 千円で、内訳としまして、一般会計繰入金が 4,601 万 6 千円、保険基盤安定繰入金が保険税軽減分と保険者支援分を合わせまして 4,264 万 3 千円となりました。

次、30 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

2 款、1 項 1 目、一般被保険者療養給付費は、4 億 8,274 万 1 千円です。

1 項 2 目、退職被保険者等療養給付費は 51 万 6 千円、2 款、保険給付費は全体で 5 億 5,860 万 8 千円となりました。

6 款、2 項 1 目、診療施設勘定繰出金は 1,241 万 3 千円です。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出合計は 8 億 4,136 万 6 千円、歳入歳出差引額は 1,176 万 7 千円の黒字となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次、31 ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入であります。

1 款、1 項の収入は、合計で 1 億 3,765 万 7 千円となり、前年度より 329 万 4 千円の増額となりました。

5 款、1 項 1 目、一般会計繰入金は 3,652 万 8 千円、前年度より 239 万 8 千円の減額となりました。

8 款、1 項 1 目、過疎対策事業債は 4,260 万円で、前年度より 710 万円の減額となりました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳入総額は 3 億 342 万 1 千円となりました。

次、32 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

2 款、1 項 1 目、医療用機械器具費は 2,418 万 1 千円で、前年度より 2,797 万 7 千円の減額となりました。これは、前年度では全身用 C T スキャンを購入したことにより、これだけの減額となってものであります。

その他、款項の主な内容は記載のとおりでありまして、歳出総額は 2 億 8,382 万円、歳入歳出の差引額は 1,960 万 1 千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次に、33 ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第 13 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

歳入は、1 款、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料は 1 億 7,568 万円で、収納率は 98.36 パーセントとなりました。

次、34 ページをご覧くださいと思います。

7 款、2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金、3,968 万 8 千円は、保険給付に要する繰入金です。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳入総額は 12 億 2,911 万 6 千円となりました。

次に、35 ページをお開きいただきたいと思えます。歳出であります。

2 款、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費は 3 億 3,833 万 7 千円、1 項 3 目、施設介護サービス給付費は 4 億 3,826 万 2 千円で、2 款、保険給付費全体では 10 億 4,274 万 4 千円となり、前年度より 1,328 万 9 千円の増額となりました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出総額は 11 億 8,627 万 5 千円、歳入歳出の差引額は 4,284 万 1 千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次に、37 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計は、簡易水道 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、合わせまして 10 施設の管理を行っています。

歳入は、主なものですが、水道使用料や一般会計繰入金さらに地方公営企業法適用事業に係る簡易水道事業債などで、歳入総額は 1 億 202 万 8 千円となりました。

38 ページをご覧いただきたいと思います。こちらは歳出です。

1 款、1 項 1 目、一般管理費は給水施設の維持管理に係る経費のほか、地方公営企業法適用移行の支援業務委託料、また会計システム購入費などで 5,113 万 1 千円となりました。

歳出総額は 9,759 万 1 千円、歳入歳出差引額は 443 万 7 千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、記載のとおりでございまして、これまでの説明と重複する部分がかかなりございますので、説明については省略をさせていただきたいと思います。

以上で、議案第 5 号から議案第 14 号までの説明は終了させていただきます。

○議長 暫時休議にします。(14時10分)

○議長 再開します。(14時14分)

議案第 15 号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 15 号、令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてをご説明いたします。

説明に使用します資料は、西会津町歳入歳出決算書及び事項別明細書の 2 冊を交互に使用しますので、ご用意いただきたいと思います。

初めに、剰余金の処分について説明いたします。

地方公営企業法の第 32 条第 2 項の規定により、資本金、資本剰余金、及び未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものであります。

決算書の 51、52 ページをお開きいただきたいと思います。

今次の決算では、資本金及び資本剰余金の処分はなく、未処分利益剰余金の処分となりました。

上に記載の表、令和元年度西会津町水道事業剰余金計算書をご覧いただきたいと思います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は 3,982 万 2,843 円で、それを、資本金に 2 千万円を

組み入れ、減債積立金及び建設改良積立金にそれぞれ 500 万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高は 982 万 2,843 円となりました。

当年度の変動額は 367 万 1,983 円であり、ほかに動きはないことから、同額が純利益となり、繰越利益剰余金と合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は 1,349 万 4,826 円となります。

次に、下に記載の表、令和元年度西会津町水道事業剰余金処分計算書（案）をご覧くださいと思います。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高、1,349 万 4,826 円を、減債積立金に 1 千万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を 349 万 4,826 円とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。事項別明細書の 215 ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度西会津町水道事業報告書。

1、概況の（1）総括事項、ア、給水は、令和元年度の年間総配水量は、61 万 5,273 立方メートルで、前年度と比較して 4.0 パーセントの増、2 万 3,668 立方メートルの増加となりました。年間総有収水量は、42 万 2,222 立方メートルで、前年度と比較し 1.1 パーセントの減、4,747 立方メートルの減少となりました。

給水人口は 3,679 人で、給水普及率は前年度より 0.47 ポイント下がって 86.99 パーセントとなり、給水件数は 6 件減の 1,675 件となりました。

ウ、経常収支は、令和元年度の収益的収入は、前年度と比較して 2.6 パーセント減で 1 億 5,194 万 3,954 円、支出は前年度より 2.3 パーセント減で 1 億 4,827 万 1,971 円となり、損益計算において 367 万 1,983 円の黒字となりました。

資本的収支では、収入が 8,098 万 6,400 円、支出が 1 億 3,862 万 4,195 円で、内訳は固定資産購入費、129 万 2,490 円、施設改良費、780 万 8,400 円、配水管布設費、3,373 万 2,600 円、及び企業債償還、9,579 万 705 円で、収支差し引き 5,763 万 7,795 円の不足となりましたので、過年度分損益勘定留保資、5,423 万 3,455 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、340 万 4,340 円で補てんし、その結果、実質収支は 5,396 万 5,812 円の赤字となりました。

次に 216 ページをご覧くださいと思います。

議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事の概況などは、ご覧のとおりです。

次に、217 ページの 3、業務の（1）業務量は、給水人口、給水件数、年間配水量などを記しており、年間有収水量は 42 万 2,222 立方メートルで、年間有収水量率は 68.62 パーセントでした。

次に、供給単価は、1 立方メートル当たり 221 円 99 銭であり、給水原価は、1 立方メートル当たり 327 円 87 銭で、105 円 88 銭の差となっております。

218 ページ、219 ページをご覧くださいと思います。

（2）事業収入に関する事項では、令和元年度の合計額は 1 億 5,194 万 3,954 円となり、（3）事業費に関する事項では、令和元年度の合計額は 1 億 4,827 万 1,971 円で、367 万 1,983 円の黒字となりました。

220 ページをご覧くださいと思います。

4、会計は、請負契約の内容、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。221 ページ以降の明細は、決算書にてご説明いたします。

決算書にお戻りいただき 49、50 ページをご覧くださいと思います。

この決算報告書は消費税及び地方消費税を加算した額で計上してございます。先ほどまでは税抜きであったため、金額は一致しておりませんのでご了承いただきたいと思います。

まず、1、収益的収入及び支出の収入は、第1款、水道事業収益は、営業収益と営業外収益の合計で、決算額は1億6,049万2,556円でした。

次に支出の第1款、水道事業費は、営業費用と営業外費用の合計で、決算額は1億5,341万6,233円となりました。

次に、2の資本的収入及び支出の収入は、第1款、資本的収入の企業債と補助金、負担金の合計で、決算額は8,098万6,400円となりました。

支出の第1款、資本的支出は、建設改良費と企業債償還金の合計で、決算額は1億3,862万4,195円となり、資本的収支不足額の補てん方法は、下段に記載のとおりであります。

次に、53ページの損益計算書をご覧くださいと思います。

1の営業収益は合計額、9,674万2,672円、2、営業費用の合計額は1億2,296万4,831円で、その差額、2,622万2,159円が営業損失となります。

3、営業外収益は、合計額、5,520万1,282円で、4、営業外費用の合計額は2,530万7,140円で、その差額の営業外利益は2,989万4,142円であり、営業損失と営業外利益の差額、367万1,983円が経常利益となります。

5、特別損失はなく、経常利益がそのまま当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金、982万2,843円を加算した1,349万4,826円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に、54ページの貸借対照表は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計額と、3、4の負債、5の繰延収益、6の資本金、7の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも22億4,324万9,129円であります。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議いただきまして、提出いたしました各会計の決算について、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休議にします。(14時26分)

○議長 再開します。(14時50分)

ただいま説明のありました議案第5号、令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第15号、令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

併せて、財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 それでは、ただいまより令和元年度の各監査等の結果についてご報告申し上げたいと思います。

冊子が差し上げてございますので、ご覧になりながらお聞きいただければと思います。

まず表紙をご覧くださいと思いますが、先ほど議長よりございましたとおり、内容につ

いては大きく六つございます。順に説明してまいります。

1 ページをご覧くださいと思います。

初めに一般会計、特別会計、決算審査意見書になります。これにつきましては、地方自治法第 233 条第 2 項、そして、同法第 241 条第 5 項に従って執行したものでございます。

執行者でございますが、監査委員の私、佐藤泰と、同じく武藤道廣、2 名で、2 ページになりますが、令和 2 年の 8 月 6 日、8 月 7 日、2 日間にわたって執行しております。

内容でございますが、審査の対象といたしまして、一般会計歳入歳出決算、そしてその下に九つの特別会計が並んでございます。それらについて、まず監査をいたしまして、その結果がこの 1 番の内容になります。

まず内容につきましてはページでお知らせしてございますが、1 ページから 19 ページまでにわたった内容でございます。この監査につきましては、町長より審査に付されました法で定められた四つの表簿、歳入歳出決算書、そして事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、そしてその他の併せて提出された関係書類を監査いたしました。

(3) 監査の手続き、そして大きな 2 番の監査の結果でございますが、今申し上げました審査に付されました各表簿、それぞれ法令に準拠して作成されておりました。また記載されております計数について、全て目を通しましたが、誤りのないことを確認いたしました。

また併せまして、各基金の運用及び管理につきましても、これも関係諸表、そして証拠書類と符合しており、誤りはございませんでした。

それでは、続いて 3 ページから 8 ページまでの内容になります。

先ほど会計管理者よりも詳しくございましたが、3 ページから 8 ページの内容は、いわゆる総括ということで、一般会計と特別会計を合わせたものでございます。これも順を追ってご覧いただければと思います。私どもの先輩監査委員の先輩諸氏の方々、そして歴代の監査事務局ですか、いろいろ工夫されて分かりやすい表示になっていると思います。そんなことをご覧いただければと思います。

6 ページに目を移してください。

6 ページは収入未済額、そして 7 ページのイには、不能欠損額を改めて書き出しておきました。これについては、この後出てきます特別会計につきましても、同じような記載がしてございます。これもご覧いただければと思います。

続いて、8 ページでございます。

主な基金の状況ということでございますが、ご存知のとおり基金の統廃合等ございました。最初に記載してあるとおり、高額療養費支払資金貸付基金、ふるさと振興基金、これが廃止。そして、生きがい福祉基金、そして、みんなで創る未来基金というところに繰り入れたり、新たに森林の整備等の財源に充てるというようなことで、森林環境譲与税基金が設立されたということで記載しておきました。その後、ア、イ、ウと主な基金三つをあげてございますが、これは金額等も含めまして、主なもの三つをあげてございます。これもご覧いただきたいと思います。

続いて 9 ページに目を移してください。

9 ページから 12 ページまでが一般会計の内容になります。これも会計管理者よりありま

したが、黒字で推移したというようなことでございます。なお、それぞれ財源構成、そしてグラフ等もございますので、ご覧いただければと思います。

12 ページご覧いただきたいと思います。

下半分でございますが、(3) から特別会計の内容になります。これが 18 ページまでございます。これも特別会計の内容、それぞれにつきましても詳しく数値等を掲載してございます。これもここでは詳しく説明申し上げませんが、ご覧いただければと思います。

18 ページをご覧いただきたいと思います。

(4) でございます。実質収支に関する調書。そして財産に関する調書、19 ページになります。それぞれにつきまして、表簿の記載について適切になされているということを確認してございます。

19 ページの財産の土地、建物についても全て確認をしております。

最後に 19 ページの一番下の②の基金でございますけれども、これも基金の統廃合のことが書いてございまして、最後の 2 行ですね。生活援助貸付基金につきましては、未返済金があるというようなことで、それについても改めてここで明記しておきたいと思います。

以上、甚だ簡単でございますが、一般会計、そして特別会計の決算審査につきましてもの結果を報告申し上げます。

続きまして、21 ページからでございます。

先ほど建設水道課長から詳しい説明がございましたが、水道事業会計決算審査についての意見書でございます。これにつきましても、地方公営企業法第 30 条第 2 項、これに基づいて実施いたしました。監査委員は佐藤泰、武藤道廣、2 名で、令和 2 年 7 月 29 日に執行いたしました。この審査にあたっては、町長から決算書類、経営成績、財政状況等について詳しい諸表簿をいただいております。そして、会計、その証拠書類等もいただいております。全てを審査した結果、適切に記載されている。また計数についても誤りがないということを確認させていただいております。審査の結果を、3 番ですね、ご覧いただければ、ここにまた改めて書いてありますが、経営成績、財政状況、適切に表示されており、計数に誤りはありませんでしたということで、改めて記載いたしました。

大きな 4 番、審査の意見でございますが、収益的収支、それから資本的収支、実質収支、それぞれ誤りがなく記載され、実施されておりました。今後も効率的かつ計画的な事業運営を行っていただければと思います。

続いて 22 ページでございます。

22 ページの最初、(2) でございますが、意見の二つ目、未収金について述べてございます。これもお読みいただければと思います。

(3) 企業債についてでございます。一時借入金はありませんでした。金額等についても確認済みでございます。

(4) でございます。平成 28 年度から老朽管の更新工事、計画的に行われております。令和元年度は 489 メートル更新しております。今後も計画的に事業を進めていただきたいということで、改めて書かせていただきました。

28 ページをご覧ください。

(4) の総括ということで、ここでは非常に安全安心な水の供給のための検査等の実施

も含め、非常に建設水道課のご努力のおかげで、非常にうまくいっているのかなということでしたが、今後も計画的な事業運営に配慮していただきたいということで、具体的な数字等が並んでおります。あと漏水について、例年記載させていただいておりますが、これについてもご覧いただければと思います。また、最後の3行ですが、改めまして適正な維持管理に努めるとともに、今後さらに健全化に努められ、また老朽管の更新事業等、計画的にお願いしたいということで書かせていただきました。

続きまして、29ページをご覧ください。

財政健全化判断比率等の審査意見書ということでございます。これにつきましては、金曜日ですか、総務課長より詳しく説明がございました。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、そして、第22条の第1項の既定により実施いたしました。審査の実施者でございますが、佐藤泰、武藤道廣、2名。審査の行った日は、令和2年の7月29日になります。審査の手続きでございますが、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類ですね、それから関係諸表簿、これを照合し、そして係により詳しく説明を受けたわけでございます。そして正確性はどうかということについて審査をいたしました。29ページの一番下の表はこのとおりでございます。

それでは、30ページをご覧いただきたいと思います。

審査の結果でございます。我々の審査というのは、数値を求めるだけではございませんで、(1)にありますとおり、算定の基礎となった書類等は適切に作成されていたかどうか。そして(2)法令等に基づいて適切な算定要素が計算に用いられていたかどうか。そして(3)法令に照らして算出過程に誤りはないのかどうかということで、詳しく見て、そしてお聞きしました。いずれも適切に行われていることを確認いたしました。

最後大きな5番でございます。審査の意見でございますが、これ意見の(1)から(5)の途中までは、これも総務課長さんが申し上げたとおり、このような計算経過、根拠によって数字が動いているというようなことを改めて書かせていただきました。最後の4行でございますが、本町というのは一般会計歳入額の74.7パーセントが依存財源でございます。町税、使用料、手数料などですね。自主財源をどう確保するか、さらなる自主財源の確保を図らなければならないということで、引き続き適正かつ健全な財政運営に努めていただきたいというふうに書かせていただきました。

続いて31ページをご覧ください。

これは定期監査報告書ということで、庁舎内の各課について監査を行ったということでございます。地方自治法の第199条の第4項によって実施したわけでございます。実施者でございますが、同じく佐藤泰と武藤道廣。実施期日は、令和2年の8月3日、4日、5日、3日間にわたって行いました。それぞれ本当に多くの事業が行われているわけですが、その中からいくつかの事業、別紙の7件を抽出させていただきました。

次ページになります。32ページになります。

これを抽出させていただいて監査を行いました。監査の狙いといたしましては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われているか、いたか。また、住民福祉の増進に寄与したか、していたかということの主眼にして監査を行いました。

大きな4番、監査の結果でございます。それぞれ事務の処理、事業の執行につきまして

は、おおむね所期の目的を達成しているというふうに認めさせていただきます。なお、改善を要する事項と思われることについて、指導事項というようなことになるわけですが、定期監査講評ということで、各担当部局に送付してございます。これも何かの機会にご覧いただければありがたいと思います。

さて33ページでございます。

補助金等交付団体監査の報告書になります。これは地方自治法の第199条第7項。そして、その結果につきまして同条第9項の規定により、ここで報告するものでございます。監査執行者については、同じように佐藤泰、そして武藤道廣の2名。審査期日は、令和2年の8月3日、8月4日の2日間でございます。

大きな2番でございます。監査の方法及び対象とした団体ということでございます。

35ページをお開きいただきまして、ここに3団体あがってございます。この3団体につきまして、令和元年度の補助金等の交付事業、3団体と所管課の担当職員ということで、いろいろお聞きしたわけでございます。監査の狙いでございます。財政的援助を行っているわけございまして、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されているか。また補助団体等については、当該補助金が町民から徴収された税金であること、その他貴重な財源で賄われているということを改めて認識していただくという機会といたしております。法令の定める補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかについて監査を行いました。

さてその結果でございます。34ページをお開きください。

監査の結果。(1)から(7)までがございしますが、(1)の財政援助の決定の適否、(2)補助金等の交付時期、(3)補助金等の目的外使用、(4)会計経理の状況、(5)補助金等交付団体等の事務処理、それから(6)補助金等の交付団体への課の指導監督ということになります。が、(1)から(6)までは、適正に行われていることを確認させていただきました。(7)でございます。意見でございますが、所管課においては、補助金が効果的に活用されるよう、団体の状況を十分に把握して、今後とも適切な指導監督を行っていただければということでもとめてございます。

それでは、37ページをご覧いただきたいと思えます。

指定管理者・出資団体監査報告書になります。まず出資団体につきましては、地方自治法第199条の第7項でございます。それから指定管理につきましては、地方自治法の第244条の2第3項に基づいて行いました。またその結果を地方自治法の第199条第9項の規定によって、ここで報告申し上げるものでございます。監査実施者でございますが、佐藤泰、武藤道廣、2名でございます。監査実施期日につきましては、令和2年8月3日、8月4日、2日間でございます。

大きな2番でございます。監査の方法でございますが、指定管理者、出資団体等については、それぞれの中から2団体を抽出して、当該団体の役職員ですか、及び所管課の担当職員、それぞれから関係書類を提出していただき、その内容について説明を受けました。対象とした団体としては、①指定管理者としては、社会福祉法人のにしあいづ福祉会。そしてこの中では、公の施設としては、西会津介護センターを選出させていただきました。②の出資団体につきましては、株式会社西会津町振興公社でございます。監査の狙いにつ

きましては、条例の定めるところにより管理・運営が適切かどうか。出資団体については、経営状況の内容を監査するというものでございました。

では最後の 38 ページをご覧くださいと思います。

監査の結果でございます。(1) から (4) までございますが、(1) 管理・運営の状況。(2) 会計経理の状況、(3) 指定管理者及び出資団体の指導監督、各課ですね。この三つにつきましては、良好であったということで確認をしております。(4) でございます。指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理・運営を受託しているわけですね。そして、町はその出資した財産等が適切かつ効率的な運営が図られるよう適切な指導を行うようにしていただきたいということでございます。最後に 1 行ございます。また、出資団体においては、さらなる企業努力をいただければという一文を付けさせていただきました。

以上、甚だ簡単でございましたが、令和元年度分の各監査等の結果についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 17、議会案第 1 号、事務検査に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 事務検査に関する決議について説明を申し上げます。

議会案第 1 号、提出者は記載の議会運営委員会の 5 議員でございます。

事務検査に関する決議。

表記の議案を西会津町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出の理由。令和元年度決算における収入未済額は 7,885 万円、不納欠損処分は 445 万円となっている。税は所得や資産の状況を根拠に課されるもので、各種使用料等については受益の対価として負担するものであり、著しい滞納は公平性を欠くのみならず、財政の健全性に影響を及ぼす重大な問題である。

従って、適正な徴収事務等がなされているか検査する。

次のページをご覧ください。

事務検査に関する決議。

地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。記。

1、検査事項。

(1) 滞納状況（収入未済）に関する事項。

(2) 不納欠損処分に関する事項。

2、検査対象。

(1) 滞納状況（収入未済）に関する事項については、令和元年度（現年度及び滞納繰越分）の町税（個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税）及び国民健康保険税、介護保険料、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料、住宅使用料（町営住宅・定住促進住宅・駐車場）、生活援助貸付金。

(2) 不能欠損処分に関する事項については、令和元年度に処分した全ての事項。

3、検査の方法。

(1) 関係書類の提出を求める。

(2) 本会議で議員全員が検査をする。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、事務検査に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、事務検査に関する決議は可決されました。

追加日程配付のため、暫時休議にします。(15時23分)

○議長 再開します。(15時25分)

ただいま可決されました事務検査について、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに事務検査を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、事務検査を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに事務検査を行います。

なお、これから行います事務検査については、秘密会としたいと思います。秘密会とするには地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、かつ討論を用いないで決定することになっております。出席議員は11人であり、その3分の2は8人です。

事務検査を秘密会とすることについて採決します。

秘密会とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 ただいまの起立者は11名であります。3分の2以上であります。

従って、事務検査については秘密会とすることに可決されました。

事務検査には副町長及び会計管理者兼出納室長、総務課及び事務検査に係る担当課については、係長以上の出席とし、以外の方は別室で待機願います。

なお、皆さんに申し上げます。事務検査はおおむね1時間程度とし、4時30分を目安に行います。ご協力をお願い申し上げます。

準備のため、暫時休議にします。(15時27分)

(秘密会)

○議長 再開します。(16時40分)

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時40分)

令和2年第8回西会津町議会定例会会議録

令和2年9月10日(木)

開 議 10時00分
散 会 14時57分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第8回議会定例会議事日程（第7号）

令和2年9月10日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第5号 令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 令和元年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 令和元年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 令和元年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 議案第15号 令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について
- 日程第12 議案第16号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第13 議案第17号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第14 議案第18号 令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第15 議案第19号 令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第16 議案第20号 令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）

散 会

（議会運営委員会）

○議長 おはようございます。

令和2年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第5号から議案第15号までの説明はすでに終わっておりませんので、直ちに質疑に入ります。審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については、1議題ごとに行いますので、ご協力をお願いします。

なお、質疑は、議案の不明な点や疑問点をたずねるものであります。また、一般会計の総括質疑は、財源の確保状況など、決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第5号、令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。ありませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 総括の部分で、歳出において質問をさせていただきます。総額としまして翌年度に繰り越される金額が5億147万3千円ということでありまして、これは予定された仕事に対する影響というものはどの程度あるのか、お伺いいたします。

それから、次の不用額、2億5,353万2千円ということでありまして、これは予算現額に対する差額が非常にあると思っておりますが、この要因についてお伺いをいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 繰越明許費と不用額についてのご質問にお答えします。

まず、繰越明許費の額でございますが、今ほど議員がおっしゃったとおり5億147万3千円であります。これ6月定例会で繰越明許の計算書、ご説明した内容でございますけれども、改めてその内訳を申し上げます。

まず、総務費の総務管理費でありますけれども、若者向け住宅整備事業これが9,933万円の繰越額。定住住宅整備事業、これは新築に対する補助金でございますが100万円。それから、ケーブルテレビの映像機器高度化更新事業で1,188万円。

それから6款の農林水産業費、1項の農業費であります。農業経営体育成支援事業で751万8千円。それから林業専用道整備事業で2,067万1千円。

それから8款、土木費、1項の道路橋りょう費であります。町道防雪柵の設置事業、200万円。橋りょう修繕事業、1,252万5千円。3項の都市計画費で、さゆり公園長寿命化事業、4,797万4千円。

9款、消防費、1項、消防費であります。消防ポンプ自動車更新事業で2,284万7千円。それから防災行政無線のデジタル化事業で1億3,040万円。

10款、教育費、1項、教育総務費であります。公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業、3,500万円。

それから11款、災害復旧費、1項、農林水産施設の災害復旧費で5,906万4千円。最後に2項の公共土木施設災害復旧費で5,126万4千円。

合計で5億147万3千円の繰り越しです。これが内訳でございます。

それから、不用額の件でございますけども、2億5,353万2,571円の不用額ということでございますが、これにつきましては、予算に計上した各種事業は計画どおり実施をした上で、この不用額が出たということでございます。ちなみに昨年度の平成30年度の決算における不用額、2億2,728万ほどでございますので、例年この程度は不用額が出るということでございます。

事業につきましては、繰り返し申し上げますが、予算に計上した事業につきましては、計画どおり執行した上での不用額ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

繰り越しによる影響ということでございますが、この総額約5億円の繰越事業につきましては、今年度に入りまして繰越事業につきましては、予定どおり順調に事業を進めてございますので、影響はございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　私もじゃあ総括で何点かお尋ねします。決算なんで毎年同じようなことお尋ねするかもしれませんが、ご勘弁いただきたいと思っております。

まず、財政の健全化判断比率に関しまして、一般会計と全ての特別会計、今年も全て黒字となったということでありまして、これはいいことであって、大変評価できる場所があります。実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化比率を下回っている。特に将来負担比率は大きく下回っているというような報告でありました。ただ、平成29年、30年、令和元年とこう見ると、微増ではありますが少しずつ数値が上がってきているところでもあります。

私は常々言ってきたことは、あまりこんな数字にばかり捉われることなく、今、町民福祉の向上に何が一番大切なのか、喫緊の課題にしっかりと取り組んで、結果こういう数字になったというので、そうであるのだろうと思っておりますし、そうであってほしいという思いしております。ただ私も、心配するほどではないのかもしれませんが、少しずつ微増している、この辺のお考え、今後の見通し等をお示しいただきたい。

あと今、小柴議員とちょっと重複するかもしれませんが、予算の執行状況に関してですが、執行率が94.7パーセントであったということであります。前年より0.9ポイントの減で、近年、低下の傾向にあるという監査委員の報告でありましたけれども、これ100パーセントに執行率は近づけていく努力はなさっておるんでしょうけれども、近年、低下傾向にあるというのはどういうことなのか、構造的というか、その辺の要因を、あればお示しくください。

あと、これも毎年言ってるかもしれませんが、自主財源の確保について、これはしっかりと確保に努めていただきたいというようなことでありますけれども、これも29年、30年、令和元年とこう比較してみますと、比率で31.3パーセント、28.7パーセント、元年が25.3パーセント、金額ともに、比率とともに低くなってきているということであります。これはいろんな努力をされているんでしょうけれども、その中身、目に見えるような、今年是一般質問で言いましたけれども、ふるさと納税とか何かで、うんと分かりやすいところありますが、令和元年に関してはどういうことで、この25.3パーセントという自

主財源の状況になったのか、確保につけての取り組み、どんなことをなされたのかというところでもあります。

あと、反対に依存財源、特に地方交付税、ここ近年は29億から30億弱来ておりまして、歳入の46パーセント占めているわけでありまして、今年、これは決算とは直接関係ないかもしれませんが、今年にはコロナ関連で、恐らく国も国家予算の2年分ぐらいを使ってしまうので、これから先、この地方交付税に与える影響というのは結構あるのかなど私は思っていますけども、この地方交付税の今後の見通しというか、そういうところがあればお示しいただきたいと思います。

あとそれと、収入未済、不能欠損、これも報告ありました。私が監査委員やっているところは、一時2億円近くもあった中で、これだけ少なくなったというのは大変ご努力の跡が見えますし、評価をするところでもあります。前年に比べても収入未済、不能欠損ともに減少しているということで、これは大変いいことだなと思いますけども、実際、私もいろんなことを提案してきましたけども、具体的に新しいことを何か取り組んで、これだけの成果をされたのか、そんなところが気になるものですから、お尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長 総務課長。

○総務課長 多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、健全化判断比率、実質公債費比率、将来負担比率についてでございますが、先ほど多賀議員おっしゃったとおり、基準の範囲内で推移はしてございます。

まず、近年、上昇傾向ということでございますが、その要因から申し上げます。近年、ここ10年以内ですけれども、統合小学校、認定こども園、それから道の駅で整備しました地域連携販売力強化施設、それから小学校のプールの建設、かなり大規模な事業を実施してまいりました。当然、財源として過疎債をはじめとした起債の借入れをしてございます。その借入れ分の償還がもうすでに始まりまして、公債費、かなり伸びてございます。一番比率が上昇した要因は公債費の増ということでございます。

ただし、今のところ、見通しですと、公債費につきましては、令和4年度をピークに減少に転じていくと、それは前提として、今後大規模事業をどんどんしなければという前提でございますけども、通常道路整備ですとか、様々な事業を行っていれば、比率は下がっていくと。

実質公債費比率のピークでございますが、それは令和、今のところ5年度、それがピークです。その後、減少に転じていくと、そういった見通しでございます。

それから、次に執行状況、執行率の低下というお話ですが、本町の場合、94.何パーセントということで、決して執行率が低い数字ではないと認識してございます。執行率100パーセント、それは通常あり得ません。というのは、予算上、歳出予算がないと執行できません。歳入予算は予算がなくても受けれるということで、100パーセントはあり得ないと。町としてはある程度安全なところを見て予算編成してしますので、94.数パーセント、決して低いものではないと認識してございます。

それから、自主財源の確保の取り組みと財源の比率でございますけども、先ほど多賀議員おっしゃったとおり、自主財源の確保にはいろんな取り組みあるわけでございますけど

も、今一番町として大きな取り組みとすれば、まずふるさと応援寄附金、一生懸命、今、町で取り組んでございまして、30年度の決算との比較ですけれども、ふるさと応援寄附金につきましては、前年度より1,667万4千円の増と、決算額が2,677万8千円でありました。令和2年度当初で3千万の予算を計上してございましたが、今次補正でプラス2千万ということで、5千万からは見込めるということで、前年度よりも3千万くらいは増額になる。それが一番、自主財源の取り組みでは大きなところでございます。

それから、事務事業の見直しも、昨年度ある程度大幅に実施しまして、昨年度で終わりということではありまして、今年度も昨年度の事務事業の見直しで、継続して関係団体との協議を経て、見直せるものは見直すという結果が出たものにつきましては、今年度その関係団体等との打ち合わせ等を実施しまして、また新たに見直せる部分があればということで、作業は進めてございます。

それから、自主財源でございますけれども、令和元年度の自主財源の総額が16億2,494万6千円ということでございまして、前年度より約2億円減となっております。この自主財源と申しますのは、町自らの調達方法に基づいて自主的に収入する財源ということでございまして、例えば町税ですとか、分担金負担金、使用料手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、あと諸収入の一部が自主財源になってございます。前年度よりも約2億円減ということでございますが、その要因につきましては、まず庁舎整備基金の繰入金、庁舎整備が終わったということで、元年度は前年度より約7,500万ほど減額になってございます。それから繰越金、これが前年度よりも1億3千万ほど減額になってます。それが自主財源の減の要因でございます。

それから、依存財源のご質問でございますが、依存財源につきましては、前年度よりも2億5,832万7千円の増でございます。この大きな要因でございますが、まず交付税、普通交付税と特別交付税、合わせまして1億4,740万ほど増になってございます。それから、大規模事業があったということで、過疎債で4,860万の増、それから防災無線のデジタル化等の緊急防災減災事業債、これが8,480万伸び。それらを含めまして前年度より2億5,832万7千円増になったと。依存財源につきましては、交付税の増減、それから大規模事業等があれば当然、国、県の補助金もございまして、そこらの関係で毎年動いていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから最後に、今後の交付税の見通しというご質問でございますけれども、元年度の普通交付税につきましては、前年度よりも1億4,290万ほど増になってます。平成30年度につきましては、前年度より4,700万減と。ちなみに今年度、交付税確定しまして、元年度よりも1億400万ほど増えているということで、最近、28年度から30年度までは、毎年減少いたしまして、3年間で1億5千万ほど減額になりましたが、元年度、2年度と上昇傾向にあるということでもありますけれども、来年度の交付税につきましては、今のところ不透明ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 私の方から不能欠損額の減少についてでございますが、新しいことを行っているかということでございますが、特に目新しいということをやってきた結果ということではございません。これまでも取り組んできた納期限まで納まらなかった部分につ

いては、督促状だとか、催告書をお送りするだとか、あと臨戸訪問、一斉徴収、電話でも催告なども行ってございます。

また、窓口の延長時に納税相談に応じたり、あと国税の還付金とか、預金の差し押さえなども行ってございます。また、町長筆頭に管理職で組織しております税等徴収対策本部会議の中で、年2回ほど徴収に力を入れてやってきた結果でございます。

それでも、どうしても納めていただけなかった方につきましては、お亡くなりになって相続人がいないとか、過去に会社が倒産してずっと引きずっているものとか、あと、ご本人がお亡くなりになられて、相続人の方が相続放棄されたとか、また自己破産とか、多重債務でなかなか納めていただけなかったという方についての、不能欠損というようなことで処理させていただいております。

ですから、今後も引き続き同じように、極力相談に応じながら、税の徴収に向けて頑張っていきたいと考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 理解しました。一つ、先ほどの執行率、予算の執行率の件で、94.7パーセント、決して低くない、私もそう認識しておりますけれども、気になったのは監査委員の報告の中で、近年、執行率は低下傾向にあるということだったので、これどういうことなのかなど、年度によって上下はあって当然でしょうけれども、その低下傾向にあるということだったので、ちょっと心配になってそれをお尋ねしたわけでありまして。

あともう一つ、お尋ねしたことはほとんど分かりましたが、先ほど言ったように、これから地方交付税の推移等々のご説明ありましたけれども、これ先ほど言ったようにコロナ関連で、来年以降、恐らく小泉政権のときの三位一体改革のような厳しい時代がこれから来ると思いますが、間違いなく。そういうことを念頭に置いて、今後も健全な財政運営に努めていただきたいと思います。ご答弁いただければお願いいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今、多賀議員おっしゃったとおり、小泉内閣のときに三位一体改革、平成15、16年ごろですか、13年ごろですか、私、財政係長になった年から5年間で、交付税が7億くらい減額になりました。そのときはかなり厳しい状況でございましたが、その後、また右肩上がりで交付税が伸びてきて、今は増減を繰り返してるような状況でございます。

ただ、今年コロナウイルス感染症の関係で、国では相当財源を使っているというような要素もございますので、来年度の地方交付税、先行きが見通せない状況でございますので、本当に財政的にはある程度手綱を締めてやっていかないと、来年交付税がかなり落ち込んだときに大変になるというような認識でございますので、そこらは十分踏まえながら、今後の財政運営にあたってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も1点ほど総括で質問させていただきます。今ほど同僚のほうからも質問ありましたけれども、予算に対しての財源の確保、あるいは事業の執行ということであり

ますけれども、執行率の今ほど話がありましたように、低下傾向にあるものの数字的には問題はないと評価しております。

そこで、近年、増加傾向にある各課等のソフト関係であります委託料について質問いたします。全体としての、この委託料に対する成果と評価をどのように捉えておられますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 委託料についてのご質問にお答えをいたします。

令和元年度決算におけます委託料の状況でございますが、様々な委託料がございます。例えば公の施設の指定管理委託料、これにつきましては、令和元年度、合計17施設で、総額で3億7,703万6千円の指定管理委託料を支払ってございます。あとそのほか、工事関係の測量設計管理委託料もございまして、町民バスや除雪の委託料、そういった委託料もございまして。さらには各種計画の策定委託料、それらを全て合計しますと、令和元年度の委託料の総額が10億2,773万5千円でございます。前年度と比較しますと、合計で939万7千円の減という状況になってございます。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 12番、武藤議員のソフト分野の委託料における評価検証というようなご質問でございますけれども、ソフト分野の委託料と申しますと、協働のまちづくりのアドバイザー委託料とか、健康のまちづくりへの指導計画書への先生方への委託料とか、そういったソフト分野への委託料に対して、どういう評価検証するんだというようなことでございましてけれども、なかなかこういったソフト分野の評価検証というのは、例えば業務委託料とか、それから設計監理とか、そういった成果品として出せる委託料と違って、なかなかソフト的な事業ですと、本当にどういう形で評価していいかというのは即座に判断するというのは難しいのかなというふうに考えております。

例えば、何年か継続して、そういった指導をしていただいた結果、まちづくりにおいて、そういった施策が浸透してきて、町民の皆さんがそれらの指導を受けた結果、町民生活がいろいろ向上してくるとか、そういったふうになってくれば、当然、そういった評価検証に関わってくるのかなというふうに思っております。

ただ、町としましては、年度初めには、それぞれ昨年度やった事業に対する評価シートというものをつくりまして、それぞれどんな事業内容であったかとか、また、その事業効果とか、また、今後取り組むとすればどういうふうに改善していったらいいかとか、そういったシートを提出しながら、それを判断して、事業事務の改善、または見直し、廃止などの事業の判断につなげていくというような、そういった評価検証の仕方をしているところでございます。

また、成果というお話でありますけれども、こういったソフト事業ですと、いわゆるまちづくりを進める上において、やっぱり何と申してもそういう大学の先生とか、コンサルの方、専門的知識を持った方々の、その時代、時代のやっぱり情報を収集するということは、まちづくりを進める上においては大変必要なことなのかなというふうに思っております。実際にこれまでも数多くの大学の先生方に来ていただいて、それぞれその時々先進事例とか、自治体のあり方とか、またいろいろな各種事業への指導などをいただいて、それがまちづくりへの糧になっているのかなと思っております。

そうした情報収集や助言、提言というのは、なかなか目には見えないかもしれませんが、その後、いろいろな形で糧となって現れてきているというふうに考えております。

また、住民の方も、そういった先進事例を学ぶことによって、地域づくりや、また各種事業への協力、そういったことにも一人でも増えてくることによって、そういったソフト的な事業の評価、意義があるのかなというふうに考えております。

なかなか単年度では評価検証というのは難しいかもしれませんが、長期的な視点でそういった評価検証をしていただければというふうに思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、成果と評価の考え方、まさにそのとおりだと思います。方法としてもそれは間違っていないと思います。

ただ、私が言いたいのは、その目的をしっかりと持って、それに対するそういったソフト面での委託をどのように生かせるかということにかかってくると思うんですが、例えばね、いい例としては、今の健康づくりはすごくそういう意味では、効果的にそれが働いてるんじゃないかなと思うんですが、ほかの分野で、今ほどまちづくりとか、それから学校関係とか、いろいろあるわけですが、それがあまり一般的にも、それらは周知されていないとか、話題にもならない程度の、やっтерことは分かるんですが。

ですから、今ほど言われたように、しっかりとその年その年で目的に沿ったような修正をしながら、ただ委託すればいいというわけではなくて、その目的に沿った方向性をしっかりと捉えながら、やはりその辺もしっかり掴んでおくべきではないかと思うんですが、その点、どう考えますか。

○議長 副町長。

○副町長 再質問にお答えいたします。

今、議員おただしのとおり、その年その年の、きちっとどういった事業内容だったかとか、事業効果があったのか、そういったのは評価検証というか、その都度やるべきだということだと思います。それを、先ほど言いましたように、年度初めに事業シートというものをつくりまして、前年度やった事業に対する効果とか、今後の進め方はどうしたらいいかとか、そういうのはその目的に沿っていろいろと評価検証しながら、次の年につなげていくというやり方を今後も続けていきたいなというふうに思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたいの方向性は分かりましたけれども、例えば、そうすると何年間かけて、その事業を執行するための、そのソフトの面の計画を立てるときに、やはりその目的、あるいは町側と合わない場合は、その委託先を変えるというような手法というのはあり得ると解釈してよろしいでしょうか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 確かに事業目的というのが、当然、そのソフト分野の委託にしても大切なことですから、その擦り合わせというのは、先ほど言ったように、昨年度やった事業の内容の点検、効果はどうだったかというのはきっちりチェックする内容だと思います。

あと、その内容がずれてる場合については、当然、町サイドでこういう目的でお願いしてるということは、やはり強く言わなくてはいけないことだと思いますし、ずれてた場合、

当然是正なり、訂正なり、また修正なりをお願いしなくてはいけないのかなと思います。

あとは、確かにその年でやめるかどうかというのは、その本当に、実際、昨年やった中身が極端に、町と考えることと違うとなれば、当然それは本当にお断りするか、そういった手段も必要なのかなと思いますけども、その辺は、やはり事業の内容をよく検討、効果をチェックしながら判断していきたいなというふうに思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今の質問を聞いていて、私も12番議員と同じような考えなんですけども、委託に関してなんですけども、私もやっぱり、その民間業者の良さを競い合わせて、その中からより良いものを探すと、何かそういった意図もあるというような話も、私聞いたことあるような気がするんですけども。例えば目標、目的、それがちゃんと設定されているのであれば、それに届かなかったり、例えば、今お話しがあったとおり、町民に理解されない、もしくはなかなか生きていかないというものに関しては、よく先輩議員もおっしゃってますが、スクラップアンドビルド、壊すものと新しくつくるものが、私は必要だと思うんですけども。

実際、今回の決算において、スクラップアンドビルド、今回、反省として、そういった方法になるのかな、スクラップアンドビルドに持っていくようなものというのは、今検討中なんでしょうか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 4番、秦議員ご質問の中で、この決算の中でスクラップアンドビルドをしていく事業があるかというようなおただしなんですかね。それとも今、委託料の中でという質問で、こうきてたわけですけども、そういった中でスクラップアンドビルドをやっていたほうがいいのかというご質問なんでしょうかね。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今、決算が出ましたので、決算の中で出てくるものに関してなんですけども、反省を踏まえて、要はスクラップアンドビルドの方向性も考えられるのかという意図だったんですけども。決算を踏まえた。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 お答えしたいと思います。

スクラップアンドビルドまでいくかどうかというようなあれなんですけれども、先ほども何度もお話ししているように、前年度事業については、それぞれ事業ごとに事業シートというものを出示していただいております。それについては、各課で前年度やった内容についての評価検討もやり、またそこには、今後見直しとか、廃止とか、そういうのも各課としてどんな判断をするのかというのも、そこに記載させていただくこともあります。

それを基に、町としては事務改善委員会なり、事務事業の見直しの中で、廃止したほうがいいのか、見直ししたほうがいいのか、継続したほうがいいのか、そういった判断をしていくということで、それは今後の来年度予算を編成する際のスケジュールというような形になるのかなということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 以上で、総括質疑を終わります。
続いて、款ごとの質疑を行います。
まず歳入であります。
- 1 款、町税。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 2 款、地方譲与税。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 3 款、利子割交付金。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 4 款、配当割交付金。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 5 款、株式等譲渡所得割交付金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 6 款、地方消費税交付金。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 7 款、自動車取得税交付金。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 8 款、地方特例交付金。ありませんか。
5 番、猪俣常三君。
- 猪俣常三 この 8 款の中の地方特別交付金の決算の増減率というのが、1,407.2 というふうに示されておりますが、どのようにこれ解釈したらいいのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 地方特例交付金についてのご質問にお答えをいたします。
地方特例交付金の交付される内容からまずご説明をいたします。個人住民税の住宅ローンの減税分、それから自動車税の減収補てん分、これは消費税アップに伴う消費の反動減対策と。それから軽自動車税も同じく消費税アップによる消費の反動減分の補てん。
最後に、昨年度、保育料完全無償化なりまして、その分の交付金がこの地方特例交付金に含まれているということで、一番大きな増減理由は、今申し上げました地方特例交付金の子ども子育て支援臨時交付金、その部分で大きな増減が出たということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- 議長 ほかにありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 9 款、地方交付税。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 10 款、交通安全対策特別交付金。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 11 款、分担金及び負担金。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、使用料及び手数料。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 教育使用料の中で、教員宿舎の使用料、これ 12 戸全て入居されたということですが、本町にいらしてる先生方、その教員宿舎があれば入りたいんだけどもなんていう話はなかったのか、あれもう 1 棟あったけども、今、第 2 定住促進になってしまっているんですよね。そんな満員に入るのはいいんでしょうけども、先生方のご要望だとか、その第 2 定住促進が、今後、教員宿舎にまたなるようなことがあるのか、その点お尋ねします。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 ご質問にお答えいたします。

教員住宅の使用料につきましては、平成 30 年度は 12 戸中 11 戸の入居でございました。それが令和元年度につきましては、出る先生がいらって、入る先生もいらって、ちょうどよく 12 戸の入居ということになりました。そういうことで、希望して入れなかったというような教員の方はいらっしゃいませんので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、定住住宅に所管替えになった分の住宅についてまで、教員住宅のほうが不足しているということは、近年の状況からは想定しておりませんので、併せてご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、国庫支出金。

10 番、青木照夫君。

○青木照夫 13 款、1 の 1 の民生費国庫負担金の中で、障害者福祉負担金、7,200 万と大きな金額が入っておりますが、それは個人的な方なのか、グループ的な方なのか、そういう内訳的なことを教えていただけますか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

民生費国庫負担金の中の障害者福祉費負担金、7,207 万 5 千円ございますが、これは障害を持っていらっしゃる方が、様々なサービスを利用した際、自立支援給付などを行った際に利用した歳出に対して、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 負担することとなっております。その国の 2 分の 1 の分が、この 7,207 万 5 千円ということでございますので、様々な個人の障害を持った方のサービス利用に係る費用に対しての負担金ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 これは、もう一度伺いますけど、個人的な方に対するという、今のお話で理解しましたが、例えば、その中がグループ的な知的障害者の方、精神的な障害者の方というのは、特別高齢者の方という方は、グループには入ってはいらないということですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

これはあくまでも、歳出で出てまいります。障害者の方が、様々な障害を持っていらっしゃる際に利用されるサービス、それについて個人的に利用したものが歳出で出てまいります。その費用に対して国が2分の1負担するというものでございますので、基本的には障害を持っていらっしゃる個人の方に係る費用の負担金ということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 前にもお尋ねしたかもしれませんが、総務費の国庫補助金の中の、いわゆる個人番号カード、これ歳出にもありますけれども、いわゆるマイナンバーカードの交付実績等があれば、令和元年度はどうだったのかお示してください。

あと、その次の商工費の国庫補助金の中の、プレミアム付き商品券、これ消費税10パーセントになったときの子育て支援とか、低所得者向けのプレミアムですよね、これ。私はいろいろ聞くと、恐らく実績3割にも満たなかったような話を以前聞いたんですが、この実績が分かれば、大変もったいない話ですけども、どうだったのかお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、マイナンバーカードの交付実績につきましてお答えをいたします。

令和元年度につきましては、交付実績が138枚でございます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 9番議員のプレミアム商品券の実績についてのご質問にお答えをいたします。

プレミアム商品券につきましては、交付対象者1,319人に対しまして、購入者491人という実績でございまして、比率でいきますと37パーセント程度ということでございました。以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14款、県支出金。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 15款、財産収入。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16款、寄附金。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 ふるさと応援寄附金が2,677万8千円、約3千万に近づいて、今年度はとくに3千万超えてるわけですけども、この中で、サイト等の支払いとか、返礼品、そういったものの金額を除いた、実質的な計上利益というか、純粋に町が使える金額というのはどの程度あったんでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ふるさと応援寄附金の実質、一般財源化して使えるお金ということでございますが、歳出で2,055万8千円ということで、実質622万が一般財源として使用できる部分ということでございます。

- 議長 ほかにありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 17 款、繰入金。ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 18 款、繰越金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 19 款、諸収入。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 20 款、町債。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 21 款、環境性能割交付金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 続いて歳出に移ります。
1 款、議会費。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 2 款、総務費。ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 3 款、民生費。ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 4 款、衛生費。ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 5 款、労働費。ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 6 款、農林水産業費。ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 7 款、商工費。ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 8 款、土木費。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 9 款、消防費。
9 番、多賀剛君。
- 多賀剛 1 点だけお尋ねします。いわゆる防災費の中で、Jアラートの設定変更作業委託料というのがありますが、このJアラート、いわゆる隣国から弾道ミサイル出たときに、こう最初はアラートを発するというようなことでありますが、最近は大災害とか何とか、大雨だとか、いろいろ使えるようになったんですが、どんなこの設定変更されたんでしょうか、お尋ねします。
- 議長 町民税務課長。
- 町民税務課長 防災費のご質問にお答えをいたします。
これはOSの更新ということで、ウィンドウズ7からウィンドウズ10に変更と、その経

費でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 OSの変更ということだけなのか、近年はそのJアラートも、今ほど言ったように、いろんなその災害情報だとか何かも発するような、私、感覚的に思ってるんですが、当初の、いわゆる弾道ミサイルが発射されたときにJアラート発出するんだというのも、最近は変わってきておりますか、これ。お尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 確かにJアラートの部分で、通知の部分は幅は広がっておりますけども、町でやっているということではなくて、例えば災害関係ですと、消防庁のほうで設定変更等は行ってございます。

○議長 ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 防災行政無線についてお聞きしたいんですが、今年度に1億3千万から繰り越されるということでもありますけども、これ完成年度はいつを見込んでいるのでしょうか。

それから、それと併せて、難聴地域の解消とかということも十分と期待されているわけですが、その辺の検証についてお聞きします。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 工事について申し上げたいと思います。

本年9月1日で全て事業は完了してございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 難聴地域の解消というご質問でございますけども、基本的にアナログ方式が使えなくなって、デジタル方式になるということでの今回の機器更新というのが主なものでございます。

ただ、それと併せまして、スピーカーの出力を上げるだとか、方向を見ながら難聴地域解消には極力努めてきたところではございますけれども、今後も聞こえないというようなことにつきましては、戸別受信機での対応だとか、そういったことも考えられるところでございます。極力、難聴地域の解消には努めていきたいと考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 昨年度は、じゃあ難聴地域等の検証とか、そういったものは予算的には入ってなかったということで、完成以降にそういったところを計上するという意味でしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 難聴地域につきましては、戸別受信機ということで、その設計に組み込まれて、その戸別受信機も購入し、設置してございます。そういったことで戸別受信機での対応ということでは、実施してまいりました。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款、教育費。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いいたします。給食調理業務委託料の件なんですけれども、子どもたちが外部委託でつくっている食事なんですけれども、どのくらい食べられてて、どのくらい残してるとか、そういった給食の消費状況というんですかね、どのくらい食べられているかというのは調査されてるんでしょうか。たぶん調査されているとは思いますが、もしあるのであれば、近年の傾向はどのようなものなのかをおたしします。

それと、前もこれ言ったような気がするんですけども、食べる子どもたちのその意見というんですか、アンケートみたいなもの取って、子どもたちがより多くご飯を食べてもらえるような工夫、アンケート等は取っているのかどうか、そういうのはメニュー、献立に生かしているのかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 給食センターの関係のご質問にお答えいたします。

まず、食べ残しの部分でございますが、給食センターのほうでそれは把握しておりますが、細かい数字につきましては、現在、手持ちはございません。ただ、栄養士の先生に報告をお聞きしますと、低学年に多いということと、だいたい2割程度残すこともあるということだけは把握しておりますが、細かい数字までは持ち合わせておりませんので、後で給食センターから取り寄せて、議員にご説明をしたいと思います。

それから、アンケートにつきましても、何年かに一度という形のアンケートと、それから、お弁当の日に合わせたアンケート、手づくり弁当の日に合わせたアンケートというのを取っておりますが、去年につきましては、その献立に対するアンケートというのを取っていないということございました。今年度は、栄養士も変わりましたし、現在検討中ということでございます。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 低学年においてお答えいただきましたけれども、この量というのは、発達段階において、特に低学年なんかは非常に重要なところだと思いますので、ここに関しては、今、数字はないんですよ、であれば、この数字はきちっと掴むべきだと思います。

あと、メニューとか、献立の問題以外にも、例えば味だとか、子どもが苦手なものだとか、好きなものというのは、ある程度調査して、情報を掴んでおいているのかと私は思ったんですけども、その味の部分だとか、そういったものについての調査というのは行ってるんですか。要は、自分の考えとしては、いくら栄養のあるものをつくっても、子どもたちに口にしてもらえなければ意味がないような気がするので、味に関しては、その辺は調査されてるんでしょうか。

○議長 一般質問にならないように質問してください。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 じゃあまとめて、味の調査はされてますか。

以上です。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 子どもたちの味という部分で、今、傾向として、かなり濃い味を子どもたちが好むんですが、今年度の栄養士さんにつきましては、素材の味を出すということで、極力

塩分を控えめめということもあります。ですので、子どもたちの味に合わせるというか、子どもの健康管理をみて、子どもたちに適した量の食塩なり、砂糖なりを使って、その味に子どもたちは慣れてもらうということが大事な点もありますので、ですので、味の良さと、あとはメニューについても、今の調理師もいろいろ研究してますし、そういう意味では、子どもたちにいい栄養のあるものをということをやっています。

あと、子どもたちの残さいを残す意味では、食改さんに入っただいて、子どもたちに栄養、どうしてこの食物はどうなんだということも入ってもらいながら、月1回入りながら、子どもたちに栄養指導もしていただいておりますので、そういう中で、味がどういう意味の味なのかちょっと分からないんですけれども、栄養をみた上での調味料の味、濃さを検討しているということを進めておりますので、ご理解いただきたいと思いますが、子どもたちの好む味が果たしていいのかということもありますので、その辺は栄養士さんが十分バランスを取って味付けをしておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ごめんなさい、今、具体的な数字がないと傾向が分からないので、ちょっと私も、今、質問しづらいんですけども、やっぱり量は調査してるんですね。量は調査していて、要は濃いか、薄いとか、しょっぱい、甘い、例えばそういった基本的な情報に関して、調べているのかなど。

○議長 決算ですので。

○秦貞継 だって、要はそれがどれだけ消費されてるかということですよ。要は、投資しているお金に関して、その、ちゃんと子どもの口に届いているかどうかというような、非常に重要なところだと思ったので、私は聞いたんですが、まずいのであれば。

○議長 その辺は質問にちゃんとなるように、お話し願います。

○秦貞継 分かりました。じゃあ後でその数字をお示しいただけるとということなので、それを見て、後日、判断したいと思えます。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点お尋ねします。文化財保護費の中で、埋蔵文化財整理事業がありますけども、これの内容、私、聞いたかもしれませんが、どういう内容だったのかお示しいただきたい。いわゆる歴史文化基本構想の中での、なかなか進捗が見えないというような声を聞くんですが、その辺りの位置付けなんかも含めてご答弁いただけましたら。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

文化財保護費の埋蔵文化財につきましては、令和元年度と平成30年度ですか、2カ年にわたりまして上小島遺跡、あと芝草の小屋田遺跡を発掘しまして、その整理に関する経費でございます。

それと、歴史文化基本構想につきましては、平成30年度に構想が作成されたわけですが、現在その推進ということで、土器の関係でありますとか、あと町の文化財

について、これから推進していく方策をいろいろと検討してございます。今年度におきましても、事業展開を試みているわけでございますけども、できるものから、ちょっとずつではありますけども、実施をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 実施できるものからね、少しずつやっているというの実態なんでしょうけれども、私、以前から言っているように、町のお宝だと思ってるんでね、それしっかりと推進をしていただきたいと思います。

以上です。質問ならないというのもありますから。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 西会津こども研幾塾事業、12万5千円入っておりますが、私は歴史的な意義のある塾だと思ってます。その中で、この参加された方は、希望者なのか、それとも学年単位なのか。また、講師さんというのはいらっしゃるのか。年何回実施されたのか。伺います。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 西会津こども研幾塾事業につきましてお答えいたします。

この事業は昨年度からの新規事業でございまして、小学校5、6年生にチラシを配布して、募集をして、希望者に対する事業でございました。昨年度、第1期生としましては、小学校5年生が7名、6年生が5名ということで、12人募集しましたところ、同数12名の応募があったということでございました。

ご承知のとおり、この事業の目的につきましては、西会津の歴史や文化、自然、産業を学ぶということで、体験活動を中心に、昨年度は全11回実施しております。この中で、今ほど申し上げましたように、地域の自然、文化等を学ぶということもございましたので、その講師につきましては、それぞれ町内5地区の地元の方々に講師になっていただいて、地域を紹介、説明をいただいたと。または、地元の企業も訪問しまして、それぞれの会社の従業員の方、または社長さんに講師になっていただいたというようなことで実施したところでございます。

また、歴史文化の部分、それから、まちづくりの部分につきましては、町長だったり、教育長、それから町出身の大学の先生にも特別講義をいただいたというようなことで実施したところでございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 これは継続して、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

ただ、その中で、私の感覚だったんですが、研幾堂塾という解釈をしたいんですが、研幾塾でよろしいんですか。研幾塾でよろしいんですね。堂は付かない。はい。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

西会津にありました研幾堂ということもございまして、このこども塾につきましては、こども研幾塾というのが名称でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 11 款、災害復旧費。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 12 款、公債費。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 13 款、予備費。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第 5 号、令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決
します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
従って、議案第 5 号、令和元年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定する
ことに決定しました。
日程第 2、議案第 6 号、令和元年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定についての質疑を行います。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから、議案第 6 号、令和元年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
従って、議案第 6 号、令和元年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算につ
いては、認定することに決定しました。
日程第 3、議案第 7 号、令和元年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定についての質疑を行います。ありませんか。
9 番、多賀剛君。
- 多賀剛 未分譲区画が 10 区画あるというようなことで、その販売促進には鋭意努力さ
れていると思いますが、最近、分譲済の分に関しても、空き家というか、売り物件が何軒
かあるようでございますけども、それは町はどのように把握して、どんなお考えであるの

か、まずお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 9番議員の住宅団地の分譲済の区画での空き家の件についてのご質問にお答えをいたします。

現在、分譲して住宅が建っている中で、空き家が2軒あると把握をしております。その状況につきましては、1軒は販売にされていると、もう1軒については、現在その管理の方針が示されていない物件が一つあると。

町といたしましては、空き家になった物件、ほかに買い手が付けば、大変いいことだと思っておりますが、ただ、その財産が移動されず、そのまま放置されていることは大変問題だと思っておりますし、この管理につきましては、自治区と情報を密にしながら、また所有者が亡くなったりした場合のケースにつきましては、その相続人と連絡を取りながら、適切に管理されるようにフォローをしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 これは本当に難しい問題でね、分譲してしまえば個人の財産になりますから、行政がどれだけ関与できるのか、私もちょっと微妙なところだと思いますが、あまりその長い間空き家のね、看板があつたり、売り物件みたいなのがあつると、これから残り10区画、積極的に販売していこうというときに、そんなのがあんまり長時間にわたつたりすると、イメージ的にもよくないので、やっぱり今、商工観光課長おっしゃつたような形で、どこまで関わつていいのかわかりませんが、それは推進していくべきだと思いますが、再度ご答弁いただければ。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 9番議員の再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、所有者のない、管理ができない物件が長期間にわたつて住宅団地にあるということは、大変問題があるというふうに認識しておりますので、適切な管理がされるように、先ほども申し上げましたが、所有者が亡くなつたりした場合につきましては、その相続人に、また自治区等とも連絡を取りながら、適切に管理できるように、町としてできることをしっかりと支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、令和元年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第7号、令和元年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決しました。

日程第4、議案第8号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第9号、令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第9号、令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第10号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 10 号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 11 号、令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号、令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 12 号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。ありませんか。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 診療施設勘定の中で、10 月から整形の先生がおみえになって、診療所も結構診察を受ける方が多くなったような感じしますが、実際その整形のドクターが来て、収支的には、当然プラスにはなってるでしょうけども、経営的にはどのような影響を与えられたのか、お示してください。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 それでは、9 番議員の診療施設勘定における診療所の収支、整形外科の開設に伴う収支のご質問にお答えをいたします。

昨年度の診療所における外来収入でございますが、前年度と比較しまして、三つの診療所、西会津診療所、群岡、奥川、合わせまして 329 万 4 千円ほどの増額となっております。なお、診療所における、その内科と整形外科の、それぞれの収入というのは、個別にちょっとシステム上、出すことが現在できませんので、総体として 329 万 4 千円の増とな

っているといこととございますが、これまでの診療収入の状況からみますと、昨年10月から開始しました整形外科の収入が大きく伸びたことが要因なのかなというふうに分析をしております。

○議長 ほかにありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから、議案第12号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
従って、議案第12号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。
日程第9、議案第13号、令和元年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから議案第13号、令和元年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
従って、議案第13号、令和元年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。
日程第10、議案第14号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 14 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 11、議案第 15 号、令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 15 号、令和元年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定することに決定しました。

暫時休議にします。(11時33分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第 12、議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、令和元年度決算の確定による繰越金の追加や普通交付税の額の決定に伴う追加などを計上いたしました。

また、歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、新しい生活様式を踏まえた感染症予防対策の強化と地域経済の活性化を図るための所要の経費を計上したほか、本年 7 月末の豪雨により発生した災害復旧事業費などを予算計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 2 年度西会津町の一般会計補正予算(第 6 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,737万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、76億1,105万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。9ページをご覧ください。

まず歳入であります。9款、地方交付税、1項1目、地方交付税は、1億718万5千円の増であります。これは、普通交付税の確定によるものであり、単位費用等が当初予算で見込んでいた積算より伸びたことや、新たに地域社会再生事業費が算定項目に加わったことなどによるものであります。

なお、令和元年度の交付決定額との比較では、1億467万2千円、率にして3.99パーセントの増となったところであります。

11款、分担金及び負担金、1項1目、災害復旧費分担金、175万5千円の増は、本年7月末の豪雨により発生した農地及び農業用施設災害の復旧事業に係る受益者分担金であります。

10ページをご覧ください。

13款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金、6,708万1千円の増は、マイナンバー制度に係るシステム整備費補助金、711万6千円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、5,996万5千円の追加計上であります。

2項2目、民生費国庫補助金、755万4千円の減は、国の特別定額給付金事業の確定見込みによる補助金の減額であります。

14款、県支出金、1項1目、民生費県負担金、146万5千円の減は、税率改正に伴う国民健康保険・保険基盤安定負担金、167万8千円の減額などであります。

11ページをご覧ください。

2項4目、農林水産業費県補助金、2,724万6千円の増は、追加要望に伴う広葉樹林再生事業補助金、2,649万8千円の増額などであります。

2項8目、災害復旧費県補助金、1,180万円の増は、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の増額であります。

16款、寄附金、1項2目、ふるさと応援寄附金、2千万円の増は、当初予算で計上した3千万円よりも収入が増える見込みであることから増額するものであります。

17款、繰入金、2項2目、減債基金繰入金、4,408万円の増は、平成21年度に借り入れしました臨時財政対策債の繰り上げ償還の財源として繰り入れるものであります。

12ページをご覧ください。

18款、繰越金、1項1目、繰越金、1億2,212万3千円の増は、令和元年度決算の確定により追加計上するものであります。

20款、町債、1項6目、災害復旧事業債、1千万円の増は、農業施設の災害復旧事業の財源として計上するものであります。

1項7目、臨時財政対策債、1,340万円の増は、確定によるものであります。

1 項 8 目、緊急自然災害防止対策事業債、2,200 万円の増は、町道久良谷線復旧工事の財源として新規計上するものであります。

次に、13 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、96 万円の増は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、役場庁舎に配置する自動検温カメラ 4 台の購入費であります。

1 項 3 目、電算管理費、869 万 3 千円の増は、マイナンバー制度に係るシステム改修委託料、791 万 7 千円の新規計上であります。

1 項 5 目、財産管理費、2 億 6,067 万 6 千円の増は、旧群岡中学校寄宿舎の修繕料、91 万 8 千円、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金、2 億 3,067 万 8 千円、臨時財政対策債の繰り上げ償還に係る減債基金積立金、2,908 万円の増によるものであります。なお、財政調整基金の補正後の積立残高は 4 億 7,376 万 4 千円であります。

1 項 10 目、ふるさと振興費、371 万 1 千円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった「文化と産業祭」西会津ふるさとまつりの代わりとして開催します（仮称）にしあいづ町民秋まつりに係る消耗品、78 万 1 千円や 14 ページに記載のイベント運営委託料、47 万円など合計で 248 万 1 千円の新規計上と文化と産業祭負担金、940 万円の減額。さらには、ワークインレジデンス整備工事費、400 万円の増額などによるものであります。

1 項 11 目、総合情報政策費、1,537 万 9 千円の増は、デジタル技術の活用により快適で便利な暮らしづくりをはじめ、地域経済の活性化や雇用の創出など、町の将来像として掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ずーっと、西会津～」の実現に向け策定する、西会津町デジタル戦略に係るアドバイザー謝礼などの報償費、103 万 9 千円や旅費、10 万 1 千円、デジタル戦略調査委託料などの委託料、1,423 万 9 千円の新規計上であります。

15 ページをご覧ください。

2 項 1 目、税務総務費、1,419 万 5 千円の増は、ふるさと応援寄附金に係る報償費、630 万円や代理収納手数料などの役務費、616 万 9 千円、返礼品用の箱や米袋のデザインの版權購入費に係る公有財産購入費、143 万円の計上などであります。

16 ページをご覧ください。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費、848 万 3 千円の減は、今年度新たに立ち上げます後継者対策協議会に係る報償費、37 万 8 千円及び旅費、5 万 2 千円の新規計上。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった婚活事業の企画運営委託料、300 万円の減額。税率改正等に伴う国民健康保険特別会計繰出金、591 万 3 千円の減額によるものであります。

1 項 3 目、老人福祉費、3,378 万 3 千円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった敬老会の食糧費、119 万 9 千円などの減額や、来年 4 月に開所予定の小規模多機能型居宅介護施設に係るイス・テーブル等の消耗品費や 17 ページに記載の駐車場整備工事費、自動車やベッド等の備品購入費合わせて 2,966 万 9 千円の計上。さらに、75 歳以上の高齢者に 1 人当たり 3 千円の商品券を配布する高齢者生活応援商品券、510 万円の新規計上などあります。

1 項 4 目、障がい者福祉費、732 万 7 千円の増は、前年度給付費の確定に伴う障がい者

自立支援給付費国庫負担金返還金、413万4千円などの計上であります。

1項5目、特別定額給付金給付事業費、755万4千円の減は、確定見込みによる会計年度任用職員の給料、61万5千円の減額や18ページに記載の委託料、235万4千円の減額、給付金、410万円の減額などであります。

2項2目、児童措置費、201万2千円の増は、現在、西会津小学校ランチルームで実施しております放課後児童クラブの新型コロナウイルス対策として、送風機等の消耗品費、38万9千円、間仕切り等の修繕料、162万3千円を新規計上するものであります。

19ページをご覧ください。

4款、衛生費、1項4目、健康推進費、155万7千円の増は、コロナ禍における食の魅力発信等を図るための、食のイメージアップ推進事業委託料、100万円の新規計上などあります。

6款、農林水産業費、1項3目、農業振興費、549万9千円の増は、雪室貯蔵施設の子冷蔵庫等の備品購入費、82万7千円やスマート農業の導入を支援するための農林業振興事業補助金、440万8千円の追加計上などあります。

20ページをご覧ください。

2項1目、林業総務費、3,042万5千円の増は、クマ用箱わな4基に係る消耗品費、52万円の増額、林業専用道整備に係る立木伐採委託料、412万5千円の新規計上、追加要望による広葉樹林再生事業委託料、2,649万8千円の増額、林業専用道整備工事費、370万円の減額、電気柵設置に係る有害鳥獣防除事業補助金、50万円の増額、スマート農業の導入を支援するための農林業振興事業補助金、121万5千円の新規計上などによるものであります。

2項2目、林業振興費、100万円の増は、林道に係る修繕料の追加であります。

7款、商工費、1項2目、商工振興費、1,291万1千円の増は、確定や確定見込みによる新型コロナウイルス感染予防対策補助金、841万7千円の減や、21ページに行きましてオンラインショップ開設支援補助金、245万6千円の減、中小企業融資制度資金利子補給補助金、153万8千円の減、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、1,150万円の減、町内の消費拡大を図るための商品券、3,050万円の増、中小企業融資制度資金利子補給基金繰出金、500万円の新規計上などによるものであります。

1項3目、観光費、158万8千円の増は、大山参道整備補助金の新規計上などあります。

8款、土木費、1項2目、道路維持費、621万9千円の増は、町道に係る修繕料の追加、513万円などによるものであります。

1項4目、橋りょう維持費と22ページの2項1目、河川総務費の補正額はありますが、予算の組み替えを行うものであります。

4項1目、住宅管理費、180万円の増は、町営西原住宅の修繕料の追加計上であります。

9款、消防費、1項3目、消防施設費、100万円の増は、防火水槽新設及び消防屯所改修工事の追加計上であります。

23ページをご覧ください。

10款、教育費、1項2目、事務局費、333万1千円の増は、西会津高校活性化対策とし

て貸し出す、学習用タブレット型パソコン 50 台の消耗品費、301 万 2 千円と西会津小学校修学旅行の 3 密対策として大型バス 1 台を増車するための自動車借上料、31 万 9 千円の計上であります。

24 ページをご覧ください。

11 款、災害復旧費、1 項 1 目、農業施設災害復旧費、2,433 万円の増は、本年 7 月末の豪雨により発生した農地及び農業用施設災害の復旧事業に係る測量設計委託料、350 万円や現年災害復旧工事費、2,040 万円などであります。

2 項 1 目、道路橋りょう河川災害復旧費、2,200 万円の増は、町道久良谷線復旧に係る測量設計委託料、200 万円及び現年災害復旧工事費、2 千万円であります。

6 ページにお戻り願います。第 2 表、地方債補正であります。

まず、追加であります。町道久良谷線復旧経費の財源として充てるため、緊急自然災害防止対策事業費を新たに追加するものであります。限度額は 2,200 万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に変更であります。災害復旧事業費は、7 月末に発生した豪雨災害により、限度額を 1 千万円増額し、3,780 万円に変更するものであります。

また、臨時財政対策事業費は、額の決定に伴い、限度額を 1,340 万円増額し、1 億 120 万円に変更するものであります。

なお、災害復旧事業費、臨時財政対策事業費とも起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

10 番、青木照夫君。

○青木照夫　寄附金、ふるさと応援寄附金の内容についてお尋ねします。新たに 2 千万ということで、合計 5 千万円ということの意気込みであります。この意気込みを 2 千万円プラスしたということは、品目に何か目玉とか、特別おありだったのでしょうか。それとも従来どおりの品目で、この補正をされたのか、伺います。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　青木議員のご質問にお答えをいたします。

今次補正で 2 千万円の増ということで計上させていただいてございます。品目についてでございますけども、特に寄附金額の約 8 割がお米ということで、返礼品に集中してございます。1 件当たりの寄附金額も 3 万 4 千円ということで、かなり 1 件当たりの金額も増えたところで、寄附金額も増となったということでございます。

そのお米で寄附金額の件数が上がったというのは、米の定期便を好まれて申し込みされた方が多かったということでございます。

○議長　ほかに。

7 番、小柴敬君。

○小柴敬　何点かお伺いをいたします。

まず、12 ページですが、諸収入に関しまして、介護職員の初任者研修受講料、これ 10

名分余計見込んだということでありますけれども、開設日時及び現在までの申請状況について1点お伺いをいたします。

それから14ページですが、ワークインレジデンス整備工事、これの事業場所及び整備工事の内容についてお聞かせください。

3点目になりますが、林業専用道、370万減額となっておりますが、この理由についてお聞かせください。

4点目ですが、商工費の中の負担金補助金及び交付金、それで新型コロナウイルス感染症対策企業補助金ですけれども、この企業補助金の予定した件数、それから、それに対しての申し込み件数がどのくらいあったのか。それから、予算との差ですね。

その下ですけれども、交付金の中で、新型コロナウイルスの感染拡大防止協力金、これについても予定と、それから申し込み件数、その点についてお聞かせを願います。

以上、4点になります。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、介護職員初任者研修についてのご質問にお答えいたします。

今次補正で受講料11万6千円を10人分追加で見込んでございます。現時点で計画しておりますのは、開講を10月5日から12月18日終了ということで計画をしております。また申込者につきましては、9名の方がすでに申し込みをされておまして、電話での問い合わせが1件ございます。また、申し込みの締め切りは9月の18日まで予定しておりますので、今後、申込者が増える予想があることから、今次補正で追加をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 7番議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、ワークインレジデンス事業の工事の場所と内容というご質問でございましたが、工事を行う場所につきましては、野沢・原町地内の旧野口燃料の事務所でございます。内容につきましては、旧野口燃料事務所の1階部分を改修工事を行うという内容でございます。また、加えて、上下水道の整備工事を行うことにしておまして、それに要する経費につきましては、今次補正で追加をさせていただいたという内容でございます。

続きまして、新型コロナウイルス関連の事業についてのご質問でございますが、まず初めに、新型コロナウイルス感染症予防対策企業補助金についてでございます。これにつきまして、当初予定をしていた件数につきましては、150件を見込んでございました。これに対しまして、8月末現在の執行は23件という執行の状況でございます。その差につきましては、従いまして、127件ほど少なかったということでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、これにつきましては、当初250件ほど見込んでおまして、8月末現在でございますが、執行は123件でございます。従いまして、127件ほど見込みより少ない状況であったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 林業専用道整備工事の事業費の減についてのご質問にお答えいたします。

今回の補正ですが、補正予算書、ご覧いただきたいと思います。今回、今ご指摘あり

ました林業専用道整備工事、370万円の減のほか、今回の専用道の補正については、節の12、委託料の測量設計委託料、80万円追加しております。それから、その下の立木伐採委託料、412万5千円。それから下に行きまして、21節の補償補てん及び賠償金のところですが、立木等補償費、22万9千円減としております。

今回、林業専用道、杉山前佛線の事業費、調整させていただきましたが、全体の中で、今回、立木伐採を起業者伐採ということで、所有者に伐採をお願いする計画でございましたが、これ事業者、町のほうで伐採するように計画を変更したという点と、設計について、林野庁が示しております林道作設指針というものがありますが、これの指針の変更に伴いまして、設計の委託料を変更すると、そういった全体を調整して工事費のほうで調整を行ったということでもあります。工事費のほうで調整を行いましたが、工事する延長は変えずに、その工事の内容で調整を行ったということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今の林道専用道ですが、完成見込みというものが、もし分かればお示してください。

それから、企業補助金等の件ですけれども、8月末時点というような返答がありましたけれども、この申し込みの期限というのは、いつまでなんでしょうか、もうすでに8月末で終わったんですか、その点、2点お聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この杉山前佛線の完成予定ということではありますが、今のところ令和5年度を目標に実施しております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 7番議員の再質問にお答えをいたします。

コロナウイルス関係の補助金の申請期限についてのご質問でございますが、まず初めに、新型コロナウイルス感染予防対策企業補助金、こちらにつきましては、申請の期間は7月31日までで終了しております。

もう1点、1回目のご質問がありました新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、こちらにつきましては、2月15日までの申請期限となっております。

以上でございます。

○議長 ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も何点か質問したいと思います。

まず初めに、9ページ、歳入ですが、13の2の1、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が入っております。これの算定方法といたしますか、全国的なものでありますけれども、一定の方法でこれが各市町村に配られて、その方法とはどんな方法でなされているのか。また、これは事業によっても増減があるのか。まずそれが1点。

2点目は、13ページの11、2の1の11の総合情報制作費、これデジタル戦略ということで、全員協議会でも説明を受けましたけれども、この中の委託料があります。この各委託料、情報連携基盤等構築導入委託料、それから支出の検討導入委託料、それから首都圏起業人材交流事業委託料、デジタル戦略調査委託料、この委託先と内容についてお伺い

たします。

それから、16 ページ、民生費、3 款 1 項の 14、工事請負費、小規模多機能型居宅介護施設整備工事、駐車場の整備ということでありまして、あそこの面積の割には工事費がだいぶあるなと思って、この工事の内容と申しますか、仕様内容。あるいは面積に対する単価等、消雪まで含んでいるのかどうかという、その辺も含めましてお伺いします。

それと、19 ページ、6 款 2 項の 1 目の 18 節で、広葉樹林再生事業委託料、2,649 万 8 千円ですが、この内容と申しますか、伐採でいくら、放射能検査でいくら、その区分と、あるいはその対象面積。そして、それを終わってから、西会津町でこの広葉樹林再生事業に対象となる残面積はどのくらいで、今後の計画をお示しください。

以上です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定のまず基礎から申し上げます。こちらのほうにつきましては、各地方公共団体の交付限度額につきましては、人口、新型コロナウイルス感染症の感染状況、あと、国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定されたということでございますので、なお人口につきましては、平成 27 年度の国勢調査を基準に交付されているということでございます。それに基づきまして算定されているということでございます。

続きまして、デジタル戦略関係の委託先と内容ということでしたが、現在、デジタル戦略につきましては、委託という部分で事業あげさせておりますが、今後デジタル戦略のアドバイザーの方々と調整の上、委託先等については、今後発注させていただきたいと思っております。その各事業の内容についてでございますが、まず、情報連携基盤等構築事業につきましては、町と住民等の皆さまが、両方が簡単にやり取りできるようなシステムを構築してみてもどうかということで、その関係の構築費用とか、アプリの活用とか、そういうような部分を含めまして、トータル 411 万 9 千円というような内容となっております。

また、生活支援システムの関係のシステム検討導入委託料につきましては、現在、電話だけでやっておりますデマンドバスを、ケーブルテレビの L 字データ放送の中で利用できないかというようなシステムの検討調査を行っていきたいということで、その関係費用で 330 万円となっております。

続きまして、首都圏起業人材交流事業委託料につきましては、こちらのほうにつきましては、首都圏で起業されている方々を西会津にお招きいたしまして、西会津の方々と情報交換しながら、その移住に向けた内容とか、あと、新しい起業のあり方等を考える部分で、だいたい首都圏からは 20 名ぐらいの人を呼んで、こちらのほうで、そのいわゆるアイデアを出す会議等を開催したいという経費で、全て人材募集から全てを含めまして、352 万円程度の予算を計上しているということでございます。

再三申し上げますが、こちらのほうにつきましては、アドバイザーの方々と併せまして委託業者を発注していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、私のほうからは、3款、老人福祉費、14節、工事請負費の小規模多機能型居宅介護施設整備工事、1千万円のご質問にお答えいたしたいと思います。

この工事につきましては、建設を今進めております奥川地区に整備いたします小規模多機能型居宅介護施設の外構工事、駐車場などの舗装工事を計上しております。面積は616平米、1千万円で割り返しますと、1万6,233円の平米当たりの単価ということでございます。融雪設備などは考えてございませんで、一般的なアスファルト舗装を施すという計画でございます。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　広葉樹林再生事業についてお答えいたします。

今回追加いたします広葉樹林再生事業につきましては、松尾地区での実施を予定しております。この事業につきましては、放射能に汚染された森林を伐採して、キノコの原木の生産等を、また再び復活させるというような事業でありまして、伐採及び放射能検査ということで事業の対象となります。今回、2,649万8千円の事業費、計上しておりますが、伐採で2,406万7千円、放射能検査で243万1千円という内訳になっております。

今後の事業の計画ですが、これにつきましては、事業の対象となりますのが、原木の放射線量、1キログラム当たり放射性セシウムの量で50ベクレル以上の森林ということで、対象になりますので、そういった数値が確認された森林ということで、今後計画していきたいと思いますが、具体的に今後どこを事業要望していくかというのは、まだ決まっております。来年に向けて計画を立てていきたいというふうに思っております。

○議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　何点か再質問したいと思います。

それでは、確認ですが、歳入の場合の新型コロナは、事業によっては増減はないということでしょうか。

それとあとは、ちょっと前後しますが、小規模多機能の駐車場ですね、外構工事でこれだけの面積でこれだけということで、分かったんですが、あそこ勾配、逆になってるはずなんですよね、国道が高く建物のほうが低いということで、その辺はどのような工夫がなされておるのでしょうか。

それと、先ほどのデジタル関係の戦略調査委託料というのが、これが最終的に一番基となる委託というか、目的と、それによって今言われたような、各あれで進めると、そう解釈してよろしいのでしょうか。

あとは、広葉樹林は今後ということですが、復興予算が10年延びたということでありまして、早め早めの対応を求めて、少しでもこの事業を活用したほうがよろしいと思いますが、その考え方をお聞きしたいと思います。

○議長　企画情報課長。

○企画情報課長　お答えいたします。

まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、事業によって増減があるのかというようなご質問でございしますが、こちらのほうにつきましては、事業によって増減というのはございません。いわゆる総額ということになっています。

2点目のデジタル戦略の部分につきましては、デジタル戦略の策定というのは確かに大

元の大きな町の方針ということで考えておりますが、今回、3事業につきましては、町でちょっと必要なものということで、先行して今回の新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金を活用して、先行事例という形で取り組んでいきたいということで住み分けをしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、小規模多機能型居宅介護施設の駐車場整備の工事請負費について、ご質問にお答えいたしたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、既存の建物自体が、すでに国道敷よりも若干下がっているといったところで、今現在、既存の建物の改修工事を本体工事として行っているわけなんです、その工事の中で、建物の周りに側溝を施す工事を予定しております。その側溝にすり合わせるような形で、国道から側溝まで舗装を、勾配を付けて、そこに雨水などは取り込んでいきたいというような考えでございます。ただ、その排水については、今までの施設の排水同様、建物の裏手のほうに排水を予定してございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 広葉樹林再生事業についてですが、議員ご指摘になりましたように、10年間事業が延長されたというのは、県のほうにも確認しておりますが、その事業の詳細につきましては、まだ示されてございませんで、例えばその補助率ですとか、事業対象ですとか、もう一度県に確認して計画する必要があるかなというふうに考えております。

いずれにしても、早めに情報収集いたしまして、必要な事業については早めに計画してまいりたいと考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その舗装というか、駐車場の件なんです、舗装してU字溝入れるという、それは当たり前、あの勾配的なこととか、雨量に関係して、U字溝といいますか、排水溝の大きさというのはどの程度に設計されたのか。結構これだけの面積のものが集まるとなれば、雨の量によっては排水の問題が出てくるような恐れもありますし、また勾配によっては、介護施設ということで、いろんな乗り降り、玄関にやるにしても何にしても、その危険性というものがあると思うんですが、その辺はどのように考慮されましたか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 再々質問にお答えいたします。

駐車場の排水量につきましては、今現在、建物の管理を行っていただいております委託業者に側溝の能力などを確認しながら、現在の駐車場敷の舗装整備を行ったとしても、計画どおりの側溝の大きさを問題ないというふうな確認を取ってございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今回の小規模多機能型居宅介護施設に設置いたします側溝の大きさでございますが、幅が、内容量で30センチ、高さが、場所にもよってでございますが。

○議長 暫時休議にします。(13時51分)

○議長 再開します。(13時52分)

福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、小規模多機能型居宅介護施設の駐車場整備のご質問にお答え

いたします。

現在整備を行っております建物で設置する、建物周りの側溝でございますが、大きさは幅 30 センチ、高さ 30 センチでございます。

答弁漏れがございました。勾配につきましては、全て同じレベルで設置するというところで、施設内での勾配については、側溝で雨が流れる程度の勾配ということで、ご理解いただければというふうに思います。

- 議長 確認します。12 番議員、さっきの勾配というのは、駐車場の片方が高いから。
- 武藤道廣 道路が高いから、建物の側溝にすり付けると、勾配があるから危険性があるから、その勾配を安全に直してるのかと聞いているわけ。側溝に勾配あるの当たり前の話なんだ、水、流れなくなってしまうそれでは。
- 議長 福祉介護課長。
- 福祉介護課長 それでは、今回整備いたします外構工事、駐車場の勾配についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

国道敷から建物まで、建物が若干国道敷よりも低いといったところで、勾配が発生いたします。なお、出入り口につきましては、国道から平らにすり付けをいたしまして、高齢者の皆さんが出入りするには支障のないように駐車場整備は行いますが、駐車場部分につきましては、今回整備します建物の側溝に合わせて、そこに取り付けのような舗装面を施してまいりますので、若干の勾配は出てまいります、現時点での勾配よりは厚みが出ますので、緩やかになるのではないかとというふうに考えてございます。

- 議長 12 番、武藤道廣君。
- 武藤道廣 確認しますけれども、玄関に対する道路からの勾配はなく、フラットでいくということだね。それは分かった。そうすると、残ったところは、U字溝の勾配に合わせた、そこに入るような勾配で駐車場はつくるんだけど、とすることは、道路と駐車場は段差ができると解釈していいのか。それとも、道路に合わせてU字溝の淵を上げて、勾配を消すというやり方もあるんだけど、どういうことなのかな。
- 議長 暫時休議にします。(13時56分)
- 議長 再開します。(14時05分)

福祉介護課長。

- 福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。
小規模多機能型居宅介護施設の外構工事のご質問でございますが、建物と国道敷にございます勾配につきましては、その勾配を考慮しながら、建物の利用に際して安全性が確保できるような設計をこれから施して工事にあたってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 議長 ほかに。
9 番、多賀剛君。

- 多賀剛 私も何点かお尋ねいたします。
まず、歳入のほうで、使用料・手数料で、いわゆる雪室貯蔵施設の使用料、25 万ほどですけれども、これ増えているということは、利用者が増えたのかなと、大変いいことあります。これ歳出でも備品購入、あるいは委託料ありますが、この雪室貯蔵施設の、いわ

ゆるあそこは空調も入りましたから、年間のランニングコスト、あるいは雪を入れてのコスト等々、いわゆるどのくらい使用料、稼いでいるという言い方あれですけど、どれくらい使用料をいただけるようになってきているのか、その辺をお示してください。

あと、繰入金の中で、減債基金の繰り入れ、4,480万、これは臨財債を繰り上げ償還したいということでありましたが、これで繰り上げ償還の目処は立ったのかどうか、お尋ねをいたします。

あと、歳出に移ります。歳出の中で、これは議会からの要望もありましたけども、自動検温カメラ、これを購入するということではありますが、このカメラは、やっぱりあのときも言いましたけども、運用のあり方もやっぱり一緒に検討していただかないと、ただ検温のカメラを置いただけでは、どれほど効果があるのかなという、私、思いでございましたが、その運用のマニュアルとか何か、運用のあり方を考えられたのか。それとも、来庁者の、いわゆる性善説に基づいて、ご自分で判断していただくようにしかできなかったのか、その辺をお示しいただきたいと思います。

それと、16ページの民生費の中で、いわゆる今まで婚活イベント等の企画運営委託料、これ300万減額されて、今度、後継者対策協議会委員報酬というのがあがってますので、この今までの婚活を委託していたことをやめて、今度新しい、いわゆる後継者対策協議会をつくるのかなと、私なりに判断しましたけども、もし、この婚活イベントを減額してやめてしまうとなれば、どのような経緯で、またこれまでの成果はどれほどだったのか。

あるいは、あともう一つは、後継者対策協議会委員というのは、どのぐらいの人数でどんな人で、どんなことをこの協議会で決めていくことになるのか、分かればお示しいたください。

あと、7番、小柴議員とちょっと重複するかもしれませんが、今次補正でコロナ関連の補助金等、これいくつか事業精査した上で減額されておりますが、これトータルで、いわゆる事業精査した中でどれくらい落とすことができたのか、その金額が分かればお示しいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 雪室貯蔵施設の使用料についてのご質問にお答えいたします。

この使用料については、1袋、一つ、1日4円ということで使用料が定められております。今回補正した金額の算出の根拠ですが、今後、雪室を活用いたしまして、米のブランド化に取り組んでいきたいということで、議員からもおっしゃいましたように、今年度、新たに空調設備、整備しましたので、それを活用しまして、令和2年産の米から雪室のほうに入れていって、付加価値を付けていきたいということであります。今回の算出ですが、10月から米千袋を見込んで、徐々に減ってきますので、3月の段階では千から少なくともはなっておりますが、そういったことで算出しております。

○議長 総務課長。

○総務課長 減債基金の繰入金のご質問にお答えをいたします。

今年度、臨時財政対策債、平成21年度借入れの繰り上げ償還を実施する予定でございます。実行日は9月25日、繰り上げ償還の額が5,907万9,668円ということで、今次補正におきまして、繰入金、4,480万円を予算化して繰り入れれば、補正後の予算額、5,908

万円ということで、繰り上げ償還の全額繰り入れることとなります。

それから2点目の、検温カメラの運用ということで、今次補正におきまして役場庁舎4台、それから公民館、奥川支所、新郷連絡所等々、公共施設に合計14台、この予算に計上してございます。

それで運用方法でございますが、入り口に検温カメラを置かせていただきまして、37度5分以上の方が、そのカメラの前に行くともアラームが鳴ります。それで、運用でございますが、人を張り付けておくようなことは、現在考えてございませんで、カメラの脇に貼り紙といいますか、お願いといいますか、まずカメラでしっかり検温していただいて、7度5分以上ある方については、申し訳ございませんが、中に入るのをご遠慮いただくというような周知方法で、現在のところ考えてございます。

以上です。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 9番議員のご質問にお答えをいたします。

後継者対策協議会を立ち上げる企画に至った経緯について、まずご説明を申し上げます。当初は後継者対策、いわゆる婚活事業になりますけれども、例年と同じように専門の業者から提案をいただいて、プロポーザル方式によって婚活のイベントの企画を予定してまいりました。その後、この新型コロナウイルスの感染拡大の状況にあいまして、その中で、このコロナ禍の中でどういう婚活の企画ができるかということで、再度その辺を考慮してイベントの提案を受けたわけでありましてけれども、なかなかこのコロナ禍に対応したイベントの提案、採用には至らなかったというような経過がございました。これが一つ。

それと、この間、町内の主要な企業を訪問させていただきました。その中で、企業に勤めるその従業員の方々の、その未婚者対策、これも企業で重なる課題になっている。こういったお話がございました。

これらを含めまして、町といたしましては県から専門のアドバイザーを派遣をいただきまして、そうした企業の方々からも委員、この協議会に参画をいただいて、今後の町の後継者対策事業、婚活も含めて、どのような形にもっていったら効果があるのかということ協議をしたい。来年以降の婚活対策の具体的な内容、あるいは方向性について、この町でどういったことができるのか、どういったことが有効なのか、若い方々はどういうふうなことを望んでいるのかということ、しっかりと専門家も招きながら協議をしてまいりたいという経緯で、今回、協議会の開催に係る経費を補正予算で計上させていただいたところでございます。これが経緯でございまして、その構成の委員の数でございましてけれども、最大15名を予定をしております。

どういった方を委員の構成にするのかということでございますが、これにつきましては、町内の各種団体、また、今ほど申し上げました、その企業からも委員の選出にご協力をいただきまして、委員を構成していきたいというふうに考えてございます。またそこにはアドバイザーとして、県から専門家も派遣をしていただく予定でございまして。どんなことを決めるのかということにつきましては、今ほど前段で申し上げましたとおりでございます。

それと、これまでの後継者対策の成果というご質問でございました。今、手元にありますのは平成22年からの資料でございますけれども、おおむね10年間の対策の中で、延べ

400名ほどの若い男女の方々に参加をいただきました。このうち約60組がカップルになり、そのうち4組が婚姻にまで至ったというような実績になってございます。

以上でございます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

新型コロナ感染症予防臨時交付金の関係の、今回の減額補正という額でございますが、トータルで2,759万円の減額となっております。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。いわゆる雪室貯蔵施設に関しては、単純に収支、バランス合うのかなということだけお尋ねしたかった。これから2年度産米、1千袋を10月から入れたいということではありますが、毎月の電気量、あるいは雪を入れる経費等々を含めて、帳尻合えば私はいいなと思って、これからうんと活用していただければいいなと思いますから、そのいわゆるランニングコストと年間の使用料で帳尻が合うのかどうなのかを、それだけでいいです。

あと、婚活に関しては、そうすると今までの外部委託、イベント等の外部委託はやめて、これからは、いわゆるこの後継者対策協議会で、みんな決めてやっていこうという方向性でいいのか、今年は本当、コロナの特殊な要因がありますから、今年はとりあえず婚活イベントできないので、この外部委託やめたけども、今年ばかりでなくて来年以降も、いわゆるこれからは後継者対策協議会で決めていくということに理解していいのか、お尋ねします。

あと、今回のコロナウイルスの減額補正、2,700万ほどあったというようなことで、今回の第3弾も補正では、一般財源2千万からつぎ込んでますから、聞いて安心しました。これだけ減額されればね、少しでも一般財源の負担が少なくなるなという思いでおりますので、その辺のところをお尋ねしたかったです。

以上です。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 雪室貯蔵施設のご質問にお答えいたします。

雪室にかかる経常的な経費が40万円弱ほどですので、今回補正いたしますと、44万7千円ということで見込まれますので、フルにこれが入れば、経費は出るかなというふうに考えております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 9番議員の再質問にお答えをいたします。

今年度の婚活のイベントにつきましては、もうこれから再度業者の提案をいただいても無理だろうという判断に立っております。従いまして、今年度は協議会を立ち上げて、来年度以降の対策を協議してまいろうという体制でございます。

来年度以降どうするのかというお話でございますけれども、これまでの町の対策、これらの成果を踏まえて、それらを検証し、また委員の皆さま方のご意見を頂戴しながら、専門家のアドバイスもいただいて、来年以降、直営でやったほうがいいのか、またコンセプト

トを決めて業者に提案をいただいたほうがいいのか、その辺もゼロベースでもう一度検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第16号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第6次)は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第17号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第17号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の調製についてご説明申し上げます。

初めに、本補正予算案の概要であります。事業勘定につきましては、6月議会定例会においてご議決いただきました、本年度の国保税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調整したものであります。

診療施設勘定につきましては、前年度繰越金が確定したことなどによる調整であります。それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,720万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,274万2千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ635万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,174万5千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1款、国民健康保険税、1項1目、一般被保険者国民健康保険税、483万6千円の増は、

6月議会定例会でご議決いただきました、本年度の国保税率の改正による本算定を行い、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分の所要額をそれぞれ計上したところであり、

なお、収納率は医療分と後期高齢者支援分を96パーセント、介護納付金分を95パーセントと見込んでおられるところであり、

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金、5,326万9千円の増は、県から示されました普通交付金の増額であります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、266万6千円の減は、本算定により国保税軽減額が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額であります。

8ページをご覧ください。

7款、繰越金、1項1目、繰越金、1,176万7千円の増は、前年度繰越額確定による増額であります。

9ページをご覧ください。歳出であります。

2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費、4,217万5千円の増から、10ページ、3款、国民健康保険事業費納付金、3項1目、介護納付金分、174万6千円までの増は、県から示されました額を調整し、それぞれ計上したものであります。

11ページをご覧ください。

5款、基金積立金、1項1目、国保基金積立金、1,176万8千円の増は、前年度決算剰余金を基金に積み立てるものであります。なお、令和2年度末の基金残高見込み額は3,091万1千円であります。

続きまして、診療施設勘定についてご説明いたします。

事項別明細書の13ページをご覧ください。歳入であります。

4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、324万7千円の減額は、新型コロナウイルス感染症による医療機関や訪問看護事業所、薬局などでの院内感染を防止するため、新たに医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業が創設されることになりました。

交付金額は1診療所につき100万円、1訪問看護事業所につき70万円であり、本町には3診療所と1訪問看護事業所、合わせて370万円が交付されることから、本交付金を去る7月の臨時議会でご議決いただきました診療所等で使用するパルスオキシメーター等購入に係る財源として振り替えることによる財源調整であります。

5款、繰越金、1項1目、繰越金、460万2千円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

8款、県支出金、1項1目、診療施設県補助金、500万円の増は、4款、一般会計繰入金でご説明申し上げました、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係る3診療所及び訪問看護事業所への補助金、370万円の追加、及び医療機関や訪問看護事業所などに勤務する医療従事者や職員などに対して、感謝と慰労を目的に国から支給される、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の補助金、130万円の追加であります。

14ページをご覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費、175万3千円の計上は、季節性インフルエンザなどの感染防止対策として群岡診療所と奥川診療所に設置する、空気清浄機5台の購入費

など45万3千円の追加と、診療所と訪問看護事業所に勤務する職員など26名に支給する、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、130万円の追加などであります。

4款、予備費、1項1目、予備費、460万2千円の計上は、前年度決算額確定による予備費の増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第17号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第18号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第18号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。

今次の補正は、令和元年度決算により、繰越金が確定したことや、前年度の介護給付費などの確定による国、県などへ返還する償還金などを計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,718万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億3,468万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページをご覧ください。歳入であります。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金、434万円の増額は、昨年度の精算によ

る負担金の増額であります。

8 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金は 4,284 万円の増額です。これは、令和元年度からの繰越金であります。

9 款、諸収入、2 項 2 目、返納金は 9 千円の新規計上です。これは、施設介護サービス給付費の過誤返納に伴う、高額介護サービス費の返納金です。

次に、6 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、2 項 1 目、賦課徴収費は、今次の補正額はありますが、予算額の組み替えを行うものであります。

2 款、保険給付費、4 項 2 目、高額介護予防サービス費、2 万円の増額は、要支援者が利用する介護予防サービスの利用者負担額を世帯合算した際、月の上限額を超えた額を給付するものであります。この給付対象者の増によるものであります。

3 款、基金積立金、1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金、3,576 万 9 千円の増額は、令和元年度繰越金から、今次補正で必要となる額を除き、その残額を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

これにより、介護給付費準備基金の令和 2 年度末の残高は、4,338 万円になる見込みであります。

6 款、諸支出金、1 項 2 目、償還金、1,140 万円の追加は、令和元年度介護給付費の確定に伴う国・県などへの返還金であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、令和 2 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 18 号、令和 2 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 19 号、令和 2 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 19 号、令和 2 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）の調

製についてご説明いたします。

今次補正予算は、歳入においては、コロナ禍の営業自粛に伴う使用料の減や、全体事業費の精査に伴う一般会計補助金等の財源調整であります。

歳出においては、老朽管更新工事や機器更新工事の増額等であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第1条、総則、令和2年度西会津町の水道事業会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和2年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも、補正予定額の合計496万9千円を増額し、それぞれ2億5,863万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、9,720万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、802万3千円、過年度分損益勘定留保資金、5,181万7千円、減債積立金、1千万円、建設改良積立金、500万円、及び当年度損益勘定留保資金、2,236万3千円で補てんするものとする。を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,105万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、886万3千円、過年度分損益勘定留保資金、6,165万5千円、減債積立金、1千万円、建設改良積立金、600万円、及び当年度損益勘定留保資金、2,453万3千円で補てんするものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入は、補正予定額、461万3千円を減額し1億1,119万5千円とするものです。

支出は、補正予定額、923万5千円を増額し2億2,224万6千円とするものです。

第4条、特例的収入及び支出の補正、予算第4条の2本文中、未収金及び未払金の金額は、それぞれ450万円及び150万円である。を、未収金及び未払金の金額は、それぞれ446万1千円及び146万5千円である。に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページをご覧いただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の収入は、第1款、水道事業収益、1項1目、給水収益は138万6千円の減額です。これは新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う営業自粛の影響によるものです。2項2目、他会計補助金、136万1千円の増額は、使用料収入の減額に伴う一般会計補助金の調整です。

第2款、簡易水道等事業収益、2項2目、他会計補助金、325万2千円の増額は、収益的支出の増額に伴う一般会計補助金の調整です。

4ページをご覧いただきたいと思います。次に支出です。

第1款、水道事業費用、153万2千円の増額、及び第2款、簡易水道等事業費用、343万7千円の増額は、主に令和元年度決算に伴う各費用の調整です。

次に、資本的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業資本的収入、2項1目、他会計補助金、336万1千円の減額、及び第2款、簡易水道等事業資本的収入、2項1目、他会計補助金、125万2千円の減額は、収益的収入の一般会計補助金の増額と見合い額の計上であります。

次に、支出です。

第1款、水道事業資本的支出、1項1目、建設改良費、822万5千円の増額は、老朽管更新工事等の事業費の精査によるものです。

第2款、簡易水道等事業資本的支出、1項1目、建設改良費、101万円の増額は、主に老朽管更新工事の事業費の精査によるものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第19号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第20号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第20号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算(第1次)の調製についてご説明いたします。

今次補正予算は、歳入においては、全体事業費の精査に伴う一般会計補助金等の財源調整が主なものであります。

歳出においては、主に減価償却費の確定に伴う事業費の精査や農業集落排水処理事業の機器故障に伴う工事費の増額等であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第1条、総則、令和2年度西会津町の下水道事業会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和2年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも補正予定額の合計、1,105万9千円を増額し4億1,240万5千円とするものです。

2ページをご覧いただきたいと思います。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、9,914万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、988万2千円、及び当年度損益勘定留保資金、8,926万2千円で補てんするものとする。を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億764万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、1,018万4千円、当年度損益勘定留保資金、9,729万円、及び前年度引継金、16万6千円で補てんするものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入は、補正予定額の合計、517万5千円を減額し1億6,319万2千円とするものです。

支出の第2款、農業集落排水処理事業資本的支出は、補正予定額の合計、332万1千円を増額し2億7,083万2千円とするものです。

第4条、特例的収入及び支出の補正、予算第4条の2本文中、未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,240万円及び1,970万円である。を、未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,976万2千円及び1,990万2千円である。に補正する。

第5条、企業債の補正、予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起債の目的は下水道事業で、補正前の限度額、350万円を310万円増額し、補正後の限度額を660万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、4ページをご覧くださいと思います。

まず、収益的収入及び支出の収入は、第1款、公共下水道事業収益、2項4目、他会計補助金、571万8千円の増額、及び第2款、農業集落排水処理事業収益、2項2目、他会計補助金、138万9千円の増額、並びに第3款、個別排水処理事業収益、2項2目、他会計補助金、116万8千円の増額は、いずれも収益的支出の増額に伴う一般会計補助金の調整です。そのほかは、令和元年度決算に伴う収益の精査による調整です。

6ページをご覧くださいと思います。次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用から第3款、個別排水処理事業費用は、主に令和元年度決算に伴う各費用の精査による調整です。

8ページをご覧くださいと思います。

資本的収入及び支出の収入です。

第1款、公共下水道事業資本的収入、571万8千円の減額は、収益的収入の増額に対する見合い額の計上です。

第2款、農業集落排水処理事業資本的収入、1項1目、企業債、310万円の増額は、野尻施設機器更新工事の財源とするものです。2項1目、他会計補助金、138万9千円の減額、及び第3款、個別排水処理事業資本的収入、2項1目、他会計補助金、116万8千円の減額は、収益的収入の増額に対する見合い額の計上です。

支出の第2款、農業集落排水処理事業資本的支出、1項2目、処理場建設費、332万1千円の増額は、野尻施設機器更新工事費の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　1点お聞かせください。資本的収入及び支出の件の支出で、野尻の施設機器の更新工事とありますけども、内容的にはどういうふうになっておりますか。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

野尻施設の機器更新でありますけれども、名称でいうとインテリジェントプリンターといいまして、パソコンのプリンターではありませんけれども、パソコンや携帯電話を利用しまして、その施設の運転状況を確認できる、管理する機械でございます。重要な機械でございますので、更新をさせていただきたいと。なお、故障によるものでございます。

○議長　7番、小柴敬君。

○小柴敬　これは外部に委託している部分の通信機器ということで解釈してよろしいですか。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

これ、各農業集落排水処理施設でございますけれども、そこに設置されておまして、遠隔でその運転状況を確認できるという品物でございます。

○議長　ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第20号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(14時57分)

令和2年第8回西会津町議会定例会会議録

令和2年9月11日（金）

開 議 10時00分
閉 会 11時33分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第8回議会定例会議事日程（第8号）

令和2年9月11日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第21号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第22号 財産の取得について（町民バス）
- 日程第3 議案第23号 財産の取得について（スクールバス）
- 日程第4 議案第24号 町道の認定について
- 日程第5 議案第25号 西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 提案理由の説明
- 日程第9 議案第28号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第10 議案第29号 財産の取得について（輻射式冷暖房装置）

- 日程第11 請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第12 請願第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出について
- 日程第13 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第14 意見書案第2号 東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める意見書
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第17 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会活性化特別委員会)

(広報広聴常任委員会広報分科会)

○議長 おはようございます。

令和2年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。町長より追加議案として、別紙配付のとおり2件の議案が提出され、受理しました。

議会運営委員会に諮り、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

以上です。

○議長 日程第1、議案第21号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第21号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、奥川小屋の宮澤秀夫さんの功績について、令和2年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月25日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

宮澤秀夫さんの功績であります。町議会議員として3期12年の長きにわたり、議会の伸展と町政の向上発展に貢献されたところであります。

特に、平成11年7月から平成15年6月までの4年間は経済建設常任委員会委員長を務められ、議会の円滑な運営と活性化に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第21号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第2、議案第22号、財産の取得について(町民バス)を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 22 号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、町民バスのまちなか循環線で使用しております 29 人乗りバスについて、平成 22 年度に導入してから約 10 年が経過し、老朽化に伴う性能の低下が著しいことから、このたび、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1 の取得する財産及び数量であります。小型バス 1 台であります。

2 の取得の方法は売買であります。

去る 8 月 19 日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者は、お手元に配付いたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業、有限会社相原モータースの 3 社であります。

入札の結果、有限会社斎藤オート・代表取締役、斎藤一博氏が 1,200 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,320 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は令和 3 年 3 月 31 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 入札関係に関しては質問ないんですが、この小型バスのその後は、どのような処分になるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 12 番、武藤議員のご質問にお答えをいたします。

対象の車両でございますけども、今後、定時定路線等での予備車ということで使用させていただきますこととしてございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 予備車として残すということですが、それに関して、キロ数のあれで古くなったから更新するんですけど、安全性には問題ないんですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

走行距離では、現在 41 万キロということで、相当走行しているわけですが、修繕等行いながらこれまでも使用してまいりました。まだ今後車検等もございまして、安全性には十分注意して使用していきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、財産の取得について(町民バス)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第 22 号、財産の取得について(町民バス)は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 23 号、財産の取得について(スクールバス)を議題とします。

本案についての説明を求めます

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第 23 号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、安座や堀越、芝草方面を運行しております 29 人乗りのスクールバスについて、平成 21 年度に導入してから約 11 年が経過し、老朽化に伴う性能の低下が著しいことから、このたび、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1 の取得する財産及び数量であります。小型バス 1 台であります。

2 の取得の方法は売買であります。

去る 8 月 19 日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者は、お手元に配付いたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、有限会社相原モータース、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業の 3 社であります。

入札の結果、有限会社斎藤オート・代表取締役、斎藤一博氏が 920 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,012 万円を取得価格として、同日、物品売買契約を締結いたしました。納入期限は令和 3 年 3 月 31 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　この財源はどのようになっておりますかということと。

もう 1 点、子どもの乗る人数によって配車関係は、それによって変わるのか、それとも一回決めたらそのまま 29 人乗りをその路線だけで維持するのか、どのような方法でその辺はやっておられるのかお伺いします。

○議長　総務課長。

- 総務課長　　まず初めに、財源の関係からご答弁を申し上げます。
 補助金、その裏は過疎債を充当するということでもありますので、一般財源は10万未満の端数分ということでございます。
- 議長　　学校教育課長、玉木周司君。
- 学校教育課長　　スクールバスの運行の関係につきまして答弁をいたさせていただきます。
 スクールバス、現在12台運行しております。この12台につきましては、基本的には運転手、それから委託している会社によって、それぞれ号車は決めております。運行方向もだいたい決まっております。若干その年の児童生徒の乗降場所によりまして経路を変更したり、また今年の場合は、若干2号車と3号車の運行場所を変えたりということは、若干ございますが、基本的には奥川方面は奥川方面、新郷方面は新郷方面という形で、継続して毎年度運行するような運行経路にしているところでございます。
- 議長　　課長、児童生徒の人数が減っても、同じ29人バスを使うのかと。
- 学校教育課長　　それについては、やっぱり乗車人数、毎年把握しておりますので、運行計画を立てる際に、それによる変更もあり得ます。
- 議長　　ほかに。
 4番、秦貞継君。
- 秦貞継　　今、お話聞いていて思ったんですけど、安全機能、安全性、要は子どもを乗せて歩くスクールバスですから、大人だとね、近寄っちゃいけないとか判断できると思うんですけど、そういった安全機能はどのようなものが付いているのか、お示してください。
- 議長　　学校教育課長。
- 学校教育課長　　購入する際のスクールバスの仕様書上は、付属品としまして車両安全装備一式というような形になっておりますが、具体的には乗降口の手すりだったり、あとはシートベルトだったり、そういった備品が備え付けられているというようなことでございます。
 また、例えば客席につきましては、ニット製であったりとか、そういったことで付属品に入れております。
 また、乗車口のステップだったり、滑り止めを付けた滑りにくい素材にするというような、そういった部分も含めての付属品を指定しているところでございます。
- 議長　　4番、秦貞継君。
- 秦貞継　　安全性というのは、子ども、乗り降りもちろんなんですけども、例えば、後方カメラだとか、コーナーセンサーというのがありますよね。要は発進しようとしたときに、近くに人がいたりすると、ピッと音が鳴って、危険ですよと知らせるようなセンサー。あとよく今言われてますけど、衝突安全、途中で、前の車があった場合、ぶつからないようにするセンサー等が、今、出てる車が標準なのかどうなのか、ちょっと私も忘れちゃったけど。そういった、要は、児童の命を守る安全装置というのは付いていないんでしょうか。
- 議長　　学校教育課長。
- 学校教育課長　　安全対策の部分につきまして、シャッター式のバックカメラだったり、あとドライブレコーダーだったり、そういうのは装備するようにはしておりますし、今ほど議員おただしの部分につきましては、主要装備の中に入れておまして、衝突防止のブレ

ーキだったり、そういった部分も装備されているところでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 衝突安全とドラレコ、ドラレコっていうのは事故が起きたときね、証拠として使うものなので、これは安全とはまた違うと思うんですけど、カメラはあると。センサー類、要は、バスに近づいたら危険を知らせるような装置に関しては、ないんですよね。これで最後に確認ですけども、安全性はちゃんと担保されているんでしょうか、児童の命を守る安全性は担保されているのかどうか、最後に確認します。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 スクールバスを購入するというところで、メーカーのほうに仕様を示して購入しているものでございますので、安全基準、安全対策を付されているバスを購入しているところでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号、財産の取得について(スクールバス)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第23号、財産の取得について(スクールバス)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第24号、町道の認定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第24号、町道の認定について、ご説明いたします。

本案で町道の認定をしようとする路線は、原町北4号線であります。併せて議案第24号参考資料をご覧いただきたいと思います。

現在、当該箇所は旧野沢保育所の駐車場でありますことから、第3定住促進住宅の供用開始に合わせ、道路の管理を適正に行うため、新たに町道の認定をお願いするものであります。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

議案第24号、町道の認定について、道路法第8条第2項の規定により、町道を次のとおり認定する。

路線名は、町道原町北4号線であります。起点・終点とも西会津町野沢字原町乙2247番であります。

起点・終点の地番は、福島県土木部発行の道路管理事務の手引きに、路線の起点から終

点に向かって道路外右側を採番することと記述されております。本路線の場合、右側の土地は起点から終点まで一筆でありますことから、起点・終点とも同じ地番となります。

これで説明を終わりますが、よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　2点お伺いいたします。

今度道路になるということですが、除雪はどのように行うのかをお示してください。

それと、これ今まで駐車場だったものが道路になるわけですから、今度は車の往来、人の往来も、今まであったと思いますけども、あると思うんですが、そのとき、センターラインとか、歩行者を守るラインというのは、これ引くんですか、それともそのまま、ただ町道にするだけなのか。その2点をお示してください。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

まず除雪に関してでありますけども、現在考えておりますのは、直営の路線で考えております。今後、11月ころ除雪計画というものを策定しますけれども、その中で十分に反映させてまいります。

あとラインの関係でございますけども、今回ご議決いただきましたらば、速やかにセンターライン、それから外側線、停止線などを引く段取りでございます。

○議長　ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第24号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第24号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第25号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

指定管理者の指定に係る選定方針等の全体的な説明を求めます。

副町長、大竹享君。

○副町長　議案第25号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定について、議案の説明に先立ち、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る概要についてご説明を申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。

まず、公の施設の管理につきましては、平成15年6月に地方自治法が改正され、新たに

指定管理者制度が創設されたところであります。この新たな制度の創設に伴い、公共団体、公共的団体及び町の出資団体等に限られていた公の施設の管理の委託が、民間業者やNPO法人等にも委託可能となったところであります。

本町におきましては、平成17年9月に西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例を制定し、平成18年4月から各施設の指定管理者を指定してまいりました。現在14の施設で指定管理者を指定しております。

今次の指定にあたりましては、4回の選定委員会を開催し、慎重に選定作業を行ってきたところであります。その選定作業の内容であります。今回の指定管理者選定において、初めての指定管理施設となる西会津町小規模多機能型居宅介護施設につきましては、指定管理者選定の原則であります公募により選定手続きを進めることといたしました。

その結果、応募団体は、社会福祉法人にしあいつ福祉会1団体でありました。

次に、審査結果を申し上げます。申請団体である社会福祉法人にしあいつ福祉会の団体としての経営理念や施設の管理運営体制、取り組み方針などについてヒアリングを実施いたしました。社会福祉法人にしあいつ福祉会は、平成3年の法人設立時より現在に至るまで、29年に及び安定的な経営を図り、町内における高齢者福祉の増進や介護保険サービスの提供の中心的な役割を担い、町所有5施設の指定管理者として、町との緊密な連携の下、良好、適切に管理運営を行ってまいりました。

また、小規模多機能型居宅介護施設で提供するデイサービスなどの各種サービスについても、すでにサービス提供のためのノウハウを備えており、今回、施設を整備する奥川地区には、同法人のサービス利用者が多数おり、利用者との信頼関係がすでに築かれているとともに、地域の情報を熟知した職員がいることで、利用者への安心、安定したサービスの提供ができるものと考えております。

さらに、介護人材の確保についても、職員の研修、資格取得や処遇改善を図り、働きたい職場として選ばれる努力を重ねており、新しい施設への職員の配置についても、地域における新規採用を含め、法人全体として対処できるものと期待できるものであります。

これらのことを踏まえ、社会福祉法人にしあいつ福祉会を指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定期間につきましては、施設の計画的な管理運営と持続安定したサービスの提供、さらには介護老人保健施設や高齢者グループホームといった他の介護施設の周期等を考慮して、指定管理の期間を令和3年4月1日から、令和7年3月31日までの4年間としたところであります。

今回、指定管理者の候補者とした事業者には、住民の財産である公の施設を事業計画に基づき適正に管理するとともに、住民福祉の向上に向け、民間団体の活力を最大限に発揮し、効果的、効率的な運営が図れるよう、町としましても連携の強化を図ったまいりますので、ご理解願います。

なお、議案につきましては、担当課長よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。公の施設の指定管理者の候補者選定に至る概要の説明を終了させていただきます。

○議長 本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

- 福祉介護課長 議案第 25 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本施設についての、指定管理者の選定経過と結果につきましては、先ほど副町長からご説明申し上げましたとおりでありまして、現在、令和 3 年 4 月の開所に向けて、奥川地区に施設整備を進めております、西会津町小規模多機能型居宅介護施設につきまして、新たに社会福祉法人にしあいつ福祉会を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第 25 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人にしあいつ福祉会であります。指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間です。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第 25 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。
従って、議案第 25 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
議案配付のため、暫時休議にします。(10時34分)

- 議長 再開します。(10時37分)
日程第 6、議案第 26 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
本案についての説明を求めます。
町長、薄友喜君。

- 町長 議案第 26 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。
本年 10 月 4 日で任期満了となります教育委員会委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にありまます平野マチ子さんを適格者として認め、引き続き委員として任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。
任期は、4 年です。

なにとぞ満場一致を持って、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第26号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第26号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第7、議案第27号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第27号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年10月4日で任期満了となります教育委員会委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、奥川・中ノ沢在住の矢部佳宏さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案を申し上げる次第であります。

矢部さんについてご紹介申し上げますと、昭和53年8月、野沢の生まれで、長岡造形大学・環境デザイン学科を卒業後、同大学院へと進まれ、平成15年4月より株式会社上山良子ランドスケープデザイン研究所に入社され、その後、フリーランスのデザイナーとして国内をはじめ、中国・上海などで活躍をされておられました。平成25年4月より西会津国際芸術村に臨時職員として関わられ、現在は、一般社団法人BOOT代表理事として、西会津国際芸術村の指定管理者を担っておられます。

また、中ノ沢自治区長をはじめ、協働のまちづくり推進委員会、健康増進計画策定委員会、学校運営協議会の各種委員を務められ、これからのまちづくりを担っていく若い力の一人であります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、矢部佳宏さんを教育委員会委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 9、議案第 28 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算(第 7 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 28 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算(第 7 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今年度の季節性インフルエンザ予防接種事業について、これまで町の助成対象外であった 18 歳から 64 歳の方に対し、接種費用の一部として 1 人当たり 2,500 円を助成するため、所要の額を計上するものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 2 年度西会津町の一般会計補正予算(第 7 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 457 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 1,562 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。4 ページをご覧ください。

まず歳入であります。17 款、繰入金、2 項 1 目、財政調整基金繰入金、457 万円の増は、今次補正の財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出であります。4 款、衛生費、1 項 2 目、予防費、457 万円の増は、18 歳から 64 歳の方に対するインフルエンザ予防接種補助金、137 万円及びインフルエンザワクチン予防接種費用助成費、320 万円の新規計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いいたします。助成に関しては議会案でもありますし、よろしくお願ひしたいところではありますが、ワクチンの十分な確保というのはできるのかどうか、そこだけ 1 点お伺いいたします。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 ワクチンの確保のご質問でございますが、今年度におきましては、国におきましてもインフルエンザの予防接種される方が増えることを予想しまして、国全体としては、昨年度と比較しまして 12 パーセントの増産をするというふうなことが報道されております。

それを受けまして、町の診療所につきましても、昨年度の接種の人数として 1,500 人分を確保しましたが、今年度につきましましては、さらに 700 人分追加して、現在のところ 2,200 人分を確保しているということでございます。ただし今後、この助成事業によって接種する方が増えれば、追加して確保していきたいというふうに考えております。

○議長 ほかに。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 季節性のインフルエンザの、今ご説明をいただきましたけども、実際は 18 歳未満の方々は、実際受けることはできる。65 歳以上もできるというふうに考えておりましたけども、今、説明の中で、19 歳から、あるいは 64 歳という説明はほとんどされていなかったけども、18 歳という、その年齢を示されてますけども、どちらが正しいのかを伺っておきたいと思ひます。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 年齢のご質問でございますが、これまで町で対象として、助成の対象としていた年代につきましましては、65 歳以上の高齢者の方と、あと 18 歳以下の方でございます。今回、年齢の拡大の対象ということで新たに加えますのが、19 歳から 64 歳という年代の方を対象にしたいということでございます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その説明を受ける際に、19 歳という言葉がなかったのでお尋ねしたわけでありますので、19 歳で間違いはないかどうかを再確認します。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、再質問にお答えいたします。

18 歳というのは高校生相当の年齢ということで、その以下のお子さんについては全額無料で、今年度から予防接種の助成をします。65 歳以上の方についても全額接種料無料ということですが。

今回、19 歳、高校卒業した次の歳と申しますか、その年代から 64 歳までの方の助成を、2 分の 1 をするというところでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 28 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 29 号、財産の取得について（輻射式冷暖房装置）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 29 号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、災害時における指定避難所になっております野沢体育館に冷暖房装置を新たに整備するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1 の取得する財産及び数量であります。輻射式冷暖房装置一式であります。

2 の取得の方法は売買であります。

お手元に配付いたしました入札結果のとおり、去る 9 月 9 日に、条件付一般競争入札による開札会を執行したところであり、開札の結果、株式会社渡部住建・代表取締役、安味幹夫氏が 2,680 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 2,948 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は、令和 3 年 3 月 31 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 何点か質問いたします。

目的、今聞きましたら、災害時の指定避難所における設置のように受け止めたわけでありませうけれども、これの使用はそれに限ったことではないと思うんですが、どういう使用が可能なのか。そしてその使用に関する規定とか、そういうのはどのようにするのか。

それと、体育館、今までにないですよ、この冷暖房をやるといのは、相当の面積のこの冷暖房の装置ということですので、一つだけでやるのか、それとも複数台があるのか。それと、どの辺までの温度管理ができるのか。その辺までお聞かせください。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 12 番、武藤議員のご質問でございますが、野沢体育館、管理しております。

すのが生涯学習課でございますので、ご答弁をさせていただきます。

まず初めに、目的でございますけれども、これにつきましては、野沢体育館が、現在、指定避難場所になってございます。今後、避難所になる予定ではございますけれども、そういったものの避難者の有事の際の快適性を考慮した部分。

あともう一つは、やはり公民館等でいろいろな行事等が行われておりますけれども、やはり手狭な部分がございます。例えば自治功労表彰ですとか、そういった催し物に、会場の広さ、また駐車場の関係で活用していきたいというふうに考えてございます。

使用に関してでございます。使用に関しては、体育館でございますので、現在もスポーツ少年団等の体育競技で使用してございます。この使用に関してでありますけれども、今後いろいろなそういう使用目的、多々ありますが、こういったものは十分に検討していく必要があるというふうに考えてございます。

ちなみにでございますけれども、この近隣では喜多方市高郷体育館が、冷暖房の設備がございます。そこにおいては、使用をしているわけでございますけれども、通常的一般利用、あと減免している団体の利用、どちらにおいても冷暖房費といえますか、電気代は徴収しているようでございます。そこは1時間当たり2,400円を徴収しているということでございますので、こういった部分を参考にしながら、今後、使用についての規定、またこれについては、体育館使用条例がございますので、その条例の改正も必要になってまいります。今後十分に検討して、必要な場合は改正をしていきたいということで考えております。

今回の設置します空調は、申し上げましたように輻射式という部分でございます、通常の電気式のエアコン、床置きタイプでございますけれども、これを5台設置をし、その輻射という部分で、皆さんにイメージしていただくのに、パネルヒーター、ご家庭で設置されているところあるかと思えますけれども、熱を循環して、そのパネルから放射するという部分でございます。電気式のエアコンと、そのパネル式を連動したハイブリッドということで、イニシャルコスト、あとランニングコストにおいても、電気式であるとか、その灯油等燃やして使用するエアコンに比べて、イニシャルコスト、ランニングコストが安く済むというような利点がございます、今、全国的にもかなり多くの自治体、体育館等、いろいろな施設ございますけれども、そういったものに導入がされているというようなことでございます。

温度管理ということでございますけれども、これについても通常のエアコンの範囲内での設定で対処できるということでございます。体育館、非常に広うございますので、そういった部分でエアコンとそのパネルを使用して、その電力的にはかなり消費はするわけでございますけれども、その最大、マックスの出力等で体育館全体を空調できる、温度についても通常のエアコンの設定の範囲内において、ただ、やはり初めつけたときにおいては、急激な部分というのは、そこまであれですけれども、温度管理についても対応はできるというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 目的が相当多岐にわたるということでありますので、この財源といいますが、補助とか何かには、目的的なやつは影響しないかどうか、財源をお聞きしたいと思います。

あと、温度管理の関係なんですけど、どうしても体育館、上が広いわけですけども、それ

をカバーするのに扇風機等でやるような方策もあるわけなんですけど、その辺はどのように考えておられますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 財源についてのご質問にお答えをいたします。

この冷暖房装置の財源でございますが、緊急防災減災事業債、先ほどご説明したとおり、避難所の環境整備ということでもありますので、今申し上げました緊急防災減災事業債が該当します。緊急防災減災事業債につきましては、過疎債と同じく償還金の7割が交付税措置される非常に有利な起債でございます。なお、令和2年度で緊急防災減災事業債が終わってしまうということで、今回が最後ということでございます。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問にお答えをいたします。

まず初めに、先ほどの温度設定ということで、具体的な数字を申し上げます。夏ですと冷房を使用するわけでございますが、19度から30度の温度設定ができると。冬期間の暖房につきましては、17度から28度の設定ができるという部分でございます。

それとその循環といいますか、どうしても空調ですので、温度が高い空気は上のほうに行くという部分でございますけども、このハイブリッド式ということで、パネルを側面に配置、ぐるっといたします。それによって、その部分的と申しますか、下のほうの空気を、より効果的に加熱、冷却するという部分がございますので、実際にこの仕様を見ますと、体育館の上のほうの温度と下のほうの温度、それを使用した場合に、やはり差が出て、その下の部分、使っている部分について、より効果的に、輻射式によって加冷できる部分がございますので、現在のところは、まだその扇風機の設置までは考えてはございませんが、状況を、今後使用にあたって、扇風機等の必要な場合は検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認でございますが、今、その使用目的が災害時というか、緊急防災だということなんですけど、今の話だと、使用の範囲がすごく広いわけですね。それはその補助金には抵触しないで、その確認だけしておきたいと思えます。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今回の冷暖房装置の野沢体育館、それから今年度、先ほど申し上げましたとおり、緊防債が最後の年ということでして、さゆり公園の体育館の照明のLED化、それも緊防債充当しましてやる予定でございます。緊防債、県とのやり取りの中で、今の使用方法等については、当然協議をしておりますので、何ら問題はないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号、財産の取得について（輻射式冷暖房装置）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 29 号、財産の取得について（輻射式冷暖房装置）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、請願第 2 号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書、及び日程第 12、請願第 3 号、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出についてを一括議題とします。

なお、審議の方法は総務常任委員長の請願審査報告後、一議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので、ご協力ください。

請願第 2 号及び請願第 3 号の委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、4 番、秦貞継君。

○総務常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第 2 号。

付託年月日、令和 2 年 9 月 4 日。

件名、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書。

受理番号、請願第 3 号。

付託年月日、令和 2 年 9 月 4 日。

件名、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出について。

審査の結果。ともに継続審査を要する。

以上です。

○議長 日程第 11、請願第 2 号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第 2 号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書を採決します。

お諮りします。

請願第 2 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、請願第3号、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第3号、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

請願第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、請願第3号、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 意見書案第1号についてご説明申し上げます。

提出者は記載のとおり、議会運営委員会の5議員でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

標記の意見書を、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、衆議院議長はじめ、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第2号、東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　意見書案第2号についてご説明申し上げます。

提出者は記載のとおり、議会運営委員会の5議員でございます。

東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める意見書。

標記の意見書を、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める意見書。

東京電力福島第一原発で増え続けるトリチウムを含む汚染水の処分方法を議論する政府小委員会は2月10日、海洋放出と水蒸気放出を現実的な選択肢としながらも、海洋放出の方が実績もあり、放出設備の取り扱いの容易さ、モニタリングのあり方を含め、水蒸気放出に比べ確実に実施できる。と海洋放出を強調する報告書を提出した。

一方、処理水を処分した場合に全ての人々の不安が払しょくされていない状況下では、放出により現在も続いている風評への影響が上乘せされると考えている。との意見も示されている。

トリチウムを含む処理水の取り扱いに係る関係者の意見を聞く場においても、地元自治体や農林水産業者をはじめとした、幅広い関係団体から海洋放出に対する異論が出されるなど、一層、風評被害対策が強く求められている。

福島県内においては、漁業の全面再開を目前にしている地域、農林産物の風評被害払しょくに全力を挙げている地域など、放射能汚染対策を継続して実施している状況であり、この段階において処理水の海洋放出により、これまで福島県民が取り組んできた生活再建、風評被害払しょくの努力をないがしろにするばかりだけでなく風評被害等をもたらすものとなってはならない。

このことから、国においては、トリチウムを含む汚染処理水の海洋放出の判断には幅広い関係者から丁寧に意見を徴するなど慎重を期し、長期地上保管の検討も含めるとともに、処分方法について、全国民に安全性への科学的根拠を示すなど、新たな風評被害を助長しないよう風評対策の拡充・強化と併せて対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第2号、東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、意見書案第2号、東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議員派遣についてを議題とします。

来る 10 月 2 日、金曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の議員研修会及び 10 月 8 日、木曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の議員研修会並びに 11 月 6 日、金曜日に開催されます喜多方広域管内 3 市町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第 118 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 16、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 17、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の制定及び一部改正、令和元年度歳入歳出決算の認定及び令和 2 年度補正予算、人事案件など、町政が当面する重要な案件 29 件についてご審議をいただいたところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆さまからいただきましたご意見等に十分意をもって町政執行に努めてまいります。今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の脅威を感じながらの毎日ではありますが、西会津町からの感染者を出さないよう、最大限の努力を継続してまいり所存であります。議員各位におかれましては、ますますご自愛の上、町勢伸展に特段のご支援、ご協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る 9 月 4 日の開会以来、本日まで 8 日間にわたり、条例の制定及び一部改正をはじめ、令和元年度の決算の認定、令和 2 年度の補正予算、人事案件など、多数の重要案件について議員各位の終始、極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

町当局におかれましては、本会議において議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましても、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であり

ます。

議会は平成25年3月に制定した議会基本条例に基づき、町民と議会との懇談会を開催してまいりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、開催もままならない状況となっております。しかし、このような時期だからこそ町民の皆さまの声を聞き、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら、町勢伸展のため取り組んでまいりたいと考えております。

これから秋も深まってまいりますが、町当局はじめ、議員各位におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防に留意され、この上ともご自愛くださいまして、町政のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これをもって令和2年第8回西会津町議会定例会を閉会します。(11時33分)